

近畿大学
自己点検・評価報告書

平成 29 年度

近畿大学自己点検・評価委員会

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.1
第1章	理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.3
第2章	内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.9
第3章	教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.17
第4章	教育課程・学習成果・・・・・・・・・・・・・・・・	p.24
第5章	学生の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・	p.43
第6章	教員・教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・	p.51
第7章	学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・	p.58
第8章	教育研究等環境・・・・・・・・・・・・・・・・	p.65
第9章	社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・	p.71
第10章	大学運営・財務	
第1節	大学運営・・・・・・・・・・・・・・・・	p.83
第2節	財務・・・・・・・・・・・・・・・・	p.90

平成 30 年 11 月 1 日

平成 30 年度の自己点検評価「平成 29 年度報告書」の取りまとめについて

自己点検・評価委員会 委員長 渥美寿雄

近畿大学（以下「本学」）では、平成 3 年～7 年に各学部・研究科に「自己点検・評価委員会」を設けるとともに、平成 4 年に「近畿大学における教育・研究に関する調査委員会」を設置し、各学部から提出された報告をもとに「近畿大学における教育・研究に関する現状と課題」をまとめた（平成 8 年 7 月）。

その後、本学は平成 12 年に大学基準協会による相互評価を受審し、平成 13 年 3 月に相互評価認定校として認定された。この時に、本学は報告書と基準協会による「近畿大学に関する相互評価結果」（助言および勧告を含む）を収録した「近畿大学における教育・研究に関する現状と課題 第 2 号」を、全教職員に配付し、改革の指針としての活用を図った（平成 13 年 7 月）。さらに、大学基準協会による助言および勧告事項については、その後 3 年にわたって改善に取り組み、「近畿大学相互評価結果の改善報告書」を平成 16 年 7 月に大学基準協会に提出し、概ね良い評価を得た。

また、大学認証評価を平成 19 年度（2007 年）に申請し、書面審査ならびに実地視察を経て、本学は「大学基準協会の大学基準に適合している」と平成 27 年（2015 年）3 月 31 日までの認定を得た。なお、平成 19 年度の大学評価において改善が指摘された 18 点の指摘事項に対して本学は平成 23 年 7 月に改善報告書を提出した。その結果、多くの提言を受け止め、改善に取り組んでいることを評価されたが、引き続き努力が望まれる項目も残っており、継続的な努力がなされてきた。

平成 26 年度（2015 年）には、「機関別認証評価」を大学基準協会に申請し、書面審査ならびに実地視察を経て、「大学基準協会の大学基準に適合している」ことが、平成 27 年 3 月に認定された。なお、このとき大学評価において改善が指摘された指摘事項に対して本学は平成 30 年 7 月に改善報告を提出した。

本学は、このように認定評価の受審を受け、平成 19 年 4 月からの第 1 次教育改革、平成 21 年 10 月からの第 2 次教育改革により、教学分野において着実に多くの改革を成し遂げ、自己点検・評価活動を展開してきた。平成 26 年の受審後には、教育改善体制のさらなる充実を図るため、組織改組を含めた第 3 次教育改革をスタートさせた（平成 27 年 7 月）。ここでは、学長によるガバナンス強化を実質化する司令塔として「近畿大学未来戦略機構」を設置し、教育改善に対する全学的な質保証の推進組織、また Action を担う機関として機能させている。また Plan の役割を担う「21 世紀教育改革委員会」は、3 委員会から「グローバル推進検討委員会」を加えた 4 委員会体制になっており、平成 29 年度からは、Check 機能の客観性、公平性を高め、社会のニーズを受け入れるという観点から外部

評価委員会を設置することになった。さらに、「近畿大学未来戦略機構」への支援、教育および教育環境改善へ向けての情報分析を行う機関として IR センターも設置された。

「自己点検・評価委員会」では、これまで各部局の基準で行われていた恒常的な自己点検活動を大学全体として統一性の取れた活動となるよう、大学全体のプランに沿った改善のアクションを示すことを求めている。年度ごとに努力課題と改善項目に対して、各学部・研究科でアクションプラン（3 ヶ年改善計画）を作成し、学部長または研究科長がそれぞれ達成度を評価したうえで「自己点検・評価運営委員会」に報告するという取り組みも、改善活動の有効な手段として導入された。

これからの自己点検評価活動は、大学における様々な取り組みを検証するのみならず、その改善の方策を明示できる自己改善のサイクル、つまり PDCA システムが働くことを促す組織に育てていく必要がある。昨年度の自己点検評価のとりまとめから、外部評価委員会の意見を求めており、一層、客観性と透明性を高めた評価になっているものと期待している。平成 30 年度自己点検評価報告が、教職員一同にとって自己改善サイクルを確立する意識を刺激し、今後の大学改革への意識が高まることを期待したい。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

本学は「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として、教育の目的に「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」を掲げ、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成して、社会に送り出すこと」を全学的な取り組み事項と定め、教学展開並びに大学運営の拠所としている(1-1)。ここにいう「実学」とは、必ずしも直接的な有用性を志向するだけではなく、現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向するものである。「自主独往の気概に満ち」、生涯にわたって自己の向上に励み、社会を支える高い志を持つことが「人に愛され、信頼され、尊敬される」ことにつながり、このような人材を社会に送り出すことが、本学の目指す社会的使命である。知識基盤社会に転換しようとする今日の日本にとって、幅広く日々進歩する知識と柔軟かでしなやかな思考力の育成に努めることは、本学が社会に役立つ教育機関であるとする事の証左にほかならない。14学部12研究科の特色を生かしながらも共に手を携えて、「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指そうとする本学は、この建学の精神および教育の目的に沿って、「近畿大学教育方針」(1-2)を総合大学全体の教育の方向性として定めるものであり、これに基づいて各学部・研究科もその個性的な特徴に適合する教育方針を定めている。

また、『建学の精神』と『教育の目的』に基づき、学部(学科)においては、全学部・学科で、各学部・学科の教育・研究分野の特徴に沿って「教育研究の理念と目的」「育成する人材像」「カリキュラム編成上の特色」等を適切に定め、これを学則に記載している(1-3)。各研究科(専攻)においても、(平成26年以降に新設・改組された総合文化研究科日本文学専攻・英語英米文学専攻・文化・社会学専攻・心理学専攻、生物理工学研究科生体システム工学専攻修士課程(以上、平成26年4月)、総合理工学研究科建築デザイン専攻、産業理工学研究科産業理工学専攻博士後期課程(以上、平成27年4月)を含む)「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」を適切に定め、学則に記載している(1-4)。法務研究科(法科大学院)においては、平成27年4月に「近畿大学法科大学院 教育・研究の目的について」と題して「法科大学院の教育研究の理念と目的、育成する人材像」、「法科大学院の学習・教育目標」、「法科大学院のカリキュラム編成上の特色」を適切に定め、学則に記載している(1-5)。短期大学部においても「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」を適切に定め、学則に記載している(1-6)。

点検・評価項目②：大学の理念・目的および学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・学部・研究科の理念・目的は、上述の通り近畿大学学則等にこれを掲げ、在学生および教職員に対しては講義や研修会による教育・研修および冊子などの配布による広報を通じて周知を図り、併せて大学のホームページで社会に向けて公表している（1-7）。

新任教員を対象に春期と秋期に年2回研修会を継続的に開催している。春期研修会では新任教員向け自校学習を実施し、広島キャンパスおよび福岡キャンパスの新任教員視聴用に研修会録画映像（DVD）を各部局に配布している。

本学では、建学の精神および教育の目的について、出版物の刊行や「不倒館」（創設者世耕弘一記念室、平成21年設立）における展示を通じて、大学構成員のみならず社会に発信している（1-8）。これらの出版物については自校学習教材（参考書）に指定する学部もある（1-8）。大学のホームページにおいても「建学の精神／教育の目的」および「近畿大学教育方針」を掲出しており、大学構成員のみならず社会に対する公表もしているほか、平成27年には、本学と社会との関わりについて社会貢献も含めて解説したリーフレット（1-9）を制作し、主に官公庁向けに配布した。

学生ができる限り早い段階から、本学の建学の精神並びに教育の目的および方針を理解し、本学において自ら学ぶ意欲を高めて、その主体的な学修の嚆矢とすることを企図して、いずれの学部も学生に対して次に掲げるように教育課程内外で、建学の精神等を説明し、さらに、在学生・卒業生の学内外での活躍の紹介等を通じて本学の教育成果に関する共通認識を涵養することに努めている。

- ① 大学の入学式において、建学の精神並びに教育の目的および方針を、創設者のエピソードなどを交えつつ、映像を用いて紹介している。
- ② 授業開始までに、全学部において新入生を対象にオリエンテーションを開催し、教育課程の概要や単位履修の仕組み等と併せて近畿大学および学部・学科・コース等の教育研究の理念と目的を説明し、学修の心構えを説いている。
- ③ 共通教養科目に「自校学習」（経営学部は「基礎ゼミ1・2」の中で実施）を設け、新入生を対象として、大学・学部・学科の歴史と展望および教育理念等について講義すると共に、図書館等大学の施設および各学部・学科等の附置機関について説明している。また、自校学習映像教材として映像教材2編を作成・配布し、創設者の本学建学の理念、今日の教育目標等について、本学の歴史や近年の研究トピックス等と共に説明し、さらに教育の成果である卒業生の優れた社会的業績を紹介している（1-10）。本科目の運用は各学部・学科の裁量に委ねられているが、設置にあたっては全学共通教育機構において大枠を定めたものである。
- ④ 教学責任者による建学の精神および教育の目的等に関する説明は、平成24年度以降継続して実施されている（1-11）。

**点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、
大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

建学の精神および教育の目的に基づいた教育・研究上の目的については、カリキュラムの改定や入学試験制度の変更などの検討に際して、全学的な観点から大学協議会および大学院委員会、その整合性を検討してきたところであるが、平成 27 年度から、全学の自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会が PDCA サイクルの点検・評価に継続的に携わることとされ、定期的な検証システムが整備されている。しかし、一部の学部、研究科では、検証システムが運用されていない。

また、平成 22 年 4 月の「近畿大学教育方針」制定に際して 21 世紀教育改革委員会（学士力強化検討委員会）が主導的な役割を果たした経緯に鑑みて、大学・学部・研究科等の教育研究の理念と目的の適切性に関する検証に際しても、同委員会が全学の推進にあたることとなる。自己点検・評価委員会および学士力強化検討委員会を中心として、今後も引き続いて大学の教育研究の理念と目的との整合性を図りつつ教育・研究の改善活動を進め、理念・目的の妥当性についての点検・評価を実施する。

教育目的・人材育成目標の妥当性を検討する資料として、本学では平成 26 年度のホームカミングデーで実施した卒業後 4 年を経た者を対象とした状況調査がある。その他、全国経済産業リーダーズクラブと提携した新卒業生歓迎会においても同種の調査を行っている（1-13）。なお、平成 26 年以降、農学部・生物理工学部（平成 26 年 4 月）、法学部・経営学部・総合社会学部・農学部（平成 27 年 4 月）において、教育研究の理念と目的等の改定を含む学則変更があり、いずれも公表している。

（2）長所・特色

本学は、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として設立され、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」を教育の目的に定め、現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、クリティカル・シンキングやチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を社会的使命として教育や研究に取り組んできた。このことは学則に明文で定めると共に、履修要項、授業計画に記し、履修指導などの機会を利用して学生に説明し周知を図り、さらにホームページを通じて社会に対しても公開・発信している（1-7）。その上で知識基盤社会に転換しつつある 21 世紀の日本において必要とされる知識と思考力の育成を目指し、総合大学として実践的学問の発展に努めるという教育方針を建て、これに基づいて教育および研究の活動に取り組んでいる。

各学部・研究科も独自の教育の理念・目的を設定し、これに基づく教育方針のもと、大学としての活動に従事している（1-3）（1-4）（1-5）（1-6）。

理念・目的等の策定・点検にあたって、学部・研究科等各部局が責任をもって検討することはもちろん、21世紀教育改革委員会（学士力強化検討委員会）がこれらの適切性について学部・学科・研究科と連携して全学的な見地から検討する体制が整えられ、斉一性のとれた理念・目的・教育方針等の策定と公開が実施されている。また、この全学的取り組みによって、教育理念・目的・方針等についての認識およびこれらに則した教育研究活動の必要性についての認識を全学的に共有することができた。さらに全学の自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会がPDCAサイクルの点検・評価に継続的に携わるシステムが確立され、定期的な検証が実施されている。各学部・研究科においても独自のPDCAサイクルによる検証システムが確立されている。

本学の建学の精神および教育の目的等については、履修要項、授業計画、パンフレットや、大学・学部・研究科のホームページに掲載され、学生および教職員に周知すると共に広く社会にも公表している（1-7）。さらに学部では新入生対象のガイダンス、オリエンテーション等の学部行事や自校学習、基礎ゼミなどの正課授業を通じて学生にこれらを説明している。自校学習を開講し、映像教材も作成・配布して、学生に周知している。

また、新任教員研修会では、全新任教員が本学の建学の精神と教育の目的等について正しい知識を持ち、本学の教育・研究の目標・課題を認識できるように、教員向け自校学習の機会を設け、当日の内容を収録したDVDも各学部等に配布している。

（3）問題点

大学の建学の精神および教育の目的は適切に策定され、大学構成員および社会への公表が図られている。全学的規模における定期的な点検・評価のための改善と検証の主体・サイクル・方式の運用が継続して実施される体制が整い、学部・研究科単位でも点検・評価にあたるPDCAサイクルの構築・運用が実施されてきている。今後は、より質の高いPDCAサイクルの運用が求められている。さらに、各学部で教育の目的・人材育成目標が適切に遂行されているかを定期的に調査し、評価することは重要である。また、授業アンケートや修了生アンケートに加え、企業への聞き取りに加え、社会での活躍が目覚ましい卒業生への追跡調査やヒアリング等を適宜実施し、教育にフィードバックできる体制を確立しなければならない。

（4）全体のまとめ

大学の建学の精神および教育の目的は適切に策定され、教育方針の策定・改定と教育目標を含めた全学的な検証は、学士力強化検討委員会を中心に進められており、加えて、全学的な自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会により、PDCAサイクルの点検・評価が継続的に実施されてきた。

法学部や文芸学部などの改組・新設した学科において新しく教育研究の理念と目的、育成す

る人材像が改定され、これらはいずれも学則に適切に反映されている。さらに、平成 29 年度に改組が計画された生物理工学部においてもポリシーの修正が実施されており、検証体制は着実に定着したといえる。

今後は本学の教育の理念、目的および方針の適切性について定期的な検証システムが効果的に機能しているかをさらに検証しながら、持続的・継続的な改善に努め、教育課程や入口・出口の改革等に際しても必ずこれらの改善・検証を行う必要がある。

本学は、大学の建学の精神および教育研究目的および教育方針を制定しこれを社会に発信することに努めてきたが、今後もこれを深化・実質化していくことと点検・改善を継続することが重要である。

履修要項・授業計画およびこれらを活用したガイダンス等による周知と併せて、ホームページ、オープンキャンパス、高校説明会、近大フェア（保護者懇談会）など多様なチャネルを用いて多面的・多層的な教育理念・目的についての広報活動を展開する。研究科においては、ホームページや広報媒体に関して定期的な検証を行い、広報活動を充実させる。

また、積極的に本学の建学の精神および教育の目的を海外に発信することによって、グローバル化を推進し、本学の国際的競争力を高めるために、英語によるホームページの内容および大学・学部・研究科案内パンフレットを充実させる。

【根拠資料】

- 1-1 近畿大学学則
- 1-2 近畿大学学則別記（1）「近畿大学教育方針」
近畿大学 HP 教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>
- 1-3 近畿大学学則別記（2）「近畿大学 学部・学科の教育・研究の目的について」
- 1-4 近畿大学大学院学則別記「近畿大学大学院 研究科・専攻の教育・研究の目的について」
- 1-5 近畿大学法科大学院学則別記「近畿大学法科大学院 教育・研究の目的について」
- 1-6 近畿大学短期大学部学則別記（2）「近畿大学短期大学部の教育・研究の目的について」
- 1-7 近畿大学ホームページ
<https://www.kindai.ac.jp/>
各学部および研究科履修要項・授業計画（シラバス）
- 1-8 「我が生、難行苦行ナレドモ我が志、近畿大学トナレリ炎の人生評伝・世耕弘一先生」
田島一郎（著）、近畿大学世耕弘一先生建学史料室（編）（近畿大学世耕弘一先生建学史料室）、近畿大学世耕弘一先生建学史料室（編）「学ぶこころ—近畿大学建学者・世耕弘一」（日本図書センター）、「山は動かず～世耕弘一伝～」（近畿大学） 世耕弘昭（原案）
いわみせいじ（漫画）
- 1-9 「近大発 地域創生」
- 1-10 平成 28 年度自校学習（基礎ゼミ）シラバス（経営・理工・総合社会・農学部）KindaiWeb

Syllabus 2017 年度シラバス

- 1-11 近畿大学自校学習映像 2016 「大学のあゆみ・発展史編」、近畿大学自校学習映像 2016
「卒業生編」
- 1-12 平成 29 年雄 経営学部 自己点検・評価報告書
- 1-13 「新卒業生歓迎会について」
- 1-14 戦略的研究基盤支援事業 年度推移表

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針および手続を明示しているか。

内部質保証を推進するための自己点検・評価の全学的な方針・手続きの基本的な考え方は、「近畿大学自己点検・評価委員会規程」に示されており(2-1)、本学における自己点検・評価作業の一連の手続きは次のように定められている。

- (1)各学部・研究科の設置する「自己点検・評価委員会」が、「自己点検・評価委員会(全学)」の策定した実施要領に基づいて個別に点検・評価を行い、学部・研究科ごとに自己点検・評価報告書を作成して、毎年度「自己点検・評価運営委員会」に報告する(2-2)。
- (2)「自己点検・評価運営委員会」は、学部・研究科ごとに作成した自己点検・評価報告書を集約して、全学の自己点検・評価報告書を作成する(2-3)。
- (3)「自己点検・評価運営委員会」が編集・作成した自己点検・評価報告書の内容を、「自己点検・評価委員会(全学)」が点検・評価する。その評価結果については、「自己点検・評価運営委員会」を通じて各学部・研究科にフィードバックするとともに、「近畿大学未来戦略機構」へ報告する。
- (4)各学部長・研究科長は、評価結果に基づき改善策を検討し、その内容を「自己点検・評価委員会(全学)」に報告する。

このように、全学的な組織の権限および学部等組織との役割分担は明確化されており、後述のPDCAサイクルの指針および運用プロセスとともに、内部質保証のための全学的な方針および手続きは構成員の中で共有されている。また、上述の自己点検・評価報告書は公開され、大学の年次方針や年次計画の立案にも役立てられており、一連の手続きのもとで他学部・研究科の改革・改善の先行事例を学内で相互に参照しやすい環境が整えられている。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

本学では、教育の質の向上への取り組みが恒常的・継続的に行われるよう、内部質保証に関わる組織を整備している。まず、内部質保証の推進に責任を負う全学組織として、学長、副学長、理事(若干名)、大学院部長、各学部長、短期大学部長、中央図書館長、学生部長、国際学生交流センター長、附属病院長、事務部関係部長等から構成される「自己点検・評価委員会(全学)」を設置している。また、同委員会の下に、学部・研究科の自己点検・評価委員長を中心に構成される「自己点検・評価運営委員会」を置き、報告書の編集などの実務を担当している。これらの体制を包括する形で、学修成果の測定、情報収集・分析等のあり方や教育活動の状況等について審議・検討を行うために、次のような教育の企画、設計、運用、検証および改善・

向上（PDCA）のサイクルが整備されている（2-4）。

(1) Plan：「21 世紀教育改革委員会」（委員長：副学長）

全学の教育推進組織である「21 世紀教育改革委員会」が、建学の精神、教育目標の達成に向け、計画立案（Plan）の役割を担っている。同委員会の下に「学士力強化検討委員会」、「学生生活支援検討委員会」、「大学院改革検討委員会」、「グローバル推進検討委員会」が置かれ、それぞれの分野における改善・充実のための検討作業を行っている。

(2) Do：「教育改革推進センター」

教育改革事項は「教育改革推進センター」を介して各学部・研究科、附属研究所、各センターに指示され、実行に移される。なお、各部署間の情報共有と各部署への情報伝達を図る「教育改革推進センター運営委員会」の委員は、これまで各部署の教務委員長が務めていたが、平成 28 年 4 月から学部長補佐および事務（部）長がこれを務めるよう改組され、全学の決定事項を各部署に確実に伝達し、迅速かつ円滑に遂行する体制に移行した。

(3) Check：「自己点検・評価委員会（全学）」

全学の内部質保証活動、すなわち Check 機能は「自己点検・評価委員会（全学）」が担っている。各部署で実行された教育改革事項は、毎年度作成される自己点検・評価報告書として提出され、「自己点検・評価運営委員会」がこれらを集約して全学の自己点検・評価報告書を編集する。同報告書をもとに、教育改革の成果の検証を行っている。

(4) Action：「近畿大学未来戦略機構」（機構長：学長）

「近畿大学未来戦略機構」は、上述の PDC 機能を引き継ぎ、教育改革の成果を踏まえつつ改善策を検討し、各部署に指示を与えるとともに、中・長期的な教育改革構想を策定する（Action）。改善策のうち詳細な検討を要するものや、中・長期計画に関わる事項については「21 世紀教育改革委員会」（Plan）へ伝達されることとなっており、これにより PDCA のサイクルが成立している。

点検・評価項目③：方針および手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

本学では、建学の精神ならびに教育理念に基づく大学の目的を達成するため、学位授与方針（DP）、教育課程の編成・実施方針（CP）および学生の受け入れ方針（AP）という 3 つの方針を、授与する学位ごとに策定するとともに、それらの根拠となる全学的な基本方針を設定して、学則やホームページなどを通じて学内外での共有化を図っている（2-5）（2-6）。

教育の PDCA サイクルを機能させる取り組みとしては、全学的な組織と各学部・研究科の個別組織とが有機的に連携した内部質保証システムを構築している。上述の通り、自己点検・評価作業の一連の手續きと、内部質保証の推進に責任を負う全学組織の権限と学部等組織との役割分担が定まっており、それらは恒常的に機能している（2-7）。また上述の PDCA サイクルを有効に機能させるために、全学組織とりわけ「近畿大学未来戦略機構」が、大学全体の取り組み状況を随時把握しながら各部署に対し必要な指示を与えるなど、学内における改善・向上の

取り組みを促進させるうえで中心的な役割を担っている。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項については、それらへの対応を個別に検討しつつ改善に努めている。とくに、大学基準協会から指摘された努力課題や改善勧告については、当該学部・研究科が各々アクションプラン（3カ年改善計画）を策定し、年度ごとに達成度を点検し、目標に対する実績の差異分析を行うことによって計画的な改善を図っている。具体的には、大学基準協会から指摘のあった努力課題と改善勧告について、「近畿大学未来戦略機構」が早急に改善に取り組むことを決し、これを受けて、「21世紀教育改革委員会」の指揮のもと、9項目の努力課題と2項目の改善勧告について、各学部・研究科が計画的な改善を図るアクションプランを作成している。アクションプランの内容と一連の流れは次の通りである。まず、「1. 担当」において担当者を明らかにし、「2. 指摘事項」では、努力課題と改善勧告の種別、該当する基準項目、指摘内容を記載して、指摘事項を明確にし、「3. 評価当時の状況（現状と問題点）」では、何が問題であったのかを確実に認識し、「4. 改善計画」では、①最終目標（3ヶ年）、②参考とする指標、③現状と改善目標（1年目）、④改善方策、⑤改善実績、⑥次年度の課題と改善目標、⑦（自己）達成度評価（5段階評価）の各項目を記載することにより、改善の取り組みを明確化するとともに、各部署で評価を行って「自己点検・評価運営委員会」に提出する。同委員会は、その結果を確認、評価して、⑧（評価委員会）達成度評価（5段階評価）を記し、各学部・研究科にフィードバックを行う（2-9）。このように、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項については、アクションプランの策定・実施を軸とする全学的なシステムが有効に機能し、迅速かつ着実な改善につながっている。

自己点検・評価の客観性および妥当性を高め、教育研究水準のさらなる向上を図るため、外部評価制度を採り入れている。全学レベルでは、従来の大学基準協会による外部評価のほか、株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付の審査を毎年受けており、さらに平成29年度からは、学外有識者からなる「外部評価委員会」を設けている（2-10）（2-11）（2-12）。同委員会は、原則として年1回開催され、今後、全学を対象とする外部評価を恒常的に行う機関となり、自己点検・評価の客観性を高めるだけでなく、改善プロセスの加速化と改善水準の向上につながることも見込まれている。一方、各学部においても、例えば理工学部、工学部、産業理工学部が一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査を、薬学部は一般社団法人薬学教育評価機構（JABPE）の第三者評価をそれぞれ受審しており、また、自己点検・評価に学外の第三者を加えたり、学外者の意見を聴取するアドバイザー・ボードを設置している（2-13）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学における、(1)教育研究活動、(2)自己点検・評価結果、(3)財務、(4)その他の諸活動については、大学ホームページの「情報公開」（2-14）のページにおいて以下のように公表し、社会

に対する説明責任を果たしている。

- (1) 教育研究活動については、「教育情報の公表」、「学外からの研究費獲得」、「21世紀教育改革委員会」、「学校法人近畿大学倫理憲章」の項目に分け、それぞれに関する詳細を示している。まず、「教育情報の公表」の中では、教育目的、教育組織、教員組織、教育業績、入学者・進路状況、授業科目、評価および修了の認定、キャンパス・教育研究施設、授業料・入学金・その他の費用、学生生活および就職活動支援、大学の取り組みなどについて説明している。次に、「学外からの研究費獲得」の中では、これまでに採択された競争的資金の一覧、不正防止に係わる規定や仕組みなどが記されている。また、「21世紀教育改革委員会」の中では、本学でこれまでに行われてきた、第一次～三次教育改革について、基本方針から実施報告までがそれぞれ記されている。さらに、「学校法人近畿大学倫理憲章」の中では、建学の精神に則り教育の目的を果たすための具体的行動指針が示されている。
- (2) 自己点検・評価結果については、「大学評価」の項目が設けられており、株式会社格付投資情報センター(R&I)の格付と、公益財団法人大学基準協会の認証評価結果が示されている。
- (3) 財務については、「財務・事業報告」の項目が設けられており、事業報告書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、学校会計について(解説)が年度毎に掲載されている。
- (4) その他の諸活動については、「学校法人近畿大学セキュリティポリシー」、「ハラスメント全学対策委員会」、「公益通報に関する受付・相談窓口」、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」の項目を設け、それぞれの取り組みについて公表を行っている。

**点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

本学では、内部質保証システムの定期的な点検・評価を行うことにより、全学的なPDCAサイクルの適切性と有効性を維持している。全学的には、平成27年度から、「自己点検・評価委員会(全学)」と各学部・研究科の「自己点検・評価委員会」がPDCAサイクルの点検・評価に継続的に携わることとなり、定期的な検証システムが運用されている。そして、点検・評価結果で示された努力課題等に対しては、「21世紀教育改革委員会」が改善の指針を検討し、「教育改革推進センター」が具体策を検討・実施するなど、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

また、自己点検・評価の際に用いる根拠資料が客観的で適切なものであるよう細心の注意が払われている。各種委員会等の議事録などの資料を随時イントラネット(K-SHARED)上にアップロードして共有化したり、授業評価結果等の教育研究成果を可視化したりするなど、内部質保証の客観性を維持するための体制も構築されつつある。

外部機関、全学組織、学部・研究科における点検・評価結果と、そこで示された努力課題や改善勧告は、該当する組織に即刻フィードバックされ、それが各組織における改善・向上アク

ションの始動に直結している。また、構成員一人ひとりの自律性を促すため、全教職員を対象とした「教員業績評価自己申告表」、「職員評価・人事考課表」の提出が毎年義務付けられている。これら個人レベルの自己点検・評価が基盤となって、各学部、研究科などの単位組織レベルの改善へ、さらには全学の教育・研究水準の質的向上へと連動することを企図した取り組みが行われている。

(2) 長所・特色

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備>

学長のリーダーシップの下、全学的な教学マネジメントの確立と大学教育の PDCA サイクルを機能させることを目的として「近畿大学未来戦略機構」を設置した。同機構は、教学に関わる全ての責任者を構成員としており、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である。

<大学全体の自己点検・評価の実施>

本学では、全学で統一した報告書フォーマットの整備を進め、全学部・研究科において、毎年度末に自己点検・評価を実施するシステムが浸透している。また、これを受けて、平成 27 年度以降、「自己点検・評価運営委員会」が中心となって全学的な状況を確認しつつ大学全体の自己点検・評価報告書を作成する作業が継続的に実施されている。

<アクションプランの効果的活用>

平成 26 年度に受審した大学基準協会の認証評価結果および指摘事項に基づいて、毎年度、項目ごとにアクションプランを作成している。指摘を受けた学部・研究科が自ら目標達成を定め、この達成目標を実現するための3ヶ年計画を策定し、毎年度、点検することにより、着実に改善を図ってきた。このアクションプランは、学部・研究科レベルでは努力課題の改善の手段として、全学レベルでは改善状況を把握の手段として、それぞれ有効に機能している。

<外部評価受審体制の整備>

学内の自己点検・評価結果を第三者の視点から検証するため、平成 29 年から「外部評価委員会」の実施が始まり、外部有識者による点検・評価を毎年実施する体制が構築された。同委員会から指摘された事項について改善・充実に取り組むこととなり、外部評価受審体制はいつそう整備された。

(3) 問題点

<平成 26 年度の大学基準協会による認証評価による指摘事項>

平成 26 年度の大学基準協会による認証評価の結果、一部の研究科において収容定員に対す

る在籍学生比率が低いとの指摘を受けたが、依然として定員充足が改善できていない研究科が存在する。今後も在籍学生比率を 1.00 に近づけるよう対策を講じなければならない。

<「自己点検・評価委員会（全学）」と「IRセンター」との協力体制の確立>

IRセンターは、内部質保証に必要となるデータを蓄積しており、今後、内部質保証を進めるうえで重要な役割を持つことになる。今後、内部質保証システムをより効率化していくためにも、自己点検・評価報告書の作成に中心的な役割を担う「自己点検・評価運営委員会」と「IRセンター」との協力体制を確立していく必要がある。

<3つのポリシーの見直し>

本学では、3つのポリシーの根拠となる全学的な基本方針は設定されているが、学部・研究科によってはポリシーの内容が必ずしも基本方針と整合的でない部分が見られる。また、ポリシーそのものを吟味して実質的にアセスメント可能な内容とする必要があり、今後、全学部・研究科のポリシーを再点検しなければならない。

<その他>

自己点検・評価にかかる構成員の当事者意識や改善意識をいっそう高めるために、各単位組織における点検・評価作業を透明化し、より多くの教職員がそれに携わるシステムを構築する必要がある。また全学レベルでは「外部評価委員会」による点検・評価が開始されているが、第三者の声を反映できていない学部が複数見られる。その他、非常勤講師を含む兼任教員を含めた内部質保証システムが整備されていないという問題もあり、今後、講演会やFD研修会に際して、兼任教員に対しても積極的な参加を募るなど、対応方法を検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、建学の精神ならびに教育理念に基づく大学の目的を達成するため、全学的な組織が中心となって、教育活動等の状況を毎年度、自己点検・評価し、その結果を踏まえて改善・改革に取り組んでいる。全学的な自己点検・評価の主体は「自己点検・評価委員会（全学）」であるが、これに加え「近畿大学未来戦略機構」が、教育水準の向上を目的とした諸課題に体系的かつ継続的に取り組んでいる。同機構は、学長を機構長とする強いガバナンスのもと、教育改革が滞ることのないよう推進するための組織であり、「自己点検・評価委員会（全学）」の自己点検・評価結果をふまえ、さらなる改善が必要な事項を列举し、計画の策定を「21世紀教育改革委員会」に指示している。その指示内容は「教育改革推進センター」を介して各学部・研究科、附属研究所、各センターに伝達され、実行に移される。これらの一連のPDCAサイクルが機能することによって、各学部・研究科での点検・評価および改善だけでなく、全学的な視点に基づいた教育水準の向上につながっている。

本学の内部質保証の特徴として、各学部・研究科において、評価項目ごとに「現状説明」、「効果が上がっている事項」、「改善を有する事項」、「将来に向けた発展方策」を一覧できる共通のワークシートのフォーマットを用いることにより、PDCAのサイクルを機能させるための意識付けを行っているという点が挙げられる。さらに、「自己点検・評価運営委員会」は、各学部・研究科の評価結果を集約し、全学的視点で自己点検・評価報告書を毎年度作成している。この報告書をもとに、平成29年度から「外部評価委員会」を実施しており、外部評価委員からの指摘を受け、「21世紀教育改革委員会」が改善策の立案にあっている。その他、株式会社格付投資情報センター（R&I）による法人の格付け評価を平成17年度から毎年受審し、その結果をホームページで公開している。なお、平成29年度の格付け評価の結果は、前年度と同じ(AA)であった。

本学は、大阪、奈良、和歌山、広島、福岡の5つのキャンパスに分かれているが、各キャンパスがそれぞれの特色を発揮しつつ、教育の質の向上を図っていけるような内部質保証システムの充実にも取り組んでいる。各学部・研究科は、年度ごとに努力課題と改善勧告項目について、アクションプランを作成しており、これが内部質保証システムに基づいた着実な改善・改良に結びついている。教職員が相互に協働して教育研究活動等に取り組むために、必要な情報を共有していつでも見られる体制を構築したり、IRセンターを設置して不断の点検・評価、検証を継続して行ったりするなど、教育研究活動等の改善・充実に努めている。

以上のことから、本学における内部質保証システムは、全学的な組織が中心的な役割を担い、内部質保証のための全学的な方針を各学部・研究科と共有しながら、それぞれの単位組織が主体的・自律的に計画、実行・検証、改善を進める体制が整っており、実質的に機能しているといえる。また、内部質保証システムの適切性についても定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。今後も、システムの安定的な運用に努めるとともに、継続的に点検・評価を行い、さらなる改善を図っていく計画である。

【根拠資料】

- 2-1 近畿大学自己点検・評価委員会規程
- 2-2 自己点検・評価報告書（全学部・研究科）
- 2-3 自己点検・評価報告書（全学）平成27年度、平成28年度
- 2-4 教育改善体制組織図
- 2-5 近畿大学 ホームページ：近畿大学教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/>
- 2-6 近畿大学学則第1条別記
- 2-7 自己点検・評価委員会、自己点検・評価運営委員会議事録
- 2-8 各学部・研究科自己点検・評価委員会議事録
- 2-9 アクションプラン（各学部・研究科）

- 2-10 外部評価委員会規程
- 2-11 平成 29 年度 近畿大学外部評価委員会について
- 2-12 平成 29 年度 近畿大学外部評価委員会 評価シート
- 2-13 近畿大学経済学部・同大学院経済学研究科アドバイザー・ボード設置要綱
- 2-14 近畿大学ホームページ[情報公開]
<https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/>

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

本学は、近畿大学学則第1条において、教育基本法の本旨に則り、法律学、経済学、商学、理学、工学、薬学、農学、水産学、文学、社会学、国際学および医学に関する学術の理論および応用を深く研究教授し、人格を陶冶することを目的として掲げている。これらの編制原理の根底には、建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」を掲げた創設者の「学びたい者に学ばせたい」との思いがある(3-1)。この目的を達成するために、本学は、現在、14学部48学科、法科大学院、大学院11研究科を擁する総合大学としての組織を備えるに至っている。

本学は、社会的課題・要請や学術的関心などの変遷に応じて機敏に学部・研究科などの設置・改革に取り組んできた。また、大学・学部・学科(専攻)、大学院各研究科・専攻それぞれに教育理念を定め、入学者受入れ、教育課程の編成、卒業認定・学位授与の「3つのポリシー」に基づいて教育活動を展開している(3-2)。

さらに、本学には、学部・学科・研究科とは別に、「実学教育」と「人格の陶冶」に則して未来志向の実践的学問を追求するため、多様な研究所等(19研究所、3病院、2研修所、1農場)・センター組織が設置されており、大学院・学部とも協働しつつ活動している。特に、水産研究所の研究成果は広く社会に還元され、バイオコクス研究所の研究には社会から大きな期待が寄せられている。

本学が、社会的課題・要請や学術的関心などの変遷に応じて機敏に学部・研究科などの設置・改革に取り組んできた例として、平成28年度は、法学部では、(旧)法律学科と政策法学科を融合し、法律学科1学科体制となり(3-3)、文芸学部では、文化デザイン学科を設置し(3-4)、国際学部は、グローバル化の進む転換期を生き抜き社会に貢献できる人材の養成を目的として新たに開設されたことが挙げられる(3-5)。

また、長い歴史をもつ学部も機敏な組織的対応をしている。例えば、本学創立時の商学部を源流としている経済学部(3-6)と経営学部(3-7)、そして創立時より存在した理工学部は、建学の精神を色濃く反映した組織となっているが、特に、理工学部は、建学の精神である「実学教育」を実現するために、教育研究組織に企業の現場技術者を含んでいる(3-8)。

理工学部から分離して設置された建築学部は、時代の変化に順応し、建築の工学的側面だけでなく、次世代に引き継がれ発展する建築を生み出す創造力を生み出すことを目的とする我が国最初の建築学部であり、現在、教育研究体制の拡充が行われている(3-9)。また、総合社会学部は、多様な視点から現代社会の複雑な問題を理解するため視点の異なる学問分野を連携させた教育・研究を行うことを目的として、文芸学部より関連分野を分離させ新たな分野を拡充

したものである(3-10)。また、国際学部も、グローバル化という時代の要請に応えるため、文芸学部より英語コミュニケーション学科の教育分野を分離し、新たな分野を拡充して設置されたものである。

さらに、時代の要請に応えるために独自の特徴を持った教育研究組織を有する学部も多い。例えば、薬学部は、創薬研究や生命科学研究に従事できる人材と医療に貢献できる薬剤師の育成の2つの目的を達成するために、6年制の医療薬学科と4年制の創薬科学科の2学科を設置している(3-11)。また、薬学総合研究所、アンチエイジングセンターを併設しており、学部や研究科との研究教育活動と連携し、幅広い教育・研究を展開している。また、農学部は、「環境」「生命・健康」「食糧」というキーワードで現代の諸問題に対応し、得られた技術・知識を人間社会のために活用するという学部の理念・目的に沿った6学科による教育研究体制となっている(3-12)。さらに、連携研究所として、水産研究所を有し、数多くの輝かしい業績を挙げている。医学部は、講座制を基本とし、臨床系講座については、附属病院の診療科とほぼ一体をなしており、このような組織編成は、チーム医療や複数研究者間の共同作業が重視される医学部においては、理念・目的の実現のために適切であり、有効に機能している(3-13)。

その他にも、社会の要請に対応している例として、工学部では、21世紀の技術革新に必要な生命、エネルギー、ロボットおよび電気の分野を新たに導入し、社会の要請に応えることができるよう平成25年4月に改組を行っている(3-14)。また、産業理工学部は、理系4学科、文系1学科からなり、その編成原理は本学建学の精神を踏まえた人間主義の工学であり、文理融合を実践すべく教育研究組織を編成している(3-15)。

大学院においても、建学の精神に則って時代の要請に応えるための特徴をもつ例として、次のようなものが挙げられる。

商学研究科においては、実践的な学問の修得という実学重視の考え方に則って、商学、経営学、会計学、ITビジネス、キャリア・マネジメント学、スポーツ・マネジメントの6つの研究分野から構成され、企業等の組織体の活動から生じる諸問題について、当該研究分野の研究手法に従って理論的・歴史的に解析していく研究能力を養成するように組織されている(3-16)。また、経済研究科は、現実の経済社会が直面する課題を解決し得る研究者の育成と、高度な専門知識を持つ職業人の養成を目指している(3-17)。

薬学研究科においては、創薬科学科の上に薬科学専攻の博士前期課程と後期課程、医療薬学科の上に薬学専攻の博士課程を設置し、特に後者において臨床に精通した薬学研究者の観点をもって多様な薬学領域で活躍できる人材の育成を目指している(3-18)。

従来の文芸学研究科を改組した総合文化研究科は、4専攻10コースからなり、多彩な専門教育と同時に、各専門領域を横断する共通科目と担当教員を置くなどして、研究科の理念・目的に則った教育研究体制を構築している(3-19)。

医学研究科では、専攻分野間の壁を超えた共同研究や集団的な指導をしやすくするために、平成20年度から5専攻を1専攻に集約している。同時に、それまで学部の講座名と同名であった専攻分野の名称を、各分野の教育・研究内容を表現した名称に変更すると共に、一部再編

して 44 分野とした。再編された医学系専攻は、それぞれの専攻分野名に独創性のある研究課題を明示しており、研究科の理念・目的を適切に反映している (3-20)。

システム工学研究科は、建学の精神に即した理念・目的を実現すべく、博士後期課程並びに 4 つのクラスタからなる博士前期課程により組織されており、メディアセンターと次世代基盤研究所も研究科の理念・目的に合わせて連携協力している。また、研究科を構成する 4 クラスタが、学部 6 学科の上部組織として 1 : 1 の関係になかったため、学部との継続性を満たすべく、平成 29 年度に 6 コースへの改編を行った (3-21)。

産業理工学研究科は、「ハードサイエンスとソフトサイエンスの融合のもと、社会に信頼され地球環境に調和する産業科学技術の展開を図り、持続可能な循環型知識基盤社会の発展に貢献する」ことを教育研究の理念に掲げ、3 コースからなる 1 専攻に統合・再編された (3-22)。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性についての定期的な点検・評価は、全学的な組織として 21 世紀教育改革委員会 (3-23) と教育改革推進センター (3-24) がその責務を担っている。両者は互いに連携して、建学の精神に則った大学の理念・目的について F D 研修会の定期的な開催、新任教員研修の恒例化等による建学の理念の周知徹底を通じて、各教員に対し適切な教育研究組織運営を促している。各学部・研究科においては、ほぼ全ての部署に自己点検・評価委員会が設置され、教育・研究の状況を把握・点検・評価し、その水準を改善・向上することが図られている (3-25)。

教員の採用に当たっては、適宜委員会（専任教員資格選考委員会や医学部の教授選考委員会など）が設置され、職位ごとの専任教員数、性別および年齢構成などを十分に考慮した適切な教員確保が図られている。

教育組織・研究組織の今後の在り方についても定期的に検討する各種委員会が各部署に常設されている。経済学部、産業理工学部には将来構想委員会 (3-26) があり、総合社会学部には長期ビジョン委員会 (3-27) が、また農学部には農学部戦略会議 (3-28) が設置されている。同様の役割を果たす委員会として、法学部には法学部改革本部 (3-29) があり、薬学部には人事計画委員会 (3-30) が、医学部には組織検討委員会 (3-31) および共同研究施設運営委員会 (3-32) が設置されている。これらの委員会では教育・研究組織の将来構想につき議論が交わされ、各部署の将来像を提示するとともに、それに相応しい人材の確保が図られている実態を可視化する役割を果たしている。これらの課題については、各部署の執行部も積極的に関与しており、例えば、理工学部では執行部全体会議 (3-33) で、国際学部では運営協議会 (3-34) で議論が交わされている。

各種委員会や会議での議論の結果は、各部署における教育・研究組織の改善と向上に直接結びついている。例えば、生物理工学部では平成 30 年度から学習効果の測定法としてルーブリ

ックの導入を決定するとともにその活用方法について教員間での周知がなされた。農学部・農学研究科では業績評価の妥当性が担保され、個人研究費のインセンティブ運用が実施されるに至った。また、医学研究科では博士学位論文を査読制度のある英文学術雑誌に掲載されるものとの原則が決定され、研究指導の成果が客観的に検証できるようになった(3-35)。薬学研究科では近畿大学附属病院との連携講座として「先端医療薬学」が平成 30 年度に新規に開講されることとなった(3-36)。

(2) 長所・特色

本学の教育研究組織は、14 学部 48 学科、法科大学院、大学院 11 研究科を擁するが、これらの編制原理は、建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」と教育研究の理念である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」にある。

全体を通して、「実学教育」と「人格の陶冶」といった建学の精神に鑑みて、現状の教育研究組織は全般に活発に機能しており、建学の精神を具現化した各学部の特徴づけが明確に意識されている。例えば、経営学部では、「世の中にないものを生み出す」というチャレンジ精神の涵養により「実学教育」と「人格の陶冶」を目指しており、文芸学部では本学における文学・文化・芸術に関する教育と研究の中心として、自由闊達な気風が伝統となっている。

本学の教育研究組織の長所・特色としては、「実学教育」と「人格の陶冶」に則して未来志向の実践的学問を追求するため、多様な研究所・センター組織等との連携や教育研究組織の取り組みの展開による事業やプロジェクトの発展を挙げることができる。

例えば、総合理工学研究科では、「モノづくり専攻」において大学教員と企業の技術者が連携して院生を指導している。そして、平成 27 年度より、金型産業に地域貢献する金型プロジェクトが「近大ものづくり工房」へと発展した(3-37)。

経営学部では、平成 22 年度に、マネジメントにおける本学の研究水準と国際的地位の向上のために、経営イノベーション研究所を設立し、平成 29 年度には、機関誌『Kindai Management Review』第 5 巻を発行し、丸善から発売された(3-38)。

薬学専攻博士課程では、大阪府内で薬剤師レジデント制度を設置している国立循環器病研究センターと市立堺病院に連携講座を設置し、レジデントとして臨床業務と臨床薬学研究を並行して行うプログラムが実施されている。また、薬学総合研究所では、学生を配属することで活発な研究を行っており、近畿大学アンチエイジングセンターでは、アンチエイジングセンター公開講座を開催することで、社会に広く情報発信している(3-39)。

また、農学部では、平成 18 年度に里山修復事業が「現代的ニーズ取組支援プログラム」に採択され、環境教育に貢献しつつある(3-40)。さらに、農学部・農学研究科および水産研究所とのコラボレーションによる 21 世紀グローバル COE や複数の私大戦略的研究基盤形成事業などの大型プロジェクトが採択され、学科や専攻を跨いだ研究活動が効果的に実施されている。

医学部では、大講座制への移行が特に外科系において良く機能し、人事や情報の交換が活発

化し、チーム医療でも貢献している。講座制に基づいた医学部と附属病院の連携した教育・研究・診療体制は有効に機能し、共同研究施設も各講座の研究・教育の発展に効果的に貢献している。

産業理工学部では、リエゾンセンターを設置し、産官学の連携を進め、多くの商品が考案されており、大学全体の産官学の取り組みの中心的役割を担うまでに発展している（3-41）。

（3）問題点

学部・研究科等の設置状況についての問題点として先ず挙げられるのは、附置研究所やセンターの役割や活動実体が明確でないものが少ないながら存在している点であり、生物理工学研究科や産業理工学研究科、医学部では研究組織としての適切性に関して点検・評価を行う仕組みの充実が求められている。一方で農学部では、農学・水産学を横断するようなより広い領域をカバーしうる附置研究所の設置が望まれている。

変化する社会的ニーズや国際化への対応にも取り組む必要があり、農学部や医学部、工学部、建築学部、産業理工学部、農学研究科では特にその必要性に迫られている。工学部やシステム工学研究科、総合社会学部では具体的な対応として、より実践的なコースの新設や従来の枠組みの統廃合が模索されており、その編成方針を決定したり、成否を判定したりするための仕組み作りが近々の課題となっている。医学部では講座の改変（大講座化と細分化）が行われたが、その評価が十分には行われていない。薬学研究科においては新規に設置された医療施設との連携講座への進学希望者が増加しており、講座増設を検討する必要が生じている。

各部署に特異な問題点も指摘される。国際学部では、学部間連携の推進が不十分であり、全学のグローバル推進検討委員会への参画強化が図られているとともに、学部間連携の一環として文理融合プロジェクトへの積極的な参画が模索されている。文芸学部では文化デザイン学科の新設を機に超ジャンルの更なる推進が求められる。

教育研究組織の適切性を点検・評価する仕組みについての問題点として挙げられるのは、各部署に設置されている自己点検・評価委員会の機能強化であり、検証プロセスのなお一層の明瞭化、審査基準の統一化が求められる。これを補完する意味で、法学部では改革本部が設置されたが、必ずしも中核的な機能を果たしておらず、将来的には第三者評価の実施が計画されている。組織の点検・評価に当たっては、今後のあるべき姿を見通す必要があるため、経済学部や総合社会学部では将来構想委員会や長期ビジョン委員会が設置され、その機能の発揮が待たれる。加えて、部署全体としての基本構想や実施計画の策定が必要であり、産業理工学部では学部改革実行委員会が設置され、また教員個人に求められる要件の変化に対応すべく、農学部では教員業績評価自己申告表の評価基準の適宜見直しが計画されている。研究組織の新規設置（産業理工学部等）、或いは改組（工学部等）後間もない部署においては、今後の検証体制の確立が急務である。

(4) 全体のまとめ

本学は、法律学、経済学、商学、理学、工学、薬学、農学、水産学、文学、社会学、国際学および医学に関する学術の理論および応用を深く研究教授し、人格を陶冶することを目的として掲げ、この目的を達成するために、14 学部 48 学科、法科大学院、大学院 11 研究科を設置するに至っている。この過程で、本学は、社会的課題・要請や学術的関心などの変遷に応じて機敏に学部・研究科などの設置・改革に取り組んできた。さらに、本学には、学部・学科・研究科とは別に、建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に則して未来志向の実践的学問を追求するための多様な研究所・センター組織が設置されており、大学院・学部とも協働しつつ活動しており、その成果は広く社会に還元されている。

そして、大学院・学部・研究所・センターなどの教育研究組織の適切性について、定期的な点検・評価を、全学的な組織である 21 世紀教育改革委員会と教育改革推進センターが、互いに連携しながらその責務を担っている。各学部・研究科においては、ほぼ全ての部署に自己点検・評価委員会が設置され、教育・研究の状況を把握・点検・評価し、その水準を改善・向上することが図られている。また、教員の採用に当たっては、適宜委員会が設置され、適切な教員確保が図られている。さらに、教育組織・研究組織の今後の在り方についても定期的に検討する各種委員会が各部署に常設されており、各種委員会や会議での議論の結果は、教授会や大学院研究科委員会で審議され、各部署における教育・研究組織の改善と向上に直接結びついている(3-5)。

今後は、附置研究所やセンターの役割を明確にし、総合大学としての学部連携・文理融合などの横断的な展開、社会的ニーズや国際化への対応を進め、各部署に設置されている自己点検・評価委員会の機能強化、検証プロセスのなお一層の明瞭化、審査基準の統一化を図ることで、より一層の教育研究組織の適切な整備の改善・向上に結びつけたい。

以上のことから、本学は、建学の精神・教育研究の目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備していると判断する。

【根拠資料】

- 3-1 近畿大学学則
- 3-2 近畿大学3ポリシー
- 3-3 法学部案内
- 3-4 文芸学部案内
- 3-5 国際学部案内
- 3-6 経済学部案内
- 3-7 経営学部案内
- 3-8 理工学部案内
- 3-9 建築学部案内

- 3-10 総合社会学部案内
- 3-11 薬学部案内
- 3-12 農学部案内
- 3-13 医学部案内
- 3-14 工学部案内
- 3-15 産業理工学部案内
- 3-16 商学研究科案内
- 3-17 経済研究科案内
- 3-18 薬学研究科案内
- 3-19 文芸学研究科案内
- 3-20 医学研究科案内
- 3-21 システム工学科案内
- 3-22 産業理工学研究科案内
- 3-23 21世紀教育改革委員会規則
- 3-24 教育改革推進センター規則
- 3-25 理工学部自己点検・評価委員会規則
- 3-26 経済学部将来構想委員会規則
- 3-27 総合社会学部長期ビジョン委員会規則
- 3-28 農学部戦略会議規則
- 3-29 法学部改革本部規則
- 3-30 薬学部人事計画委員会規則
- 3-31 医学部組織検討委員会規則
- 3-32 医学部共同研究施設運営委員会規則
- 3-33 理工学部執行部全体会議規則
- 3-34 国際学部運営協議会規則
- 3-35 医学研究科博士学位論文規程
- 3-36 平成30年度近畿大学附属病院連携講座「先端医療薬学」開講資料
- 3-37 総合理工学研究科案内
- 3-38 平成29年度経営イノベーション研究所機関誌『Kindai Management Review』第5巻資料
- 3-39 近畿大学アンチエイジングセンター公開講座資料
- 3-40 平成18年度農学部里山修復事業「現代的ニーズ取組支援プログラム」資料
- 3-41 産業理工学部リエゾンセンター規則

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の教育理念に掲げた人材の育成を達成するため、各学部では学部および学科ごとに、人材育成の目的を近畿大学学則第1条2項の別記(2)(4-1)に定め、これに基づき各部局では学位授与方針(ディプロマポリシー)を適切に設定している(4-2)。学部のディプロマポリシーは履修要項に、学科、専攻のディプロマポリシーは、それぞれの授業計画(シラバス)に記載して公表するとともに、近畿大学HPでも公表している(4-3)(4-4)。

学部・短大の学位授与方針は、「建学の精神」と「教育の目的」に基づき、「深い教養と高い志をもち、社会を支える気概をもった学生の育成」が確認できることにあり、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与している。なお、学生には卒業までに身に付けるべき資質を、本学の教育方針である学位授与方針(ディプロマポリシー)に記している。

大学院では各研究科の学位授与方針については、研究科ごとに「研究科の教育研究の理念と目的、育成する人材像」と「学習・教育目的」により明示している。しかしながら、平成26年度の大学評価(認証評価)結果において、「各研究科における学位授与方針は、研究科ごとに設定しているが、その内容は修了要件が示されるにとどまり、修得しておくべき学習成果が明確に示されていないため、改善が望まれる。」との指摘を受けた(4-5)。これを改善するために、大学認証評価における指摘に倣うとともに、制定後4年を経過した3つのポリシーの改善を図るため、21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会、教育改革推進センターの連名により、平成27年7月21日付文書により、全学部、全研究科に対して3つのポリシーの見直しを求めた(4-6)。指摘事項に関しては、各専攻で修得しておくべき学習成果を検討し、全専攻で概ね平成27年10月から28年末までの間に学位授与方針の改定を行い、21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会および教育改革推進センターが大学全体の観点から点検した(4-7)。同委員会および同センターは、それぞれPDCAサイクルのPlan(P)、Do(D)にあたるが、発信した文書との整合性・適合性を確認するため、両組織が点検Check(C)を担当した。なお、この結果に対して未来戦略機構がAction(A)を担当する。また、各学部、研究科においても、その後、定期的に検証・評価していくことを義務付け、社会の動きや社会からの要請、教育の現状を反映した適切な方針となるよう努めている(4-8)(4-9)。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

大学全体の教育理念・目的および育成する人材像を受け、教育目標および各部局の学位授与

方針に沿って、部局ごとに教育理念・目的および育成する人材像を定め、卒業認定と学位授与並びにこれを達成するために適切な教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を定め、公開している（4-2）。

共通教育科目である共通教養科目については、「近畿大学の教養教育の目的と目標」、同じく外国語科目については「近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標」、「外国語教育マニフェスト」に基づいてカリキュラムが編成されている（4-10）（4-11）（4-12）。

専門科目については、学位授与方針（ディプロマポリシー）に掲げられた能力を着実に修得できるように、科目を基幹科目、展開科目、発展科目、演習科目等に分類して配置し、それらの科目の位置づけ、育成する能力をカリキュラムポリシーにおいて明記している（4-2）。

さらに、学部・短大・研究科だけに留まらず、各々の学科・専攻のカリキュラムポリシーも、近畿大学学則第1条2項別記（2）に定めたそれぞれの教育目標、並びに学部・研究科のカリキュラムポリシーに則って適切に定め、公表している（4-2）。なお、学部・研究科のカリキュラムポリシーは履修要項に、学科・専攻のカリキュラムポリシーは、それぞれの授業計画（シラバス）に記載して公表している。履修要項は、入学時に新生全員に配布している。授業計画（シラバス）は、近畿大学ホームページで公表している（4-4）。

平成26年度の大学評価（認証評価）結果において、「教育課程の編成・実施方針について、農学研究科および産業技術研究科において、その内容は、提供する教育内容や教育方法に関する基本的な考えや、提供する環境やカリキュラムについて示されていないため、改善が望まれる。」との指摘を受けた（4-5）。これを改善するために、21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会、教育改革推進センターの連名により求めた3つのポリシーの見直し要請により、教育課程の編成・実施方針も改定が行われた。適切性の検証については、各専攻、ならびに自己点検・評価委員会（各専攻より提出されたアクションプランシートの確認）により継続的に行うこととなった（4-6）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<開講科目の適切さ>

全ての部局において、学位授与方針（ディプロマポリシー）、および教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）に基づいて開講科目を決定している。授業科目は、各学年および各セメスターで順次性を確保して開講している（4-13）。また、開講されている授業科目の順次性と体系の適切性は、全学共通科目については全学共通教育機構で、また、専門教育科目は各部局の教務委員会・教授会・研究科委員会等で定期的に検証・改善している（4-14）（4-15）。

【学部】

学部のカリキュラムは共通教養科目、外国語科目、専門科目（一部の学部は専門基礎科目も

含む) から構成され、そして高い専門性を養う編成となっている。

本学では、「近畿大学の教養教育の目的と目標」で「近畿大学の教養教育は、幅広い知識と深い洞察力を培い、豊かな人間関係と確かな主体を確立する」ことを目標として掲げており、21世紀教育改革委員会および全学共通教育機構の教学ガバナンスの下で、共通教養科目を全学で統一して整備している(4-13)(4-16)。平成24年度に共通教養科目の見直しが提言され、平成25年度からは学部教育に相応しい教育内容を保証するため、開講科目を全学共通開講科目と学部開講科目に分けて提供することとした。

外国語科目に関しては、「近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標、英語教育の共通基本目標」および「第二外国語教育の共通基本目標」に基づき、順次性を図りながら講義を開講している(4-17)(4-18)。

専門科目は、専門につながる基礎科目を主に1学年に配当し、学年が上がるにつれて基礎から応用へと展開する科目を配当して専門知識を体系的に修得できるようにしている。また、4学年に卒業研究や総合演習科目を配置し、課題解決能力、論理的思考力、プレゼンテーション、ディスカッション能力などを能動的に引き出しつつ、これまで培ってきた専門知識や技術を総合化する工夫をしている(4-13)。

社会的および職業的自立を図るために必要な能力については、基礎ゼミやキャリアデザイン科目、インターンシップなどで高めると共に、専門科目の中でも専門知識の教授の際に卒業後の進路について触れながら講義を行うことで能力向上につなげている。また、薬学部では企業との連携による演習、医学部では地域医療演習を取り入れるなど実務者教育に関わる連携等も推進している(4-19)(4-20)。

こうした体系的な科目配置を明示するため、各学部では開講科目とディプロマポリシーの関係をマトリクス表記したカリキュラムマップおよび科目ナンバリングを行っている。さらに、これに学年配当を組み合わせたカリキュラムツリーも作成し、履修要項・カリキュラムガイドブック等で開示する等、学生への周知に努めている(4-13)。

【大学院】

博士前期課程では、コースワークに重きを置きながら、修士論文作成・発表を最終目標とするリサーチワークとのバランスに配慮した構成としている(4-13)。コースワークでは、主専攻科目を核としつつ、幅広い選択科目を履修できるよう授業科目を開設しており、また複数教員による分野横断的な科目や専門英語力の強化を視野に入れた英語科目なども多く配置している(4-13)。これらのカリキュラムを通して幅広い基礎的教養と先端的知識を併せ持つ職業人の育成を図っている。

一方、博士後期課程では前期課程の内容をさらに発展させ、研究の計画力と実施能力、データの理解力と判断力を修得するためのリサーチワークに重心を移し、博士論文の作成・口頭発表と専門学術雑誌での公表を最終成果として、高度の専門的知識を有する研究者、技術者の育成を目指すカリキュラムとなっている。

コースワークの導入に伴って、学位授与方針などの教育方針に基づいて必要と判断される授業科目は開設されているが、履修モデル・カリキュラムマップ・カリキュラムツリーなどの順次性のある科目配置に関する説明が学生に周知されていない。

<教育内容の適切さ>

教育内容についても、全ての部局において、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーに基づいて、学士課程、大学院の修士課程・博士前期課程・博士後期課程の各課程に相応しい教育内容が検討され、その提供が的確に行われている。全学的には、21世紀教育改革委員会・教育改革推進センター・全学共通教育機構が核になって、また各部局では教務委員会を柱として、教育内容の点検・評価・改善を行っている(4-14)(4-15)(4-21)(4-22)。

<学生のキャリア形成に関する教育の適切さ>

本学では、「実学教育」と「人格の陶冶」という建学の精神のもと、これからの時代に貢献できる人材を育成するため、学部では共通教養科目に「キャリアデザイン」を開講している。また、ボランティア、インターンシップ、各種資格取得講座などのプログラムを展開し、全教職員が、学生の学問的、人間的成長とキャリア形成を支援している。さらには、生涯学習社会実現のために、学生と社会人と教員が共に学び合う機会も提供している(4-23)。

また大学院では、キャリア形成のための実践的な科目を用意している。例えば、産業理工学研究科等では実務能力を養成する科目として「技術文書作成演習」「実践英語演習」を、産業界の現状を踏まえた「産業技術特論」を研究科の必修共通科目として開講している(4-24)。

【学部】

共通教養科目は、「人間性・社会性」、「地域性・国際性」、「課題設定・問題解決」、「スポーツ・表現活動」の4科目群からなり、幅広い教養と豊かな人間性を育むため科目群ごとに修得単位数の下限を設定し、バランス良い履修を促している(4-13)。また、全学部共通で1年次に開講される「基礎ゼミ」は、必修で少人数のゼミ形式とし、コミュニケーション、プレゼンテーション、ディスカッション能力の育成を行うと共に、学年ごとの目標と目標達成のための実行計画を記載させる「My Campus Plan」を活用し、自律的に学習に取り組む動機付けを行い、卒業後の社会的・職業的自立にも結びつけている(4-4)(4-25)。

外国語教育については、英語教育の共通基本目標および第二外国語教育の共通基本目標に基づいて、各課程に相応しい教育内容を提供している。また、英語科目で「英語演習」「オーラル・イングリッシュ」を配置するなど、「読む・書く・聞く・話す」の4技能のバランスのとれたコミュニケーション能力の育成を行っている。さらに、専門に関わる外国語能力の養成のために専門教育科目として英語科目を配置している(4-13)。

専門科目の教育内容は、各学部の教務委員会やカリキュラム検討委員会で検討し、知識を教授する講義だけでなく、チームで課題解決や探求を行う演習・実習なども交えながら、学生が

自律的に学習に取り組むための教育内容としている（4-13）。

社会が求める教育内容の質の確保という点では、理系学部で日本技術者教育認定機構（JABEE）や薬学教育評価機構（JABPE）等の認定によって、外部機関による評価による質的保証を行っている。

初年次教育や高大連携に配慮した教育内容については、1年生の必修科目である「基礎ゼミ」で、学びの動機付けとその習慣形成を促す教育プログラムを提供している。また、高大連携として、附属高校推薦入試・指定校推薦入試等の入試制度合格者に対する入学前リメディアル教育（「e-Learning」学習システムの利用、プレエントランス講義、小論文添削指導、入学前スクーリング、入学前ガイダンスなど）を実施している（4-26）。さらに、入学後のリメディアル教育は、一部の理系学部で物理を未履修で入学した学生に対して学習支援室を開室する等、各学部で高・大の教育的接続性に則して実施している。

【大学院】

大学院では、講義、演習、研究を交えながら、各専門分野が求める高度な内容と共に幅広い知識を身につける教育内容を提供しているが、本学ではさらに以下の工夫も行っている。

修士論文の作成指導では、指導教員によるきめ細かな指導を柱としつつ、中間発表会の開催やインターンシップ、複数の教員により指導を行うセカンドメジャー制（システム工学研究科、産業理工学研究科、総合理工学研究科東大阪モノづくり専攻）、修士1年次と2年次で指導教員が変更可能な制度（総合文化研究科）等、多様な視点から指導が受けられる体制づくりに努めている（4-13）。

また、総合大学の利点を生かし、多様な視点を持ち高度な専門性を有する職業人を育成するため、研究科の枠を超えた「教員養成プログラム」、「知的財産管理プログラム」、「現代都市政策プログラム」、「税務会計プログラム」を開講している（4-27）。さらに、本学の大学院生が各研究科の垣根を越えて集い、各自の研究内容について活発な論議を繰り広げる「近畿大学サイエンスネットワーク院生サミット」「近畿大学大学院文系院生サミット」を毎年開催してきたが、平成27年度からはこれらを融合し、全研究科による「院生サミット」を開催している。これは、多様な価値観を育むと共に、より広い観点から自分の研究内容を見つめ直す貴重な機会となっている（4-28）。

研究科における大学院教育の教育課程の適切性を検証する組織的なシステムは未だ整備されていない。全学レベルで大学院教育課程編成の適切性について検証するプロセスを整備する必要がある。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜教育方法および履修指導の適切さ＞

授業形態は（講義、演習、実験等）を学則に明確に定め、履修要項および授業計画（シラバス）で学生に周知している。教学ポータル Universal Passport（UNIPA）を導入し、Web上のシラバス確認と履修登録によって科目の履修が適切に行われるよう配慮している。

【学部】

学生に対する履修指導として、各学科が学年単位で行うオリエンテーションや履修ガイダンスがあり、履修要項、授業計画を用いて単位制の概要、授業科目の選択とWEB履修登録、試験、進級条件、卒業要件を周知すると共に、カリキュラムポリシーに則った履修指導を実施している。また、各学部では、単位取得状況を点検して適切な指導を行う制度として、学年進級条件を定めている。

学生の自律的で主体的な学修を導く教育方法の開発と展開に努めている。特に少人数教育の重要性に鑑みて、講義科目の方法による授業であっても、クラスの分割等によりクラスサイズの適正化を図り、学生と教員とのコミュニケーションを密にするよう努めている。さらに、ゼミナールを必修科目に指定し（初年次の基礎ゼミ等および高学年次のゼミナール（呼称・配当学年は学部・学科によって異なる））、学生が主体的に参加して議論を通じて学びを深める場を提供している（4-4）。外国語科目についても、少人数・習熟度別クラス編成を行い、複数の担当者による場合であっても評価・出席管理等について合意形成した上でシラバスに従った授業運営にあたり、学年／クラス別の担任教員（アドバイザー）を定め、きめ細かな学習指導にあたる学部が多数である。

単位制度の趣旨および教育効果の観点に照らして、CAP制を導入して期間（学年もしくは学期）内に履修できる単位数を制限する履修制限を設けている（除外科目を置く学部もある）。また、学修行動およびその成果の可視化のためにGPAを全学に導入している（4-29）。

全学部でオフィスアワーを設定し、学修相談や履修指導（他に生活指導や就職指導にあたることも多い）に応じる体制を構築している。オフィスアワー時間帯は、UNIPA等で周知し学生の便宜に供している（4-4）。部局によって対象学年は異なるものの、年度初めに履修ガイダンスまたはオリエンテーションを行うほか、ゼミナール等担当教員も、My Campus Planや大学生基礎力調査を利用して、振り返りを踏まえた勉学と学生生活の支援にあっている（4-25）（4-30）。

【研究科】

研究科は、確かな学識とこれに裏付けられた独創的で実用的な研究活動を自立して行う研究者と、高度技術者の育成という目標を達成するため、研究者として自立するために必要な基本的な知識・技術・態度を確立することを目指して、専修科目の講義・演習および研究指導とその他の科目を組み合わせ、博士前期課程では2年間、博士後期課程では3年間で研究を完成し学位論文を作成するように教育・指導を行っている。さらに、幅広い学識の獲得や関連分野の知識・技能吸収のために多くの選択科目を配置している。

なお、研究指導計画に基づく研究指導が、各研究科で実施されているが、検証システムの確立が課題である。

<シラバスの適切さ>

各部局とも、大学所定の共通書式に従ってシラバスを作成している(4-4)。共通書式については教育改革推進センターが「良い記入例」「悪い記入例」等も併記した「授業計画(シラバス)記入上の留意事項」を毎年度作成して全教員に配布し、各部局の教務委員会や自己点検・評価委員会等シラバス所管委員会等が原稿・校正等の点検にあたり、適切な記載を各教員に指示している。教育改革推進センターは、「留意事項」の点検・改善に取り組んでおり、平成28年度は学位授与方針(ディプロマポリシー)との連関、フィードバック、講義外学修について新たに記載事項に指定する改訂がなされた(4-31)。部局によっては、事前点検に加えて、刊行後の事後点検として、訂正・補完等の追跡調査・集約を図り、授業評価アンケートでシラバスに沿った講義が行われていたか確認し、またピア・レビューによって授業内容と授業計画との整合性の確認と助言を行っている。シラバスは本学のホームページもしくは各部局のサイトから個別科目のシラバス並びに授業計画冊子を閲覧することができるほか、Amazon上で印刷物を発注することもできる。

多くの研究科では、学部と異なった様式の授業評価アンケートによっているため、上述のことはそのままではあてはまらないものの、学部と同等の授業評価アンケートを実施している場合は、シラバスに基づいた講義の実施について検証することも可能である。

平成26年度の大学評価(認証評価)結果において、「シラバスは全学的に統一した形式で作成されているものの、その内容は教員によって精粗がある。内容の検証は、各学部・研究科とも組織的な体制で実施されておらず、特に、兼任教員のシラバス内容の検証は十分とはいえないので、組織的なシラバス内容の検証・改善システムの整備など、改善が望まれる。」との指摘を受けた(4-5)。これを改善するために、全ての学部・研究科において平成27年度から「シラバス点検・監査」を実施することで毎年、記載内容を教員相互にチェックする体制を整備した(4-32)。平成28年度のシラバスの内容・形式について記載状況の点検・監査を全件に対して実施した。問題点が指摘されたシラバスについては各学部事務部と連携して修正・補完を担当教員に指導・指示することで、さらなる精粗解消に向けて取り組んでいる。また、毎年、全専任教員、全兼任講師へ全学統一の「シラバス記入上の留意事項」(ガイドライン)の配付を行い、シラバス作成参考資料として、全教員に周知・徹底している(4-31)。平成29年度シラバスから、新たに①科目の到達目標とディプロマポリシーとの関係、②試験・課題等に対するフィードバックの内容と方式、③各授業回における授業外学習(予習・復習)の標準的な内容と時間を明記することが大学全体で推進されることとなった。平成30年度シラバスについては、記載内容の統一を徹底し、事務部と連携してシラバス記載内容の点検・監査を行うことにより、教員ごとの内容の精粗を解消した(4-4)。さらに、研究科については、平成30年度から成績評価および基準の項目にルーブリックの導入を積極的に行うことになった(4-33)。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

<成績評価と単位認定の適切さ>

いずれの部局においても、学則および大学院学則並びに大学設置基準および大学院設置基準に従い、厳格な単位認定を行っている（全科目を必修とし、単位制を導入していない医学部を除く）。学則（第20条）・大学院学則（第9条）において1単位の修得のために授業外学修を含む45時間の学修を要する旨を定め（4-1）（4-34）、履修要項において各授業科目の単位を明示し、シラバスにおいて、各科目の講義内容と時間外学習内容、成績評価の基準項目とその比率を明示している（4-4）（4-35）。

成績評価基準としては、試験・レポート・授業中課題への取り組みなど、各科目の内容・方式に応じた基準を合計が100%となるよう設定し、予めシラバスにおいてこれを明示している（4-4）。なお、成績評価に際して出席点およびこれに相当するものを算入しないことは、教育改革推進センター通知によって周知徹底が図られている。

【学部】

成績評価は100点満点とし、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（60点未満）の5段階を定めるほか（平成25年以前の入学生については秀評価なし）、平成26年度入学生からGPAを全学導入し、学修行動・成果の可視化を図っている（4-29）。

編入学生について、入学する以前の大学または短期大学等における学修を単位認定することは、学則に定められており、必要に応じて当該学校の履修要項やシラバスも参照しつつ教務委員会の審議に基づいて、個別認定もしくは一括認定の方法に基づいて行われている。また、海外大学と提携している学部等の場合、提携大学における学修についても、同様に教務委員会等がこれを認定している。この場合は、学部内規により、当該講義内容を精査し、単位認定している。

【研究科】

大学院学則第9条に基づき、授業の方式（講義・演習・実験等）を考慮して各科目2単位から6単位を設定し、大学院履修要項を用いて学生に周知した上で、シラバス記載の方法と基準に基づいて厳格な成績評価を行っている。厳格な成績評価については、各教員は留意事項に従って成績評価方法と成績評価基準を設定し、シラバスを通じて学生に明示している。

平成26年度の大学評価（認証評価）結果において、「農学研究科博士後期課程において、貴研究科に入学する前に他研究科で習得した単位を30単位まで認定できるという規定があるが、既習得単位の認定について、大学院設置基準に基づき適切な単位数に設定するよう、早急に是正されたい。」との指摘を受けた。これを解決するために大学院学則第12条の2を改定し、平成27年4月1日より施行した（4-34）。

<学位授与の適切さ>

平成 25 年度の自己点検・評価後も、各部署の学位授与は、学則並びに学位規程に従って策定した学位授与方針（ディプロマポリシー）を踏まえて厳格に運用されており（4-36）、規定に則り、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って学位を授与している。卒業・修了の要件と、論文審査の手続きを学位規程に定め（4-1）（4-34）、学位論文提出手続き、審査体制および審査内容等についての詳細は「履修要項」に明示し、入学時のオリエンテーション、履修ガイダンス、WEB ページ等で周知している（4-37）（4-38）。

学位授与に係る活動は、各学部での卒業研究（卒業制作、卒業研究に係る公演）の従前よりの数値評価や多重審査体制等の厳格化が進むなかで、運用が続けられている。国際学部では、4 年次に完成させる「卒業プロジェクト」には論文の他にも多様な発表形態を認める予定であるが、その形態に応じて評価が客観的に行われるように基準を設け、それをあらかじめ学生に明示するための準備を平成 29 年度から進めている（4-39）。

大学院では、平成 26 年度大学評価（認証評価）結果において、「満期退学者（博士課程または博士後期課程において修了に要する単位を取得後、退学した者）が、学位論文を提出することによって「課程博士」として学位認定することは適切でない」との指摘を受けたため、平成 27 年度より、再入学しなければ学位認定しないように大学院学則（第 17 条）、学位規程（第 14 条）、研究生規程（第 2 条）を改正した（4-34）（4-40）（4-41）。

また、各研究科では「学位論文の審査および最終試験」によって学修成果を評価している（4-34）（4-37）。ほとんどの研究科において「学会発表や学会賞」などによっても学修成果を評価している（4-34）（4-37）。医学研究科では、平成 26 年度大学評価（認証評価）結果において指摘された、客観性、公平性に欠点を持つ主査が指導教授である点について、「学位審査に関する申し合わせ」の改定案を作成した。改訂案では、主査は指導教授以外の医学研究科教授とすること、また、学位論文の共著者である者は、主査、副主査または副査としないこと、さらに、指導教授が学位論文の共著者である場合には、副主査または副査にもなれないことを明記した。主査は指導教授以外の研究科教授とすること、学位論文の共著者は副主査または副査としないことに改善した（4-42）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

平成 25 年度の自己点検・評価から、全学的な教育研究推進体制の整備と拡充のなか（4-43）、21 世紀教育改革委員会の下部組織のひとつである学士力強化検討委員会が、学位授与方針を含めた 3 つのポリシーの検証を担当している。

また教育改革の実行組織である教育改革推進センターでは、運営委員会においてカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリングの再整備や改善と WEB 公開等の高い達成

度で教育改善が進んでいる(4-44)。平成28年度に21世紀教育改革委員会により、指針に沿った各部局の3つのポリシーの修正・更新および点検が実施され、より教育目標に沿った3つのポリシーが公開された(4-36)。また、前後期 Semester 毎に全授業科目を対象とした「学生による授業評価アンケート」、「卒業アンケート」を実施している。さらに各学年での学生生活の目標を設定し、半期ごとに点検、指導して学生自身の成長を評価する「My Campus Plan」を継続的に活用しており、入手情報の解析から、各学部で実効的な教育改善活動に繋がっている。平成26年度に正式導入された GPA 制度は、教育改革推進センターを中心に、全学的あるいは各学部独自の活用の検討が進められている。11学部(法学部、経済学部、経営学部、理工学部、建築学部、文芸学部、総合社会学部、農学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部)で実施される「学業優秀者対象特待生制度」は学生自身の学修成果の把握および学修活動へのインセンティブを与えている(4-45)。

大学院委員会において、学位取得の学習プロセス管理の一環として「博士前期課程・博士後期課程研究指導計画」が、各研究科で整備された(4-46)。さらに一部の研究科では、「授業評価アンケート」が実施され、教育目標に沿った学習成果の測定、教育改善に利用されている(4-47)。

また学習成果の把握や評価を行うにあたり、その根拠となる資料作成やデータによる支援を行う機関として、平成29年度より IR センターを設置した。

点検・評価項目⑦：教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についての検証は、大学全体の場合は責任主体となる自己点検・評価委員会が担っている。実際の改訂作業は21世紀教育改革委員会の学士力強化検討委員会で平成27年度から本格的に開始され、平成28年度に3つのポリシーの全面改定がなされた。

各部局における教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についての検証は、各部局の自己点検・評価委員会、およびそれと連携する教務委員会(或いは教務委員会に相当する委員会)等が担っている。検証の頻度については、基本的にカリキュラム改訂の必要性が生じたときなどに適宜検討するという形態であり、特に時期を決めて行ってはいないところが見受けられる。しかし、今後は全学での検証が毎年定期的に行われることとなり、これに伴い各部局での検証が実施される見込みである。なお、理系学部の中には第三者評価である JABEE(日本技術者教育認定機構)、並びに JABPE(薬学教育評価機構)の審査を定期的に受審することで、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を担保している。

なお、入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)を含めた3つのポリシーに関しては、

平成 27 年 7 月 21 日付の学士力強化検討委員会、教育改革推進センター連名による文書において、各部局へ現状、並びに今後の変化に対応した見直しが求められ（4-48）、平成 28 年度において全面改定がなされた。

教育成果の可視化に関連して GPA やポートフォリオが教育改革推進センター主催の全学 FD 研究集会（年 2 回開催）の全体テーマに取り上げられてきた（4-49）。加えて各部局等でも教育方法・内容などの改善を図るための組織的研修の機会として FD 研修を実施している。

【学部】

教育改善の PDCA サイクルは、教育改革推進センターからの指示事項に加え、教育の内容・方法およびその成果について教務委員会等で検討し、必要に応じてカリキュラム検討委員会や自己点検・評価委員会等関連委員会とも連携して改善案を教授会に上程し（P）、各学部の教務委員会で規則に則り授業改善の取組みが遂行され（D）、その成果を授業アンケート、リフレクションペーパー、ピア・レビュー等により可視化することで FD 委員会等の関連委員会で検討し（C）、問題点に対しては教員・教務委員会や関連委員会が検討にあたる（A）という流れで、機能している。

【研究科】

大学院においても、全研究科を対象とした FD 研修会を年に 1 回実施しており、教育成果の検証と教育内容・方法の改善に役立てている（4-50）（4-51）（4-52）（4-53）。

大学院委員会は、平成 27 年度に授業評価アンケートおよびリフレクションの実施を各研究科に呼びかけ、これに基づいて授業評価アンケートを授業に反映させている研究科が増えてきた（4-54）。

（2）長所・特色

<学位授与方針の明確化>

本学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」、および「人に愛され、信頼され、尊敬される人の育成」という教育の目的に照らし、大学全体の「教育目標」、「教育内容」、「学位授与方針」を明確化した。これを受け各部局が教育目標（育成する人材像）を定め、それらの実現のために「3つのポリシー」を制定し公表することで、教育内容、学位授与にいたる道程等を学生に示すことができている。

<教育課程の体系的な編成>

【学部】

カリキュラムマップ、科目ナンバリング、カリキュラムツリーの作成によって、教育課程の体系が明確になり、教員・学生が共有化できた。また、各学部において、専門教育科目の開設

状況と順次性のある体系的配置について定期的に検討を行うようになった。

【大学院】

総合大学の強みを活かし、4つの学際教育プログラムの設置や研究科横断の「院生サミット」の開催によって、文理融合の幅広い視野の育成が図られている。また、中間報告会やセカンドメジャー制の導入などによって、多様な視点から指導が受けられる体制づくりを行っている。

＜効果的に教育を行うための取り組み＞

学部においても大学院においても、少人数教育、アクティブ・ラーニング等、自律的で主体的な学修を誘う教育方法を探求している。年度始めのガイダンス等により、学生と履修科目とのミスマッチを極力少なくするよう学修指導に努めている。学修成果の評価に関しても、大学・大学院共に単位制度の趣旨に従い、明確な成績評価基準に依拠した厳格な成績評価に基づいて行われている。これらの取り組みを支えるものがシラバスとその実質化であり、学部教育においてはCAP制とも合わさって学修時間の確保と自律的で主体的な学修の誘いに貢献している。

シラバスの意義に関する教員の共通理解も深まり、全学共通書式・留意事項の遵守はもとより、シラバスに基づく講義遂行の重要性についても認識が共有されつつある。UNIPA 上でのシラバス公開によって講義形態・到達目標・成績評価基準なども確認できる（ユニット制のもと学年別教育要綱を用いてきた医学部においても平成29年度から全学共通書式に移行）。

平成29年度シラバスから①学位授与方針（ディプロマポリシー）関連、②フィードバック、および③授業外学修が新たに要記入項目に指定された。それぞれ①ディプロマポリシーに掲げられた学位授与・卒業認定に必要な素養・知識・技能等のうち当該科目を学修することによって学生が到達しうべきものを意識した学修、②課題への取り組みに対して教員が作成するフィードバック（学生一人ひとりに対する個別的なもの、もしくは受講者全員に向けた集会的なもの）を通じて学修の達成度を認識した学修、並びに③毎授業計画における予習復習内容と標準学修時間を示すことによって、授業外学修への誘導および単位制度に見合った学修時間の確保に資することが期待される（4-31）。

＜学修成果の適切な把握と評価＞

従前からの21世紀教育改革委員会および教育改革推進センター、さらにはIRセンターの新設と教学ガバナンス強化により、教育改善のPDCAサイクルの実効化が進展している。平成28年度には、各部局の3つのポリシーの修正・更新および点検が実施され、より教育目標に沿った3つのポリシーが公開された（4-36）。また複数回の授業評価アンケートの実施やWEB機能利用によるペーパーレス化、学生評価の時短等に向けたWEBアンケートの実施等への活動があげられる。

学生の学修を測定する評価指標として、「My Campus Plan」、「学生による授業評価アンケート」、「卒業アンケート」、「TOEIC 団体受験」、「学業優秀者対象特待制度」の全学レベルでの

実施は、評価の精密化や学生の学修活動へのインセンティブを高める活動として、教員のピア・サポート等を実施しつつ精密化と活用の幅を広げつつある。卒業認定は、各学部で継続的に厳格に実施されているのみならず、卒業認定での重要項目である卒業論文等に対して数値化も視野に入れた評価基準策定といった精密化が進んでいる部局もある。GPA 制度の導入から 3 年が経過し、学修の質を客観的によりよく可視化する仕組みが浸透し定着してきている。また、My Campus Plan により、学生自身が自らの学修を自己評価し、短期目標の設定、行動計画の策定、自己点検の実施、次期semesterの行動計画への反映を実行する学修の PDCA サイクルの確立が図られている。国家試験を学習成果の指標とする薬学部医療薬学科では、高い合格率を維持し (4-55)、医学部では、全国医学部・医科大学中の中位を保った (4-56)。

各研究科では、FD 委員会の設置、FD の実施、授業評価アンケート、修了者アンケートの実施等、システムと運用の整備が行われ、それらを指標とした教育改善が着実に進行しており、平成 28 年度には、より教育目標に沿った 3 つのポリシーに改訂された (4-36)。明確な研究教育目標の設定により、大学院生の学習・研究レベルは向上し、権威ある学術雑誌への論文掲載、学会論文賞等の受賞も増加して確実にそのクオリティーが向上している。医学研究科では主査は指導教授以外の研究科教授とすること、学位論文の共著者は副主査または副査としないことを取り決めて明記し、また、平成 28 年度に、学位論文は原則として英文学術雑誌としてさらに水準を高めた (4-42)。商学研究科では、教育方針が改定され、学位授与に具体的な審査基準を明示した (4-57)。生物理工学研究科では、教育・研究の成果指標として、学会発表、学術雑誌等への論文発表、公聴会における質疑等をスコア化することにより、学修成果を可視化できるようにした (4-58)。システム工学研究科では、論文審査担当主査を MO 合教員に広げて、幅広い専門分野からの論文審査を可能とした (4-59)。法学研究科では、修士論文の評価にあたり、その「評価ルーブリック」を策定し、それを点数化することによって、修士論文の質的な評価指標とした (4-60)。

＜教育課程の適正性についての定期的な点検・評価＞

各学部、および各学科・専攻で制定した学位授与方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）の見直しが指示され、それぞれの所管においてその検討が開始された。PDCA サイクルの確立が遅れた学部も、これを機に検証・評価が始められ、今後十分に機能するものと期待される。

ピア・レビュー、授業評価アンケート、FD 研修会等が、教員の教育資質・能力の向上、シラバスの適切な作成等に貢献している。平成 29 年度においては授業評価アンケート（期末実施）に加えて、現受講生に対する授業改善のための中間アンケートを新たに実施した (4-61)。

【研究科】

講義内容・方法と授業計画（シラバス）との整合性に関する検証は、全研究科で統一された授業評価アンケートは実施していないものの、研究科・専攻単位でアンケートを実施し検証に

活用している部局もある（4-47）ほか、教員が独自にアンケートを実施する例もある。

全研究科を対象としたFD研修会が年に1回実施されている他に、各研究科においても、FD研修会を開催する機会が増えており、教育成果の検証と教育内容・方法の改善に役立っている。

（3）問題点

＜学位授与方針の明確化＞

各部局における教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の周知は、概ね良好であるが、教職課程に関する検討が十分ではない部局がある。

＜教育課程の体系的な編成＞

研究科について、平成26年度に行われた大学基準協会の大学評価で指摘された大学院シラバスの精査と組織的な内容検証は実施できたが、更なる学位授与方針などの教育方針に基づいて必要と判断される授業科目について、履修モデル・カリキュラムマップ・カリキュラムツリーなどの順次性のある科目配置の整備と学生への周知が必要である。

研究科における大学院教育の教育課程の適切性を検証する組織的なシステムは未だ整備されていない。全学レベルで大学院教育課程編成の適切性について検証するプロセスを整備する必要がある。

＜効果的に教育を行うための取り組み＞

工学部など一部の学部で、セメスター制の導入により9月卒業が可能となっているが、9月卒業に関する情報が学生に対して明示されていないため、具体的な対応が必要である。

入学前の既修得単位および留学先での学修に対する単位認定（読替え）はいずれも学則に則って実施されているものの、単位認定等の方法・範囲等について明確な基準がない。

なお、一部の部局では学位論文審査基準の策定・明示が十分ではない。

＜学修成果の適切な把握と評価＞

多くの部局において、「My Campus Plan」、「授業評価アンケート」、「卒業生アンケート」、「修了生アンケート」等による学習成果の評価が行われつつあるものの、学習成果を数値化して測定する等の明確な評価指標が整備されておらず、今後の検討が急がれる。

GPAの活用については、GPA活用の前提である成績評価の正規化・標準化が十分でなく、科目・教員等によって偏りが見られるという問題が存在する。理工学部、建築学部、工学部などの卒業研究実施における評価についても、教員間格差の問題が存在し、審査基準の内容については、定期的な検証が必要である。医学部では、成績評価の厳格化、適正化と共に留年者数が増加しており、各学年における成績評価・進級判定基準を教育内容・方法と連動させて検証していく必要がある。

平成 25 年度自己点検・評価時に課題となった卒業・修了後の一定期間経過した卒業生・修了生の評価や、卒業生・修了生が就職した会社・組織における評価について、実施している部局が限定的であり、検証の評価指標の整備には未着手である。改善項目として規定した情報の収集と評価指標の策定が急がれる。卒業・修了評価アンケートの検証に関しては、卒業・修了後の学生・大学院生の状況をできる限り調査・把握し、それと照らし合わせることで、さらに適切な活用を図る。また一部の研究科では、授業評価アンケート、修了者アンケートを実施していないため改善が必要である。

授業評価アンケートは各教員による学習成果の測定、教育内容や方法の改善に役立っているが、学部や学科レベルにおける教育目標・教育内容・教育方法の改善にあまり利用されていないのが現状であり、その利用法を改良する必要がある。

「My Campus Plan」により、学生自身による自己評価と行動計画を促しているが、意識の低い学生においては形式的に記載するだけで自己の現状認識と改善努力に結びつかない傾向が散見される。

<教育課程の適正性についての定期的な点検・評価>

第三者評価機関である日本技術者教育認定機構（JABEE）等の認定を受けている部局では、教育の質保証に対する PDCA サイクルが機能しているが、大学全体の自己点検評価活動としては、点検・評価体制の整備、活動が緒についたばかりであり、PDCA サイクルの有効性が十分でない学部もある。

授業評価アンケートは、受講者数の多寡にかかわらずまた専任・兼任の区別、もしくは全学共通・専門の別なく実施しているものの、完全実施に至らない部局がある。またリフレクションも、教育改革推進センターおよび大学院委員会が全学的実施を指示して間もないため、完全に実施できておらず学生への周知も必ずしも十分に徹底されていない。

（４）全体のまとめ

<学位授与方針の明確化>

多くの部局における学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の策定は、「建学の精神」と「教育の目的」に則っていることが明確であるが、一部の部局では不明確であるため、改善が望まれる。それらの方針はホームページ等で公表されているが、学生が周知しているかは不明確である。また、それらの方針と、教職課程との関係が不明確な部局がある。

<教育課程の体系的な編成>

多くの部局で、カリキュラムマップ、科目ナンバリング、カリキュラムツリーの導入・公表がなされたが、一部の研究科では不十分である。

＜効果的に教育を行うための取り組み＞

卒業・修了要件は全部局で単位制度の趣旨に基づいて適切に設定し、学生に周知徹底している。一方、学位論文審査基準については不明確な部局がある。

＜学修成果の適切な把握と評価＞

21世紀教育改革委員会および教育改革推進センターの教学ガバナンスの強化、整備と拡充が継続して実施され、教育改善のPDCAサイクルが確立し、将来に向けての改革が継続されている。これらの方策により学生の学修評価を測定するための評価指標や複数回の「学生による授業評価アンケート」の運用等が進んでおり、これらの情報収集によって、リフレクションペーパー記載事項の改善活動が、教員個人および組織として実質化すると考えられる。

各研究科では、教務委員会、FD委員会等の設置に伴い、各研究科でのFDの実施や、学位審査基準および手続きの検証、責任体制の整備、教育成果を高める努力が継続されつつある。

Action、Plan段階からDo段階への様に、各学部の教育活動ガバナンスの強化は図られているものの改善活動の実質化が求められる。

また、一部の部局を除き、学生・大学院生の学習成果を測定するための評価指標の検討が不十分であり、今後は、ルーブリック評価も取り入れた学習成果評価指標の開発が必要と考えられる。

学修の質を高める方法となりうるGPA制度について、学生・教員の双方で相互理解し、有効な活用を検討する必要がある。

卒業後一定期間が経過した卒業生が行う卒業後アンケートでは、同窓会組織あるいは学生が就職した企業と連携した卒業後アンケートの導入が課題であり、全学的な取り組みが必要である。これらのアンケートや成績と卒業後の進路等の分析により、卒業生および大学の教育内容・方法に関する評価を得て検証するための評価指標整備、コース・専攻分けのシステムの適切性等を継続的に検討していく必要がある。

学生が教育目標を認識して学修に取り組むためのガイダンス等での説明を継続し、留年者を減少させるため、成績不振学生への個人指導の徹底、留年生へのフォローアップ体制の一層の充実を図るなどのピア・サポート型活動の継続も必要である。

＜教育課程の適正性についての定期的な点検・評価＞

中間アンケートについてはUNIPAの活用が指針として示されているが、授業評価アンケートについても紙、ウェブあるいはその併用等多様な実施方法を模索することが望まれる。

今後は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に対して、達成度をどう評価するのかを規定し、アセスメント方法を含めて検証する。実施や対応が不可能な方針であれば改めることが望まれる。

【根拠資料】

- 4-1 近畿大学学則
- 4-2 近畿大学 HP「近畿大学教育方針」
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>
- 4-3 各学部履修要項 2017
- 4-4 近畿大学授業計画(シラバス) (<http://www.kindai.ac.jp/campus-life/syllabus/list.html>)
- 4-5 近畿大学に対する大学評価(認証評価)結果 平成 27 年 3 月(公益財団法人 大学基準協会)
- 4-6 「3つのポリシー」の見直しについて(平成 27 年 7 月 18 日)
- 4-7 「3つのポリシー」修正案の点検結果について
- 4-8 平成 27 年度近畿大学アクションプラン
- 4-9 学部・学科の教育方針
(<https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/index.html>)
- 4-10 近畿大学の教養教育の目的と目標
- 4-11 近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標
- 4-12 外国語教育マニフェスト
- 4-13 各学部・研究科履修要項 2017
- 4-14 全学共通教育機構規程
- 4-15 各学部規程・内規
- 4-16 近畿大学の教養教育の目的と目標
- 4-17 近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標
- 4-18 外国語教育マニフェスト
- 4-19 薬学部履修要項
- 4-20 医学部教育要綱
- 4-21 21 世紀教育改革委員会規程
- 4-22 教育改革推進センター規程
- 4-23 近畿大学公開講座 等 <http://www.kindai.ac.jp/rd/kouza/index.html>
- 4-24 産業理工学研究科授業概要
- 4-25 マイキャンパスプラン(My Campus Plan)
- 4-26 プレエントランスガイダンス案内書
- 4-27 近畿大学大学院 HP「教育プログラム」
<http://www.kindai.ac.jp/graduate/about/education.html>
- 4-28 大学院院生サミット
http://www.kindai.ac.jp/graduate/news/2015/0706_01.html
- 4-29 各学部履修要項 2017
- 4-30 自己発見レポート
- 4-31 平成 30 年度シラバス記入上の留意事項

- 4-32 シラバスの作成における点検・監査について
- 4-33 大学院開講科目の学修評価方法としてのルーブリック導入について
- 4-34 近畿大学大学院学則
- 4-35 各研究科履修要項・授業計画（シラバス）2017
- 4-36 学部・学科の教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/>
 法科大学院・研究科の教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/graduate-school-policy/>
- 4-37 各研究科 履修要項
- 4-38 大学院ホームページ 学位論文審査
http://www.kindai.ac.jp/graduate/about/thesis_examination.html
- 4-39 国際学部設置の趣旨等を記載した書類（文部科学省提出書類）：④教育課程の編成の考え方および特色。pp. 6-12
- 4-40 近畿大学学位規程（第14条）
- 4-41 近畿大学大学院研究生規程（第2条）
- 4-42 平成28年度大学院医学研究科便覧（P.101）
- 4-43 平成27年度 第1回教育改革推進センター運営委員会資料1～3
- 4-44 平成26年度 第3回教育改革推進センター議事録
- 4-45 学業成績優秀者特待生制度 概要
- 4-46 大学院研究指導計画
- 4-47 大学院授業評価アンケートおよびリフレクションペーパー
- 4-48 近畿大学 21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会・教育改革推進センター 「3つのポリシー」の見直しについて
- 4-49 全学FD研究集会実施記録
- 4-50 総合理工学研究科FD研修会（開催案内）
- 4-51 農学研究科「FDミニシンポジウム」開催案内（2016～2017年度）
- 4-52 医学研究科FD研修会開催案内（平成27年度・平成29年度）
- 4-53 生物理工学研究科自己点検評価報告書（平成28年度）
- 4-54 農学研究科教授会議事録28-6（平成28年11月22日）
- 4-55 第102回薬剤師国家試験 大学別合格者数（厚生労働省）
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000157910.pdf>
- 4-56 第111回医師国家試験 学校別合格率
<http://www.tecomgroup.jp/igaku/topics/111.asp>
- 4-57 商学研究科 学位授与審査基準
- 4-58 生物理工学研究科 学術成果を可視化するためのスコア基準

- 4-59 システム工学研究科 論文担当主査一覧 (MO号教員を含む)
- 4-60 法学研究科 修士論文のルーブリック評価に関する資料
- 4-61 学期内授業評価アンケート (中間アンケート) 実施依頼 (平成 29 年 5 月 8 日)
- 4-62 自己点検改善報告書

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

- 1) 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定および公表

大学全体のアドミッションポリシーは、建学の精神と教育理念を踏まえて、適切に設定され、大学ホームページ(5-1)(5-2)(5-3)で明示・公表している。また「平成30年度入試要項」(5-4)、「近畿大学大学院学生募集要項・大学院研究科概要」(5-5)においても受験生並びに保護者が理解しやすいように明示し公開している。

- 2) 学生の受け入れ方針の設定

1) 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

大学全体の入学試験要項・募集要項(5-2)、大学院学生募集要項(5-5)において、入学試験方式ごとに出願資格を設定している。入学するにあたって必要な知識・水準については各学部(5-2)・各大学院研究科(5-3)のアドミッションポリシーで明示している。また、学部の入学前学習の支援については、リーフレット(5-8)で周知している。

2) 入学希望者に求める水準等の判定方法

入学希望者に求める水準等の判定方法については各学部・各大学院研究科によって違いはあるものの、学力試験、面接、小論文、或いは推薦入試や指定校推薦入試、協定校や附属高校から受け入れる推薦入試など、多様な入試制度(5-4)(5-5)によって、アドミッションポリシーに沿った学生の受け入れを実現するように総合的に、かつ適切に判定される。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

- 1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定

大学全体の入学者選抜は、アドミッションポリシーに基づき、公正かつ適正な選抜が行われるように統一した日程に従い、入学試験を実施している。

学部で実施する推薦入試(一般公募)、一般入試・前期(A日程およびB日程)、一般入試・後期、PC方式(前期・後期)、C方式(前期・中期・後期)、留学生入学選考などに加え、推薦入試や高等学校長の推薦により学力および人物共に優れた学生を受け入れる指定校推薦入試、21世紀教育連携パートナーシップ協定を締結した協定校や附属高校から受け入れる推薦入試など、多様な入試制度によって行っている(5-4)(5-6)(5-10)。

大学院の入学者選抜は「入学選考日程表」に記されている、学内学生・一般学生・社会人を対象とした「9月入試」と、一般学生・社会人を対象とした「2月入試」を実施している。また、学内学部生で優秀な成績を修めた者の進学促進を図るため、7月には学内推薦入学選考を実施している(5-5)(5-7)(5-15)。また、外国人留学生入試を11月および2月に実施し、能力や適性において幅広く多様な学生を広く募集している。当該研究科委員会では、学生募集の方法や入学者選抜基準の妥当性およびアドミッションポリシーとの整合性についても確認を行い、透明性を確保している。

これらの大学全体の試験詳細は、「近畿大学入学試験要項」(5-4)、「入試ガイド」(5-10)、「大学院学生募集要項」(5-5)、「大学院学内推薦入学選考募集要項」(5-19)、「大学院・外国人留学生入学試験要項」(5-20)、大学のホームページ(5-6)(5-7)に明示し、それぞれ受験生に公正な機会を保障し、適切に学生募集を行っている。

2) 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

入学試験担当副学長を入学試験実施本部長とする「入学試験実施本部」を設置して、責任の所在を明確にしている。この入学試験実施本部は、学部長から1名を副本部長とし、教学本部長や入学センター事務部長、試験を実施する各学部の学部長や事務(部)長などから構成されている。さらに各入学試験の実施前には、全ての監督者と事務担当者が一堂に会し、全体打ち合わせを行っている。この場において、監督要領や、前年度で発生したトラブルなどのケーススタディ、不正行為への対応など特に注意を要する事項について説明し、併せて入学試験実施本部長からの訓示も行い、入学試験の厳正な実施を担当者に依頼している。特別な配慮を必要とする場合は、事前に該当学部と対応内容を協議している(5-7)(5-11)。各学部の受験教科・科目および利用可能な入試方式については入試要項(5-4)、ホームページ入試情報サイト(5-5)等で詳しく紹介されている。

入試問題に関する対応については、入学試験出題委員会が担当している。入試問題の作成は、副学長を出題委員長とし、2名の副委員長が、文系科目および理系科目を担当する出題委員をそれぞれ統括する。試験終了後には外部機関による入試問題の検証作業を行い、出題ミスを無くすための取り組みを実施している。

大学院の入学者選抜の日程は大学院委員会の責任の下、決定される。大学院入学選考の実施は、入学試験問題の作成も含めて基本的には各研究科が主体となって行っているが、募集要項は大学院委員会において大学院全体で統一したものが作成される(5-5)。学内入学選考の推薦基準も募集要項において厳格に定められている(5-19)。このように、大学院の入学者選抜実施のために、大学院委員会および各大学院研究科において、適切な責任体制が整備されている。

3) 公正な入学者選抜の実施

入学者の選抜は、各学科で実施された選考結果を学科長会議等で精査、議論を行い、その後教授会にて厳正かつ公平に審議のうえ、大学協議会で承認している。

各学部で協議された学生募集や入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な方法であることを保証するために、適宜入学センターがその透明性を実務的に検証している。また、全試験終了後に各学部の代表者が集まる入試反省会において、当該年度に発生した事故に対する再発防止策や次年度に向けた募集戦略、学部ごとに提案される入試変更点などの議題について協議し、次年度入試の選抜方法を決定している。

大学院委員会、研究科委員会では、学生募集の方法や入学者選抜基準の妥当性およびアドミッションポリシーとの整合性についても確認を行い、透明性を確保している。入学者の選抜においては、実施された選考結果を研究科委員会にて審議、承認している。選考結果は、最終的に3月の大学協議会で報告される。

4) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入学試験要項では、全学部の情報を一括して全学統一形式で作成しており、受験生に分かりやすく提示され、周知できている(5-4)(5-6)(5-10)。併せて、入試概要や前年度の入試結果を分かりやすく解説した「入試ガイド」も作成し、受験生にいち早く情報を提供している(5-8)。これらの情報は紙媒体並びに大学ホームページに公表することで全学的な入学者選抜の透明性を保証している。

各研究科の学生募集方法、入学者選抜方法の適切性については、学生の受入れ方針に基づいた公正さ、並びに適正さが確保されるよう「大学院学生募集要項」が作成され、公表されている(5-5)。併せて各研究科の教育内容を紹介するパンフレット「近畿大学大学院」を毎年作成し公表している(5-12)。また、文系研究科(法学研究科、経済学研究科、商学研究科、総合文化研究科)の合同入試説明会も開催している。この説明会では、研究科の概要、教育内容、進路等を説明し、その後に参加者に対する個別相談会を実施している(5-14)。

身体に障害のある者の受験に対しては、大学全体で共通して合理的配慮に基づいて適切な対応がなされている(5-7)。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うと共に、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

1) 入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

平成29年5月1日を基準とする全学部の入学定員に対する入学学生数比率は1.08、編入学定員は農学部食品栄養学科のみ定めており、0.10、収容定員に対する在籍学生数比率は1.15となっており(5-16)(5-17)、収容定員に対する在籍学生数比率は適切とはいえない状況にある。大学院研究科の入学定員に対する入学学生数比率は、博士前期課程1.04、博士後期課程0.29、博士課程0.44、収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程0.98、博士後期課程0.37、博士課程0.64となっており、博士前期課程は概ね適切であるが、博士後期課程、博士課程は、いずれも定員充足が不十分である(5-16)(5-18)。

収容定員の管理については、各学部教授会、各研究科委員会において、入学者数、在籍学生数、収容定員が大きく乖離することがないように、過年度の入試結果および入学者数をふまえて慎重に合否判断を行っている。全学的には、事務部長会議、学部長会議、大学院委員会、大学協議会において、適正な定員管理を行って、教育環境を確保するように周知されている。

点検・評価項目④：学生受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学では、大学協議会や教授会、大学院委員会や研究科委員会において、それぞれ学部長、研究科長から志願者数状況や合否判定結果などが報告され、学生の受け入れの適切性について点検・評価を行っている。入学センターからは、地域別志願者数の推移や他大学の志願状況、附属高校からの進学状況などが報告され、全学的に情報が共有され、以後の入試に向けた課題を明確にし、戦略的な学生募集を展開している。入試実施内容や入試制度、学生募集活動などについて、それぞれの学部で様々な観点から検証された結果として、新たな入試方法の導入や次年度に向けた改善方策、取り組むべき課題に関する事項などを検討し、入学センターに提出される。入学センターでは、これらを議事として取りまとめ、入試反省会に報告して協議される。その結果、全学部の合議により次年度の入試概要が決定される。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

入学センターでは、学部ごとに入試結果を取りまとめ各学部にも所属する教職員に対して報告会を行っている。報告会では、受験産業が発表する偏差値の推移や他大学との志願状況の比較なども検証しており、学部にも所属する教職員に学部の入試の現状を報告し、学生募集に対する意識を高めることで、高校訪問やオープンキャンパスなどのイベントへの協力体制を構築している。

大学院での入学者選抜にかかる適切性の検証は、大学院運営委員会や研究科委員会が総合的に検討した上で提案する改善策について、審議の上で決定している。こうした組織的な検証により、入試制度の改革を継続的に行っており、検証プロセスは概ね適切に機能している。

(2) 長所・特色

<学生受け入れ方針の明示>

学則、入学試験要項、大学ホームページ、オープンキャンパス、学外での受験生・高校教員対象の進学相談会、高校や予備校訪問、高校への出張講義や学部ガイダンス等でもアドミッションポリシーを説明することで、受験生を含む社会一般に対する説明責任を果たしている。このような受け入れ方針に基づいた入試広報活動が充実してきたことで、学部・学科・専攻と学

生のミスマッチが減少してきた。

<障がいのある学生の受け入れ>

障がい学生支援課では「バリアフリーマップ」(5-11)を作成、配布することで、ハード面で障がいのある学生の受け入れ態勢を整えていると共に、相談窓口およびカウンセリングルームの設置・充実により、ソフト面でも十分な対応ができるようにしている。要支援学生には定期的に障がい学生支援課職員又は教員との面談の機会が設けられ、要望の聞き取り、支援策の再確認等を行っている(5-9)(5-13)。

<学生の公正な受け入れ>

複数回の入学選考を実施し、また高校で優れた成績や課外活動での成果を上げた学生を推薦する制度も取り入れることにより、多様な個性や強みをもった学生を確保し、毎年10万人を超す受験生を定常的に集め、適切に入学者数を確保している。

医学部では、平成29年度から医学部独自の試験、小論文と面接を二次試験として実施している。これにより、医学に適性を持つ受験者を適正かつ効果的に選抜できなかつたという懸念が解消された。またシステム工学研究科では、平成29年度よりTOEIC等の外部試験の結果を利用できる入試方法を導入した(5-21)。

<適切な定員の確保と在籍者数>

各学部では、各入試における適切な定員の設定と適正な入学選抜の実施により、収容定員に対する在籍者数の割合を保持できている。これにより、必要とされる能力を持つ多様な学生を受け入れることができている(5-16)(5-17)。

各研究科では、博士前期あるいは修士課程においては、概ね適切な収容定員に対する在籍学生数は保たれている。医学研究科では、初期臨床研修制度の下でも大学院に入学する医学部卒業者を確保するため、初期臨床研修1年目からの医学研究科入学を認めるART制度による科目等履修生制度を開始した(5-22)。

<学生受け入れの適切性>

学生の受入れの責任主体・組織、権限、手続きの検証、そこで生じた問題点に対する改善などの学生受け入れに対するPDCAサイクルが適切に実施されているため、これを今後も継続する。

(3) 問題点

<学生受け入れ方針の明示>

多様な入学生を確保するために、方式の異なる入学試験を多数回にわたり実施することから、

各学部の入学制度が複雑化している。それぞれの特色の異なる入学試験の種別を意識し、変化する社会的要請に応えるよう、定期的にアドミッションポリシーの改定に取り組む必要がある。また、受験生と直に接する大学院入試説明会等の機会や、従来取り上げてこなかった媒体を取り入れるなど、アドミッションポリシーを周知する機会を一層広げていく必要がある。法学研究科、システム工学研究科、産業理工学研究科では、障がいのある学生の受け入れ方針については明示されていない。産業理工学研究科では、大学院各研究科のアドミッションポリシーはホームページで公開されているが、近畿大学大学院入学案内、大学院学生募集要項に明示されていない。

<学生の公正な受け入れ>

記述試験を経ない入学選考の場合に、学生の基礎学力を測定する手法が確立されているとはいえないのが現状であり、入学後の学修に支障の生ずることが懸念される。よって多様な入学試験の形態がアドミッションポリシーを含む各学部の教育方針に合致しているかを定期的に検証する必要がある。

大学院においては、出題内容の教員間格差の是正、適切な評価法、TOEIC の導入、面接の客観的公正さの担保など、引き続き点検・評価により、改善・向上を行っていく。

多様な専門領域を選択させる制度によって受け入れた学生に対し、入学後の成果を追跡し、入学者選抜方式が適切かどうか検証を行うことで、各入試制度の公平性を検討する必要がある。博士後期課程では授業料や奨学金の在り方について、さらに、他大学や社会人受験者数を増やす方策を検討する。

<適切な定員の確保と在籍者数>

各学部は入学定員どおりを目指して合格者数を出しているが、平成 29 年 5 月 1 日現在の全在籍学生数は定員の 1.15 倍であり、収容定員が適切とはいえない状況にある。

研究科の多くは、平成 29 年度の博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が 1.0 未満であり、かつ入学定員に対する入学者数比率は、博士前期および博士後期課程のいずれも定員充足が不十分であり、改善する必要がある。また、外国人の受け入れ体制は充分ではない。大学院生の就職率を高めるよう就職支援にもいっそう力を入れる必要がある。また、現行の TA 制度や授業料減免制度以外にも、大学院生を経済的に支援する新たな制度方策の検討を始める。博士後期課程については、大学の研究力を一層向上させる施策を進めて、将来、修士が研究職につけるように出口保証を検証する必要がある。

<学生受け入れの適切性>

すべての入試終了時に入学センターから入試全体に関する説明をうけ、教授会において入試に関する検証を行っている。検証結果に基づいて次年度の入試における受け入れ方針の改善を目指しているが、入学センターと各学部の入試委員会の更なる連携が必要である。

また、多くの研究科では、点検・評価から改善・向上につなげる手順については、制度化されていないのが現状である。

(4) 全体のまとめ

学生の受け入れ方針としては、建学の精神と教育理念を踏まえて適切に設定されており、受験生が理解しやすいように明示し公表している。入学するにあたって必要な知識・水準については大学全体でアドミッションポリシーを明示している。入学者選抜においては、アドミッションポリシーに適合する学生を確保するために、公正性と客観性が担保された様々な入試制度を入学試験実施本部、大学院委員会、研究科委員会が責任を持って実施している。

入試問題に関する対応については、入学試験出題委員会が担当、試験終了後には外部機関による入試問題の検証作業を行っている。一部の研究科では、面接試験や語学試験でさらに客観性の担保された方法が求められており、その具体的な方法について、点検・評価の上で議論されている。

入学者の選択は、実施された選考結果を学科長会議、研究科委員会等で精査、議論を行い、その後、教授会、研究科教授会にて厳正かつ公平に審査され、大学協議会、大学院委員会です承している。大学院では、外国人の志願者に対する体制や学外志願者に対する広報が課題としてあげられる。

平成 29 年 5 月 1 日を基準とする全学部の入学生数に対する入学学生数比率は 1.08、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.15 となっている。収容定員の管理については、各学部教授会において、入学者数、在籍学生数、収容定員が大きく乖離することがないように、過年度の入試結果および入学者数をふまえて慎重に合否判断を行っているが、超過しているのが現実で、適性であるとはいえない状況にある。大学院では、文系研究科で充足率が低く、卒業後の就職状況などの解決の困難な問題があり、さらに博士後期課程については、ほとんどの研究科で充足率が低くなっている。今後は、適切な定員の設定を検討し、また、就職の支援や授業料の見直し、奨学金の充実などの対策を検討していく必要がある。また、博士後期課程については、大学の研究力を一層向上させることにより、研究に関連した就職を増加させていく施策が必要である。入学センターでは、学部ごとに入試結果を取りまとめ各学部にも所属する教職員に対して報告会を行っていることは評価できるが、更なるシステムの強化が必要である。学生の受け入れの適切性については、点検・評価から改善・向上へとつなげる PDCA サイクルが回っており、全学的に大学基準協会の評価指標・基準に基づいた自己点検・評価が、毎年実施されるようになった。

【根拠資料】

5-1 近畿大学 HP 近畿大学教育方針

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>

- 5-2 近畿大学 HP 学部・学科の教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/index.html>
- 5-3 近畿大学 HP 法科大学院・大学院研究科の教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/graduate-school-policy/index.html>
- 5-4 平成 30 年度 入学試験要項
- 5-5 平成 30 年度 (2018) 大学院学生 募集要項
- 5-6 近畿大学ホームページ 入試情報サイト <https://kindai.jp/>
- 5-7 近畿大学大学院ホームページ 入試情報サイト <https://kindai.jp/graduate/exam/>
- 5-8 近畿大学入学前学習支援 リーフレット
- 5-9 近畿大学障がい学生支援委員会規程
- 5-10 入試ガイド 2018 近畿大学 [速報版・夏版・決定版]
- 5-11 バリアフリーマップ
- 5-12 2018 入学案内 近畿大学大学院
- 5-13 障がいのある受験生への対応について
- 5-14 文系 4 研究科合同 平成 30 年度大学院入学試験説明会開催案内
- 5-15 平成 30 年度 近畿大学大学院入学選考日程
- 5-16 近畿大学ホームページ 学生数等
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/overview/students.html>
- 5-17 平成 30 年度 学部 入学定員・在籍者数
- 5-18 平成 30 年度 大学院 入学定員・在籍者数
- 5-19 平成 30 年度大学院学内推薦入学選考募集要項
- 5-20 平成 30 年度大学院・外国人留学生入学試験要項
- 5-21 平成 27 年度第 11 回大学院システム工学研究科委員会議事録
- 5-22 医学研究科 ART プログラム内規

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

本学は未来志向の「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育理念として掲げている(6-1)。すなわち、「現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向」し、「自主独往の気概に満ち」、生涯にわたって自己の向上に励み、社会を支える高い志をもつことが「人に愛され、信頼され、尊敬される」ことにつながり、このような人材を育てることを本学の社会的使命としている。そのために各学部・研究科は、「専門分野に関する高度な知識と優れた研究能力を有していること」に加え、『「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指すという本学の教育方針を熱心に追行できる』教員を大学が求める教員像としている。さらに平成26年度より「教育の国際化・グローバル化」が教育の新たな方針に追加され(6-2)、グローバル推進検討委員会で新たな「求める教員像」の検討を行っている(6-3)。

教員組織の編成に関しては、全学および各学部・研究科の理念・目的に則った教育研究を遂行するために、各学部長等により構成される審議機関として大学協議会が学長のもとに設置されている(6-4)。また、学部では、学部長が教授会を開催し、教員組織の編成に関する事項に関して審議を行い(6-4)、学科では、学科長は、学科会議やクラスタ会議などを開催し、教員組織の編成について審議する。

教員組織の編成方針については、9学部で学部内規(6-5)～(6-11)に明記されている。編成方針が明文化されていない学部においても、教員の採用・昇格の際には、人事委員会や教授会での慎重な審議を経て人事計画が策定されており、編成方針は十分明確になっている。また、大学院の教員組織の編成方針については、大学院部長が統轄し(6-13)、各研究科では、研究科長が研究科委員会を開催し、教員組織の編成方針について審議する(6-12)。学長は大学院委員会(大学院部長、各研究科長および各研究科委員会の若干名の委員で構成)を開催し、教員組織の編成方針について審議・決定を行う。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

各学部・研究科は、それぞれの教育理念や目的に応じた教育を行うために、大学設置基準で定められた必要教員数を超える数の専任教員を配置し、そのカリキュラムポリシーに基づいた

教育の質の確保に努めている。職位ごとの専任教員数、性別および年齢構成については、各学部・研究科の単位で調整するように指導されている。また、外国語や教養科目については、各学部の教育方針に基づいて全学共通教育機構が教員配置についての調整等を行っている。

女性教員の割合は文芸学部、総合社会学部、国際学部で 30%を、社会科学系の法学部、経済学部でも 20%を超えている (6-15)。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

本学の各学部では、学部毎の規程と、その詳細に関して明文化された内規や申し合わせに基づいて、透明性のある教員の採用および昇任手続きが実施されている。教員の新規採用に関しては、全ての学部で公募を原則としている。

また、多くの学部で、学科や科目グループごと、教授会で承認された選考委員会等の協議に基づいて教員新規採用の根拠と採用予定教員の専門分野・人数・職位等が提案され、人事委員会、学部運営協議会等で、教員組織編成方針に基づいて当該採用計画の適切性を審議した後、教授会で審議・承認の上、学長、理事長の許可を得て教員の公募を行っている (6-5) ~ (6-11)。応募者に対しては人事委員会、審査委員会、選考委員会等による経歴・業績等の書類審査後、面接・模擬授業等を経て、教授会での投票等により順位付けまたは採用候補者の決定を行っている。

昇任についても学部の内規等 (6-5) ~ (6-11) に定められた基準を満たす者に応募を促し、人事委員会、審査委員会、選考委員会等による審査の後、教授会の議を経て学長に上申している。このように、本学では透明性のある教員の採用および昇任手続きが行われている。これらの教員の採用・昇任の基準に関しては、定期的に見直され、必要に応じて改訂・刷新されている。本年度においては工学部において新たに採用・昇任基準が刷新された (6-11)。

特色ある取り組みとして、建築学部で、採用予定者の決定に際し、学部教員全員が参加する面接を実施している (6-8)。

一方、各研究科の教員は、原則として全て学部の専任教員であることから、研究科のみで教員の採用人事は行っていない。何れの研究科でも、基盤となる学部の専任教員採用・昇任人事に合わせ、大学院担当の可否について、研究科委員会で選考を行い、大学院委員会において審査・承認されている。大半の研究科では、資格審査の基準が内規、あるいは申し合わせ事項として明文化されているが (6-12)、総合理工学研究科では明文化されていない。総合理工学研究科における教員の採用は、各専攻が申請を行い、人事委員会および、研究科運営委員会の議を経て研究科委員会で選考するとしている。また、農学研究科では、専攻ごとに異なる資格審査基準に基づいて資格審査が行われていたが、平成 29 年度には研究科での統一基準案が策定された。運用は来年度以降となる。産業理工学研究科においても、専門分野の異なる教員から構成されているので、統一的な資格審査基準の設定に苦慮している。生物理工学研究科では、リサーチマップ (Researchmap) を資格審査に活用することで、効率化が図られた。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげているか。

本学では、全学で実施するFD研修会に加え、各学部が独自にFD研修会または研修会を開催し（6-16）～（6-20）、教員の資質向上や教育組織の改善に努めている。また、全学部で学生による授業評価（授業評価アンケート）を実施している。さらに、教員業績自己評価および個人研究費のインセンティブ運用を大学全体で実施しており、平成26年度からは、リード・アンド・リサーチマップ（Read & Researchmap）による教員業績の公開が行われている。

特色ある取り組みとして、経営学部の学部教育改善プロジェクト（6-16）が実施されている他、教員間の授業ピアレビューが法学部や建築学部、総合社会学部、農学部、文芸学部、生物理工学部、薬学部等において実施され、教員の資質向上へと繋がっている（6-19）。その他、総合社会学部では専攻を横断して同じテーマについて話し合う「専攻横断談話会」（6-22）などが実施されている。

一方、各研究科では、これまで基盤となる学部と共催でFD活動を行ってきた例が多かったが、平成26年度の認証評価において指摘を受けて以降、ほぼすべての研究科がそれぞれ独自のFD研修会等のFD活動を展開している。また、多くの研究科において、大学院の講義に関しても学生（院生）による授業評価アンケートや修了時のアンケート等、大学院独自のFD活動を実施している（6-21）。

また、教員の研究倫理の向上のために、全学の教員が研究倫理に関するeラーニングを受講することが義務づけられている（6-22）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性については、全学および各学部・研究科の理念・目的に則った教育研究を遂行するために、各学部長等によって構成される審議機関として大学協議会が学長のもとに設置されている（6-4）。各学部・研究科においては、学部長・研究科長の指揮のもとで人事委員会、研究科運営委員会等の適切な組織によって毎年度点検・評価され、改善・向上に向けた取り組みを行っている。また学部では、学部長が教授会を開催し、学科や専攻における議論を踏まえて教員組織の適切性について審議する（6-4）～（6-12）。

また、毎年度、各学部・研究科の人事計画案を各学部において検討・更新し、大学に報告されている。人事計画案を検討する際には、各学部の教育研究の方向性を踏まえて、教員組織の現状と将来の各学部の教員組織のあり方について必要な検討が加えられ、よりよい教員組織を目指す取り組みが行われている（6-7）。

また、全専任教員は、「教員業績評価自己申告表」の提出を義務付けられ、教育、研究、管理・

運営、社会活動の各項目の年次ごとの報告を記入したものが、各学部および全学の教員業績評価委員会において評価される体制となっている（6-14）。

（2）長所・特色

本学が求める教員像は、『「専門分野に関する高度な知識と優れた研究能力を有していること」、「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指すという本学の教育方針を熱心に追行できること」、すなわち、「現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向する」という教育方針を熱心に追行できる教員を求める』としてきた。また、平成 28 年度は教育の国際化・グローバル化を踏まえて、グローバル推進検討委員会が設置され、「求める教員像」もこれらに呼応し、対応を進めることとなった。今後はこの新たな教員像に基づき、各学部および研究科で求める教員像を策定し、これに基づいて教員編成方針が図られることになる。

本学の教員人事は公募を基本としており、明確かつ厳格な教員採用人事が実施されている。今後は明文化された教員像に基づいて、公募が実施される。

各学部・研究科の教員組織の編成方針に年齢構成や男女比が考慮され、より公正でバランスのとれた組織が確立されつつある。例えば、女性教員の割合は、文芸学部、総合社会学部、国際学部で 30%を、社会科学系の法学部、経済学部でも 20%を超えている（6-15）。

本学の各学部では、学部毎の規程と、詳細に関して明文化された内規や申し合わせに基づいて、透明性のある教員の採用および昇任手続きが実施されている。教員の新規採用に関しては、全ての学部で公募を原則としている。そのほとんどは、公募情報を科学技術振興機構研究者人材データベース（JREC-IN）に掲載している。応募者に対しては人事委員会、審査委員会、選考委員会等による厳密な審査を経て教授会で投票等により順位付けまたは採用候補者の決定を行っている。

教員の資質向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動も積極的に進められている。全学部で授業評価アンケートが実施されており、授業のピア・レビュー（授業参観）についても多くの学部で実施されている。学部レベルや全学での FD 研修会、以前は不備として指摘を受けていた研究科独自の FD 活動なども確立されつつある。

講座制を採る医学部を除き、多くの学部で教員組織編制方針に基づいて年度ごとの人事計画を予め策定し、計画的に教員の新規採用や承認手続きを進めている。このことは各学部において、現状の教員組織の点検・評価と将来の見通しを定期的に検討する機会となり、教員組織の改善・向上に貢献している。

（3）問題点

グローバル化への対応に向けて「求める教員像」が新たに策定されることとなったために一

部の学部・研究科で「求める教員像」や教員組織の編成方針が明文化されていない。早急に内規等に明記する必要がある。また、グローバル化に伴い外国人教員の増員も図られるべきである。

各学部の性格によって、人事関係の内規をより厳格に整備する必要がある。例えば、法学部における私募もしくは招聘形式の新規採用、国際学部における「実務経験を有するもの」を募集する際の評価指標（6-26）、理工学部や建築学部における異なる専門分野ごとの人事評価指標や評価方法の検討、薬学部における全教員原則公募に関連した研究室運営基準など、より詳細に検討することが求められる。一方、大学院においては、総合理工学研究科のMO合教員などの大学院指導資格基準の明文化、農学研究科の各専攻における教員編成方針、産業理工学研究科における専門分野の異なる教員の資格審査に対する基準の設定など、より詳細な基準が必要となる。

教員の資質向上を目的として全学で開催されるFD活動も積極的に進められているが、学部間・研究科間で差があり、FD研修会などの参加者が少ない学部や研究科がある。授業評価アンケートに関しては回答の回収率の向上が課題となっている。

「教員業績評価自己申告表」に基づく全専任教員の評価が毎年度おこなわれているが、評価結果を教員個人へ伝達するとともに、教員組織全体の改善・向上につなげるためにも活用する方が求められる。

（4）全体のまとめ

教育の国際化・グローバル化を踏まえて、グローバル推進検討委員会が設置され、教育改革が諮られようとしている。これらに対応し新たな「求める教員像」が検討されており、全学部・研究科も、これに呼応して「求める教員像」と「教員組織の編成方針」を新たに明文化して、内規等に明記する必要がある。

また年齢構成や男女比に偏りがみられる学部があり、今後の是正が必要である。全学的にFD活動は行われているが、その内容や成果については十分に評価できていないので、より有効なシステムの確立が求められる。

教員組織の適切性の点検・評価および改善・向上は有効に機能しているが、教員業績評価の結果を組織全体の改善・向上に活用する余地がある。

【根拠資料】

6-1 近畿大学 HP 近畿大学教育方針

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindaipolicy/>

6-2 第三次教育改革の基本方針

6-3 近畿大学教員選考基準（要確認、各学部でも選考基準を作成すべきか）

6-4 近畿大学学則

- 6-5 法学部の求める教員像および教員組織の編成方針（2013 年 7 月 8 日）
- 6-6 経済学部協議会運営に関する内規
経済学部教授会運営に関する内規
経済学部人事委員会規程
経済学部専任教員資格選考基準
経済学部研究業績評価指標
経済学部研究業績評価指標の教授会申し合わせ事項
経済学部専任教員資格選考に関する内規
経済学部教員公募に関する内規
近畿大学経営学部教員人事に関する内規
経営学部採用又は昇任に必要な研究業績の換算
- 6-7 文芸学部・総合社会学部人事委員会議事録
文芸学部教員人事計画案（平成 26 年度～平成 30 年度）
- 6-8 建築学部専任教員等の資格選考基準
建築学部専任教員資格選考委員会規程
建築学部専任教員昇任業績評価指標
- 6-9 近畿大学農学部教員昇任および任用基準
近畿大学農学部専任教員選考に係わる内規
農学部における教養・語学教員の採用人事に関する内規
- 6-10 医学部教員の採用・昇任要件に関する申し合わせ
医学部主任教授の選考に関する内規
医学部臨床教授の選考に関する内規
- 6-11 工学部専任教員の資格選考基準
工学部専任教員の資格選考に係わる内規
工学部専任教員資格審査基準表
平成 27 年度工学部運営方針資料
- 6-12 大学院教員任用等の基準規定の適用に関する商学研究科内規
生物理工学研究科昇任基準
生物理工学研究科昇任に関する諒解事項
大学院システム工学研究科教員人事に関する内規
- 6-13 近畿大学大学院学則
- 6-14 （欠番）
- 6-15 専任教員 職位・性別・年齢構成
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/overview/download-data/teachers/teacher-h28.pdf>
- 6-16 経済学部 FD 研修会資料、経済学部講演会開催資料

- 経営学部 FD 研修会資料
経営学部教育改善プロジェクトおよび学部重点プロジェクト（公募一式）
- 6-17 平成 27 年度第 1 回建築学部 FD 研修会
平成 27 年度ピア・レビュー報告書（設計演習 I、静定構造力学演習）
- 6-18 平成 27 年度医学部 FD 開催記録
- 6-19 農学部第 14 回 FD フォーラム参加報告会開催のご案内
農学部第 15 回 FD フォーラム・全学 FD 研修会並びに ICT による教育改善研究発表会
参加報告会開催のご案内
農学部第 16 回 FD フォーラム並びに平成 22 年度大学教育改革プログラム合同フォーラ
ム参加報告会開催のご案内
平成 23 年度近畿大学農学部 FD 委員会ミニシンポジウム「私の授業」開催案内
- 6-20 平成 27 年度工学部・システム工学研究科 FD 研修会資料
平成 27 年度工学部「特別予算」申請について（ご案内）
- 6-21 医学研究科平成 27 年度第 1 回 FD ポスター
医学研究科平成 27 年度第 2 回 FD ポスター
- 6-22 総合社会学部「専攻横断談話会」
英語授業改善研究会
- 6-23 文芸学部「ブンゲイフェスタ」
<http://www.kindai.ac.jp/bungei/event/20151113011859.html>
文芸学部授業評価アンケート資料
リフレクションペーパー資料
- 6-24 大学院研究紀要「渾沌」
- 6-25 文芸学部研究紀要「文学・芸術・文化」
総合社会学部研究紀要「総社る」
- 6-26 国際学部規程集：国際学部教員資格選考基準 pp.14-15；国際学部研究業績評価指標
pp.16-17、専任教員任用・昇任審査に関する内規 p.18・[平成 28 年度設置] 近畿大学国
際学部【届出】設置に係る設置計画履行状況報告書（平成 29 年 5 月 1 日現在）

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援の方針は、学生生活支援に特化した責任主体として 21 世紀教育改革委員会に設置された下部委員会である学生生活支援検討委員会（平成 29 年度に学習・学生生活支援検討委員会を改称したもの）が、「学生生活支援検討委員会の基本方針」（7-1）を立て、「学生に対するきめ細かな教育・指導に重点を置く学生中心の大学を目指す取り組み」を基本方針として、「教員と職員が一体となって学生の学修環境の改善に努める」、「学修成果を向上させるための学修支援策を実現する」、「学生の生活支援のための体制を整備・充実する」の3項目について改善することを明文で定めている。

その上で、学生部および関連部署が、学生生活全般に一定の方向性を示すための諸指針を策定し、それを冊子体としてまとめた学生生活に関するガイドブック（キャンパスごとに冊子体の名称は異なる）を医学部を除き全学生に配布し、大学院学生については、年度初めのオリエンテーション等で周知にも努めている。また本学学園としてのハラスメント防止・対策の基本方針を定めた「ハラスメント防止のためのガイドライン」を全学生に配布している。

また、これら冊子体とは別に、大学ホームページ上で（東大阪以外のキャンパスにあつては各学部ホームページで）学生生活ガイドサイトを開設し、学生規程、学年暦や学内施設案内に加えて上述ガイドブックを掲載するとともに、学生支援・就職支援等の概要を公表・案内している。ハラスメント防止のためのガイドラインについても同様である。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

本学は、上述のとおり学生支援に関する大学としての方針を明確に定めた上で、教員と事務職員が連携して、学修支援、生活支援や職業補導を遂行し、学生が広く入学前から卒業に至るまで学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう取り組んでいる。

具体的には、学生支援を、①学修支援、②生活支援並びに③キャリア形成および進路・就職支援に分類し、これらの課題を所管する全学的な委員会ないし部署として、施策の策定を担当する学生生活支援検討委員会、学生部長・学生部長補佐会議、ハラスメント全学対策委員会並びに就職委員会等常設委員会組織を設置し、学生部、学務部、キャリアセンター、メディカルサポートセンター並びにカウンセリング室等事務部局と連携して、支援を遂行している。

また、学部・研究科においては、独自の学生生活支援方針を定めた工学部（7-2）の例を除き、

各部署独自の学生支援方針の策定は達成できていないものの、教授会および研究科委員会に常設される教務委員会、学生委員会、図書委員会、就職対策委員会、ハラスメント対策委員会や安全管理委員会（理系学部）等が、上述の学生部やキャリアセンターに加えて各事務部局とも連携して学生支援を行っている。

留年者および休・退学者に関しては、各学部、研究科とも、アドバイザー、ゼミ等担当教員が状況把握と対処を行う仕組みを確立するとともに、各学部が学生生活支援検討委員会と連携しつつ独自の基準を定めて休・退学申し出者に対する面談を実施している。

大学院における研究指導を含めた学修支援は、指導教員および副指導教員によって実施されている。研究科の枠を超えても、相互の研究活動を通じて大学院学生同士が交流できる「近畿大学サイエンスネットワーク・院生サミット」が実施され、学修活動が支援されている。大学院学生に対する経済的支援としては、TA 制度や外部資金調達に基づいた RA 制度（博士後期課程学生対象）が活用されているほか、大学院学生の国際および国内の学会発表に旅費補助を研究科配分予算から支出できる制度を整えて、研究成果の発表を支援している。

この他、大学としての方針に基づき整備されている学生支援の体制としては、次のようなものを挙げることができる。

1) 補習・補充・導入教育

医学部を除く全学部で、附属特別推薦入試、指定校・協定校推薦入試合格者等を対象としてプレエントランスガイダンス、e-ラーニングや映像教材を用いた遠隔授業等による入学前リメディアル教育を実施している。また、学修サポートデスク（アカデミックシアター）、学習支援室（理工学部、生物理工学部）および基礎教育センター（工学部）などによる入学後リメディアル教育を実施している。

2) 修学支援のための施設整備

平成 29 年度に、東大阪キャンパス内にラーニング・コモンズ等が設置され、24 時間利用可能な自習室を有するナレッジフィールドなど学生の快適な修学環境を提供している。他キャンパスにおいても、平成 29 年度には体育館（工学部）やアクティブラーニング室（産業理工学部）が新設される等整備されている。

3) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援については、障がい学生支援委員会が支援の方針を定め、障がい学生支援課と各学部事務部に担当者を配置して対応している。施設のバリアフリー化を進めると同時に、アドバイザー制度を設けており、東大阪キャンパスでは、ノートテイク講習会の実施やバリアフリー・マップ（7-3）の作成（平成 30 年度に教職員・学生等に配布予定）に取り組んでいるほか、定期的に障がい学生支援講演会（7-4）を開催し、課題の周知・共有に努めている。

4) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

学校保健安全法と本学学生規程により、毎年4月に全学生を対象とした定期健康診断を実施して、再検診が必要な学生には、再検診を受診する指導を行っている。心に不安を抱える学生に対しては、メディカルサポートセンターでは、臨床心理士によるカウンセリングを行い、併せて本学医学部附属病院の医師による診療および健康相談も実施している。安全面に関しても、「マナー&防犯ハンドブック」を全学生に配付して、マナーと防犯の二面から注意を喚起している。また、危険物を取り扱う理系学部の学生には、「安全要覧」を配付して、安全上必要な基礎的な知識と非常時の対応などを周知している。加えて、共同利用センターでは、高額機器使用や安全管理についての講習会を実施している。

5) ハラスメント防止のための措置

「学校法人近畿大学倫理憲章」を制定し、人権意識の向上とハラスメントのない環境づくりに努め、「近畿大学学園ハラスメント防止のためのガイドライン」を公表している。全学的には学生相談窓口や学生相談室等があり、学部・研究科などには防止委員会と相談窓口をそれぞれ置いて、相談員が相談に応ずる体制を整えている。人権意識の向上に向けての人権週間（年2回）における講演会やビデオ学習会は、ハラスメントのない環境づくりに資するものである。新たな取組みとして、平成29年度には、公認学生団体の指導者と学生を対象にハラスメント防止研修会を実施した（7-5）（7-6）。

6) 奨学金等の経済支援

本学独自の奨学金制度（近畿大学給付奨学金、近畿大学奨学金、近畿大学災害特別奨学金、近畿大学応急奨学金など）を設けているほか、日本学生支援機構や他団体の奨学金も取り扱っている。加えて、特待生制度、ティーチングアシスタント（大学院）等を準備して、学生への経済支援を行っている。

7) 就職支援

各キャンパスにある就職支援関連部局間で、求人情報や、就職支援に関する配布資料の共有などを図り、総合大学としてのスケールメリットを活かした学生の進路支援を行っている。ユニバーサル・パスポート（Universal Passport）上にキャリア支援のサブポータルを設置し、4年間のキャリアサポート・プログラムを提示し、学生の就職活動の効率を高めると同時に、教職員による学生の就職活動の状況把握を容易にしている。また、学内で、各種行事（キャリアガイダンス、就職ガイダンス、企業説明会、課外講座、研究会や適性検査などのプログラム）を開催し、新入生の段階から将来の就職活動への意識を高める方策を講じ、さらに資格試験対策として23種類の課外講座（7-7）を学習できる体制も整えている。インターンシップは、本学が特に積極的に取り組んでいる就職支援の一つで、キャリアインターン

シップ、学部インターンシップ、パブリックインターンシップ、スクールインターンシップ、オープンインターンシップ、国際インターンシップに分類して、円滑なインターンシップの実現を図っている。そのうち、キャリアセンターが企画するキャリアインターンシップでは、事前研修として、マナー、企業研究、コミュニケーションといった、社会人として必要なスキル等について実践を交えながら講義を行っている。インターンシップの研修後には、学生に事後研修に参加することを義務づけ、学んだことをプレゼンテーションすることで、インターンシップの成果を共有している。さらに、一定の要件を満たしたインターンシップ参加に対して単位を認定する学部もある。以上の全学的な取組みに加えて、学部においても、就職支援委員会等が職業補導に係る科目、就職活動関連行事、インターンシップ等の責任主体として、積極的な進路支援にあたっている。法曹・公務員・国際社会で活躍する社会人の3分野でコース制を敷いて特修プログラムを用意している法学部、あるいは国際ビジネスや公認会計士・税理士等難関資格への特修プログラムとしてインテンシブ・インタナショナル・プログラム、インテンシブ・アカウンティング・プログラムを置く経営学部など独自の特修課程等で就職活動を支援する学部等も少なくない。

8) その他学生生活全般への支援

主に学生部が学生の生活相談に対応しているが、相談内容により担当所管職員および教員が同席して、悩みや不安を早期に解決できるように各学部・研究科教職員と連携を密に行う体制を整えている。オフィスアワーは、全学部で設けられ、全専任教員が学生の生活相談に応じている。保護者との新たなコミュニケーションツールとして、保護者が学生の成績、出欠状況、時間割およびシラバスを照会し、さらに大学に問い合わせたり大学からのメールを受信したりすることができる、保護者ポータルを全キャンパスに設置し（平成30年度導入予定の医学部を除く）、大学と保護者が共に学生をサポートする仕組みを築いている。学生の意見を汲み上げる学部・研究科独自の取り組みとして、マイキャンパスプランの内容に基づき、学生の要望や苦情に対して必要に応じて学生委員会で対応を図る事例（農学部）や、教務・学生等の常設委員会や教員全体会議等の議事録を点検する事例（国際学部）などを特徴的な取り組みとして挙げるができる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

毎年実施される自己点検・評価に際して、自己点検・評価委員会において、継続して学生支援の適切性について点検・評価を行い、必要に応じてその改善・向上策を講ずる、教育改善のサイクルを回している。

自己点検・評価委員会と連携しつつ、学生生活支援検討委員会は、その施策が適切に実施され、所期の効果が上がっているか定期的な検証を進めている。平成29年度においては、退学

者数の減少に向けた施策の実効性に関連して、各学部の関連諸規程の整備状況および成績不振者面談の実施状況を調査するとともに、学修サポート制度の一つである学生の経済的問題の支援に向けて、入学生および在學生に対する特待生の整備・実施状況の調査並びに奨学金の拡充に向けて受給（給付・貸与）状況の調査を実施し、奨学金制度の拡充（給付奨学金支給対象者の増員）（7-8）（7-9）、成績不振者に対する面談の引き続いての実施依頼等に取り組んだ。

（2）長所・特色

学生生活支援検討委員会策定による退学者抑制の施策に基づいて、成績不良若しくは出席不良の状況にある学生への面談を非常に早い時期に実施し、これらの学生が直面している問題を早期に把握することに努め、安易な休学・退学を避ける一助としている。ユニバーサル・パスポート(Universal Passport)の全学的導入（医学部のみ平成30年度予定）により、教職員および学生の出席管理の利便性が高まった。多くの学部で、留年生に対する履修・生活の指導・相談を実施し、リテンションを維持できるよう努めている。これらの施策に加えて、退学希望者に対する面談の効果も相俟って、平成28年度の退学状況は、4年間累積退学率が平成20年度以降のピーク（平成21年度）と比べて4.6%減少し、新入生退学率も平成25年度に策定した目標値1.0%を達成している（7-10）（7-11）。平成29年度からは、成績不振学生に対する面談に関連して、講義の出欠状況と取得単位数に加えて、GPAもその判断基準に用いることとしており、GPAに関する認識を深めるとともに学修の実質化を図ることも期待される。

障がいのある学生が支援を必要とする場合は、障がい学生支援マニュアルに則り、学生が希望する支援と大学が対応可能な支援等を本人および関係部署と調整し、支援内容を決定している。

大学院学生に関しても、大学院担当教職員および学生に対して学生支援に関連する情報が周知されるシステムが構築できている。さらに、大学院への進学者を確保し活性化を図るうえで、大学院生に対する経済的支援の存在並びに個別の若しくは研究科合同の大学院入試説明会の実施は、大学院進学に関する動機づけを高めることに資している。

（3）問題点

学生支援の方針については、平成27年7月にこれを策定し、上記の通り冊子体やホームページを通じて公表し、その周知に努めると同時に、責任主体を定め、その責任ある運営と検証を行ってきたといえるが、学生や教職員がその存在を適切に認識し共有することが達成できたというにはまだ不十分であり、学部・研究科において引き続き積極的に周知に努める必要がある。とりわけ大学院においては各研究科独自の学生支援の制度・枠組みが明確に定められていない、若しくは適切に機能していないケースも少なくはなく、全学での本方針の周知および各研究科での具体化が必要と考えられる。

学生相談は、相談内容により担当所管職員および教員が同席し、悩みや不安を早期に解決ができるよう各学部・研究科教職員と連携を密に行う連携体制を整えているものの、カウンセリングには専門カウンセラーが必要であり、保健機能の充実を図る必要がある。ユニバーサル・パスポート（Universal Passport）などを通じて、学生の生活状況について大学（教職員）と保護者・学生との間で情報を共有する体制は整えられているが、これらの意思疎通を密にするための努力を継続して行うことが今後重要である。学生生活支援は個別の教職員に委ねられているところが大きいので、個々の学生の抱える問題は異なるとはいえ、対応に差が生じないような体制にすることが課題である。

障がい学生に対する支援の制度的枠組みは、学内カウンセラーへの連携も含め、整備されているが、今後、各種支援の周知等、情報公開に向けた整備の必要がある。

大学院学生に対する就職指導については、少人数教育が維持されている関係で、個別の進路支援が主となり、包括的な組織体制が十分ではない。また、進路が（専門職、研究職など）限定的な面もあり、高度で専門的な技能および知識を身につけられる教育のさらなる向上に加え、就職に関する大学院学生の意識に柔軟性を持たせることも必要である。就職支援は、学部学生を主たる対象としており、大学院学生に対する支援としては不十分であることは否めない。もともとそうした中でも平成 29 年度には大学院 FD 研修会（7-12）で大学院生のキャリア問題がテーマに取り上げられ、問題の共有が図られたことは今後の展望ともなろう。大学院における就職状況を憂慮して進学を躊躇する学生が少なくない現状を鑑みれば、大学院学生に対するより一層の就職支援体制が必要である。

（4）全体のまとめ

21 世紀教育改革委員会（学生生活支援検討委員会）を責任主体として、学生支援に関する大学としての基本方針並びに改善目標を策定・公表し、教職員が連携して、学修支援、生活支援や職業補導を遂行し、学生が広く入学前から卒業に至るまで学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる体制を整備している。

学生支援の適切性についても、学生生活支援検討委員会が自己点検・評価委員会と連携しつづ定期的に点検・評価を行い、これを踏まえた改善・向上に向けて取り組みを進めており、教育改善のサイクルは適切に機能している。

もともと、学生や教職員が学生支援の方針・枠組みについて適切に認識し共有すること並びに教職員の個人的な支援から部局等による組織的な支援に引き上げる取り組みが不十分な部分も見られるほか、大学院における就職支援が不十分であり、大学院への進学の意欲を高める上で改善の余地が残されていることは否定できない。

以上に照らして、学生支援に関して今後も継続して改善サイクルを回していくことが求められているといえる。

【根拠資料】

- 7-1 学生生活支援検討委員会基本方針
- 7-2 平成 29 年度 第 5 回（工学部・大学院合同）学生委員会議事録
- 7-3 バリアフリーマップ
- 7-4 2017 年度 障がい学生支援講演会案内
- 7-5 ハラスメント防止対策研修会 0916 実施 ニュースリリース
- 7-6 コンプライアンスセミナー 工学部
- 7-7 2017 年度課外講座案内
- 7-8 給付奨学金 定員枠
- 7-9 【在学生の方へ】平成 30 年度近畿大学給付奨学金希望者の募集について
- 7-10 退学者・除籍者数
- 7-11 2017 年 R&I 格付けヒアリング資料
- 7-12 平成 29 年度 大学院 FD 研修会

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等の環境作りの方針は、当然のことながら大学全体として示すものである。ソフト面では、大学ホームページに、教育課程や教育研究の目的を明示している(8-1)(8-2)。ハード面では、長期的な方針の特段の明示はないものの、建学の精神と教育の目的に資するべく、最近では本部キャンパスにつき「超近大プロジェクト」(8-3)として示されているほか、全学的な21世紀教育改革委員会(8-4)や各学部の常設の各種委員会が常時、ソフトのみならず、ソフトをサポートするハードが整っているか、検証を行っている。21世紀教育改革委員会は平成19年度から教育改革を推進している。平成29年度は、第三次教育改革の中に位置付けられており、「学士力の強化およびこれを担保する教育の質の保証に向けた方略の構築」、「学生に対するきめ細かな教育・指導に重点を置く学生中心の大学を目指す取り組み」、「社会で活躍できる大学院修了生を育てるための大学院充実」、「組織・ガバナンス体制の強化、グローバル人材コミュニティの形成、実学重視の独創的な教育・研究の推進、学生支援の充実、地域連携・貢献の促進」の基本方針が謳われている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設および設備を整備しているか。

本学は、全キャンパス・学部において、校地・校舎および施設・設備の法定基準を満たしていることが確認されている(8-5)。ネットワーク環境も整備されており、本学学生および教職員が学内全域で無線LANを使用可能である他、国立情報学研究所(NII)のサービスであるエデュローム(eduroam)にも参加しており、学外からの訪問研究者でもネットワーク環境が利用可能である。平成29年度には「超近大プロジェクト」の一環としてアカデミックシアター(8-6)が新設され、第三次教育改革の基本方針に沿って、グローバル人材の育成の場を目指したインターナショナルスタディーズエリア、産学連携・地域連携の機能を集約したオープン・キャリアフィールド、学生主体の総合型教育、学術成果の発信の場としてのビブリオシアター、学生の自主的な学習を促進するために24時間利用可能な自習室等が整備された。その他、既存の設備に対しても耐震・改修工事、空調設備更新、バリアフリー化等が計画的に進められている。

教職員および学生の情報倫理の確立に関しては、国立情報学研究所提供の情報セキュリティ・eラーニング(e-Learning)教材が学内から利用可能となっており、受講が推奨されてい

る。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

近畿大学中央図書館は、約 150 万冊の図書と約 13,000 種の雑誌を所蔵し、約 51,000 誌の電子ジャーナルや電子ブックと、データベースなどの最先端サービスを提供する近畿大学における学術情報の拠点である（8-7）。年間約 330 日開館（自習室は約 350 日開室。但し、平成 29 年 3 月 31 日閉室）し、入館者数は年間約 63 万人に及ぶ。開館時間は開講期・試験期は 22:00 まで、閉講期・日曜日・祝日は 18:00 までであり、講義時間帯以外の時間にも十分に利用できる施設となっている。本学の中央図書館は、教育・研究支援を目的として書籍や雑誌などを蔵するほか、国立情報学研究所サービスをはじめ、各種学術サービスを提供するなど、高度化・多様化する教育・研究に対応した施設と機能を有している（8-8）。他大学図書館との相互利用制度も整備されており、図書の検索、取り寄せ・コピーサービスが提供されている。これらのサービスの申し込みは Web 経由で行え、アクセスしやすいシステムになっている。また、図書館の利用方法についての利用相談やオンデマンド講習会も用意されており、図書館機能を適切に機能させるサポート体制（座席数、専門的な知識を有する者の配置）も運用されている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

学術研究支援部の所管において、全教員に個人研究費 A・B が配分されているほか、40 歳以下の若手研究者を対象とした「奨励研究助成金」、学術研究の成果を発表するための学術図書の刊行を対象とした「研究成果刊行助成金」、専門分野の異なる教員が共同して行うグループ研究を対象とした「21 世紀研究開発奨励金」、教育を改善・向上するための研究を対象とした「21 世紀教育開発奨励金」の学内助成制度（8-9）が運用されている。平成 28 年度からは、学務部の所管において、本学の教育改善サイクルの実効性を担保することを目的とした「教育改革・学生支援プロジェクト助成金」（8-10）も創設された。また、学術研究支援部およびリエゾンセンターでは、外部資金の公募情報を収集し、教員に情報を提供している（8-11）。平成 29 年度からは大学本館新築に伴い、学術研究支援部とリエゾンセンターのオフィスが隣接して配置され、外部資金獲得時の契約締結、資金管理、特許管理等について、よりスムーズな研究支援事務が可能となっている。

教育・研究のエフォート比率に関わる各教員の講義担当コマ数については、基礎ゼミを始めとする少人数教育の積極的導入などにより増加傾向にあるものの、学部ごとに講義負担を平準化したり、若手教員に偏らないよう配慮したりするなどの工夫が行われている。講義や管理運営業務の負担が年々増加する教員の教育研究活動の補助として、TA や RA として大学院生を

雇用する制度が「近畿大学授業補助者（TA）に関する規程」および「近畿大学研究補佐（RA）に関する規程」に明文化・運用されており（8-12）、教育研究活動を支援している。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

平成 19 年に文部科学省において「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン」（8-13）が定められて以来、本学では、公的研究費の不正使用の防止を目的とした不正防止計画の策定や関連諸規定の拡充（8-14）、および近畿大学倫理憲章（8-15）の制定を行ってきた。また、研究費執行ガイドブック（8-16）を作成し、外部研究費獲得者に対して毎年配布を行っている。さらに、CITI Japan プロジェクト（8-17）の e ラーニングの受講を科学研究費申請および個人研究費利用のための必須条件として位置付ける（8-18）など、コンプライアンス教育の徹底を全学的に進めている。また、人間を対象とした研究および医学関連問題については総合理工学研究科倫理審査委員会（8-19）、および近畿大学医学部倫理委員会（8-20）が研究内容・成果について審議しており、研究の可否を判定している。ハラスメントの防止に当たっては、ハラスメント全学対策委員会（8-21）が設置されており、冊子「ハラスメント防止のためのガイドライン」の作成および適宜更新を行い、発生の防止および発生時の対応方法を周知している。平成 29 年度は法改正に伴い、マタニティハラスメントの防止に対する記述が加えられている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究環境については 21 世紀教育改革委員会が全学的な方針・目標を定めている。同委員会は実行状況および効果に対して点検も行き、3 年ごとに成果報告（8-4）をまとめて、計画の実行状況について点検を行っている。その結果は次期の教育改革計画策定の基本となっており、各期始めに目標および委員会の改定が行われている。また、近畿大学自己点検・評価委員会が全学的な自己点検報告書（8-22）をまとめており、その中で各学部の自己点検・評価委員会が教育研究環境についての点検・評価を行っている。これらの報告書は次期の教育改革計画策定の基礎データとなっている。

（2）長所・特色

本学では、第三次教育改革のもと、「学士力強化検討委員会」、「学生生活支援検討委員会」、「大学院改革検討委員会」、「グローバル推進検討委員会」を設置し、教育改革を推進している。総合大学としてのスケールメリットを生かした、各学部間の有機的連携による高効率な教育体制を確立し、教育プログラム策定・教育力向上・教育グローバル化を推進している。さらに、

部局横断的教育分野領域の教育に取り組み、学園の教職員が一丸となり教育の目的である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人」を育成し、社会に送り出すために様々な施策を行っている。特にグローバル人材育成は、第三次教育改革において「グローバル推進検討委員会」が新設されたことも含め、近年に最も環境整備を進めている分野である。平成 28 年度に開設された国際学部（8-23）は、平成 29 年度には一期生が留学から帰国し、キャンパスでの本格的な学習が始まった。さらに国際交流をより総合的かつ積極的に推進していくために平成 29 年度に国際関連組織を改編し、インターナショナルセンターを開設した。これにより国際交流・留学に関する相談・申込窓口が統一され、学生および教員にとって、より利用しやすくなった。これらの組織の整備により、すべての学部においても国際交流が積極的に拡大している（8-24）。海外の学術交流協定校（8-25）は、平成 29 年 5 月 1 日現在で世界 40 カ国・地域、全 189 大学・機関となっており、年々増加を続けている。海外からの留学生受け入れも積極的に行っており、平成 29 年度現在、世界 26 カ国・地域から 400 名を超える留学生が学んでいる。また、理工学部においては平成 29 年度から「大学の世界展開力強化事業」として、「日露間で活躍できるモノづくり中核人材の育成」プログラム（8-26）がスタートした。豊田通商株式会社および豊田通商ロシアとの連携により近畿大学モスクワおよびサンクトペテルブルグ事務所を設置し、ロシア協定大学 8 校との交流を開始した。近畿大学が強みをもつモノづくり分野の教育プログラムをロシアに展開し、モノづくり教育を通じて、現場で活躍できる実務型のグローバル人材を育成し、また、日露双方の学生・企業にビジネスチャンスを創成することを目指している。初年度の学生交流は派遣・受入ともに 5 名であったが、数年内に学生の派遣および受入れをそれぞれ毎年 20 人前後行うことを予定している。

研究等を支援する環境については、専任教員には原則的に個別の研究室が用意されており、個人研究費 A・B の金額が維持されているほか、研究費のインセンティブ運用が外部研究資金の獲得に一定の効果を上げている。また、在外研究・研究休暇制度も、学部によって運用実績に差があるものの、実施されている。複数の学部では TA・RA の定着が進み、きめ細かな学部学生への指導という本来の目的だけでなく、担当者である大学院生の指導能力と研究意欲の向上や教員の研究時間確保という相乗効果を生んでいる。

（3）問題点

一部の学部では、教員研究室や院生室などの研究スペースが十分でないことや、ワークショップ等に使えるようなテーブルを自在に移動できる十分な空間を備えた教室がないことが指摘されている。また現状では、教員が管理運営業務に費やす時間が多くなっており、上記の各種教育改革および研究活動の助成制度や在外研究・研究休暇制度が十分に活用できていない現状がある。教育・研究活動に対する TA、RA の様に、教員の管理運営業務に対する支援制度が望まれる。

(4) 全体のまとめ

教育環境については、アカデミックシアター、インターナショナルセンター等が新設・改組され、新たな運用がはじまっているが、これらが期待通りの機能を発揮するかどうかはまだ定かではない。数年後に点検・評価が的確に行われるよう、運用実績、利用者アンケート等のデータ蓄積が重要である。また、これらの全学的な環境整備に対応して、各学部においても連動した教育・研究プログラムを設定していくことが、総合大学の強みを生かすことになると考えられる。

研究環境については、教員の研究時間の確保が年々難しくなっていることが重要な問題点である。まず、校務の効率を高める積極的な方策や、TA、RAなどを活用できる講義枠の拡大、学部上級学年生によるSA導入の検討などが望まれる。在外研究・研究休暇制度の活用が停滞している学部・学科では、有資格者への積極的な働きかけを行い、計画的に実施するなどの運用が望まれる。

【根拠資料】

- 8-1 <https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/>
- 8-2 <https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/overview/regulations.html#cont03>
- 8-3 <https://www.kindai.ac.jp/topics/2014/07/post-617.html>
- 8-4 <https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/innovation.html>
- 8-5 <https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/evaluation/h26.html>
- 8-6 <https://act.kindai.ac.jp/>
- 8-7 <https://www.clib.kindai.ac.jp/about/overview.html>
- 8-8 <https://www.clib.kindai.ac.jp/>
- 8-9 学内研究助成金
- 8-10 教育改革・学生支援プロジェクト助成金
- 8-11 (例) 学術研究支援部からの研究助成金募集情報の連絡
- 8-12 TA・RAに関する規定—近畿大学学園例規集
- 8-13 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343831.htm
- 8-14 <https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/research-funding/campus-regulations.html>
- 8-15 <https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/ethics.html>
- 8-16 研究費執行ガイドブック
- 8-17 <https://edu.citiprogram.jp/>
- 8-18 個人研究費 A インセンティブ継続運用について (学長通知)
- 8-19 <https://www.kindai.ac.jp/sci/gene/other/ethics.html>
- 8-20 <http://www.med.kindai.ac.jp/rinri/index.html>

- 8-21 <https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/harassment-prevention-policy.html>
- 8-22 平成 28 年自己点検評価報告書
- 8-23 <https://int-studies.kindai.ac.jp/>
- 8-24 <https://www.kindai.ac.jp/international-exchange/partner/situation/index.html>
- 8-25 <https://www.kindai.ac.jp/international-exchange/partner/partner-shool.html>
- 8-26 https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/research-funding/russia_manufact/

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

本学は、建学の精神として、「実学教育」と「人格の陶冶」を謳っており、建学の精神そのものが社会との連携・協力の基本方針の第一となっている(9-1)。また、教育の目的を「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある」としており、社会に受け入れられ、役立つ人材を育成することをめざしている(9-1)。さらに、中長期的な教育改革の方針策定のため「21世紀教育改革委員会」を設置しているが、委員会がまとめた「近畿大学21世紀第一次教育改革実施大綱」でも、到達目標として「4.知財を活用した産官学の連携を強化する」として「本学がすぐれた成果を発信し、産業界のパートナーとしての期待に応えられるよう、大学の知的所有権獲得のための支援機能と産業への技術移転機能を強化する」と謳っている(9-2)。すなわち、社会との連携・協力に関する本学の方針は、①実学志向の教育・研究を柱とする、②社会貢献を行う人材を養成する、③大学の有する知財を活用した産官学の連携を強化する、の3点である。また、これら使命実現のため「産官学連携ポリシー」を定めている(9-3)。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

1) 社会連携・社会貢献の体制

<産・学・官の連携>

本学では、産・学・官の連携については、学術研究支援部が統括し、連携拠点としてリエゾンセンターを設置している(9-4)。

平成12年に産・学・官の連携拠点としてリエゾンセンターを設立したが、(独)中小企業基盤整備機構・大阪府が中心となって東大阪市に設立した「クリエイション・コア東大阪」の構内にリエゾンセンターのサテライトオフィスを設置し、コーディネーターと常時コンタクトできる窓口機能を利用できる体制としている(9-5)。さらに、平成25年に本学東京センターに「リエゾンセンター東京オフィス」を開設、首都圏の企業との接点として稼働している(9-6)。

東大阪キャンパスでは「理工学総合研究所」など4つの研究所があり、和歌山キャンパスに「先端技術総合研究所」、広島キャンパスに「次世代基盤技術研究所」、福岡キャンパスに「分子工学研究所」が、それぞれ関連研究所として設置され、各地域における産・学・官の連携の

取り組みを進めている。また、クロマグロの完全養殖に成功した「水産研究所」は和歌山県白浜町等全国 5 カ所に、「附属農場」は和歌山県湯浅町・有田川町に、「バイオコークス研究所」は北海道恵庭市と東大阪キャンパスに拠点を置き、研究成果の実用化に向けた体制を整備している。さらに、文系の研究でも、「産業・法律情報研究所」では知的財産に関わる判例データベースを構築する体制を整え、「世界経済研究所」や「経営イノベーション研究所」では、経済学・経営学部門の政策提言を行う体制をとっている（9-7）。

さらに、産学連携や産学協働をさらに推進するため、全学横断型研究プロジェクト（研究クラスター）として 5 つの研究分野を設定している。各研究クラスターでは 14 学部 48 学科・附属研究所のあらゆる学問分野で活躍する研究者が部局を超えて集まり、全学横断型の共同研究を推進する集合体である研究プロジェクト（コア）を形成して、先進的な研究成果をあげており、成果を社会に還元している（9-8）。

<地域社会・国際社会への協力>

本学では、地域社会への協力については総務部および社会連携推進センターが、国際社会への協力についてはインターナショナルセンターが統括する体制となっている（9-9）。また、インターナショナルセンターの運営のために国際交流委員会を設置している。

「人権問題研究所」では、地域社会や国際社会における人権問題の解決に向けた取り組みを行っている（9-10）。アンチエイジングセンターは奈良病院、農学部、薬学部、薬学総合研究所などと共同して、地域の健康増進・啓蒙を進めるために、公開講座やスポーツ教室などを定期的に開催している（9-11）。「原子力研究所」では社会における原子力の有効利用や諸課題解決に向けての研究を進めている。特に福島第一原発事故への対応では、発災直後から当研究所の所員が被災地支援に尽力している（9-12）。

医学部では、3 つの附属総合病院と関西国際空港クリニックを直接運営して地域社会に貢献している（9-13）。生物理工学研究科では、地域交流センターが中心となり、和歌山県との包括的連携協定として、県内の研究推進、産業振興、人的交流を通じた人材育成などを行っている。医学研究科では、社会人入学を認めており、一般病院に勤務する医師の他、企業や官公署等に勤務する社会人を、積極的に大学院学生として受け入れている。また、指導教員が行う企業等との連携研究・受託研究に、医学研究科の学生も積極的に関与している。

<アカデミックシアターの開設>

また、東大阪キャンパスでは「ACADEMIC THEATER」という新たな学術施設が平成 29 年 4 月からオープンした（9-14）。この施設には「オープンキャリアフィールド」という社会に開かれた場所として、産学連携を推進するリエゾンセンターのほか、就職を支援するキャリアセンター、総務部校友課、社会連携推進センターの機能が集まり、幅広い支援を一体的に行うことで、産業界との連携活動をさらに充実させることを目指している。

2) 社会連携・社会貢献の取り組み

本学では、上記の体制のもと、総合大学の利点を活かしさまざまな社会貢献を行っているが、以下では代表事例について述べることにする。

<東日本大震災への対応>

平成 23 年 3 月に発災した東日本大震災では、本学は地震発生翌日から医療チームの現地派遣や、医療物資の提供などにより医学部を持つ大学として貢献した。また、福島第一原発事故では、日本で唯一稼働中の原子炉を持つ私立大学として被曝者対応や被災地の復旧・復興に携わってきた。

被災地の中では特に福島県川俣町からの要請を受け、平成 24 年 5 月に“オール近大”復興支援プロジェクトを立ち上げ、本学の総力を挙げて復興支援を開始した。地震・津波と原発事故による被害を克服し、川俣町を復興モデル地域とした新たな地域社会の構築をめざし全学で支援するものであり、「除染」「産業振興」「心身ケア」の3分野に特化して支援している。長期的な復興支援体制を整備するため、平成 24 年 11 月にプロジェクトの拠点となる「東日本大震災復興支援室」を設置し、毎年“オール近大”川俣町復興支援プロジェクト報告会を開催し、支援活動を検証すると共に、支援の更なる充実を図っている(9-15)。なお当該部署は平成 28 年 4 月に社会連携推進センターとして発展的改組を行い、引き続き支援を継続している。

<クロマグロの完全養殖>

本学では、建学の精神である「未来志向の実学教育」を原動力にして、その活動を充実させてきた。実社会で役立つ知識や技術を重視する風土が、研究者の社会貢献に対する前向きな意識と機動的な活動を支えている。

そのような姿勢が明確に現れている最も代表的な例がクロマグロの養殖である。本学のクロマグロの養殖研究は昭和 45 年に開始され、現在まで 45 年以上にわたって継続的に研究に取り組んできている。その研究成果が実り、平成 14 年に卵から孵化させ養殖するという完全養殖を世界で初めて成功させたが、大学発ベンチャー企業として設立した(株)アーマリン近大によって稚魚並びに成魚の販売を行っている(9-16)。さらに養殖魚の専門料理店「近畿大学水産研究所」では養殖魚を料理の素材として提供することで社会に研究成果の還元を行っている(9-17)。

<バイオコークス>

理工学部井田民男教授が平成 17 年に開発に成功した固形燃料バイオコークスは、木くず、茶かす、稲ワラなどの植物由来の廃棄物を原料とする極めて独創的なものである。バイオコークスを石炭コークスの代わりに使用することで、CO₂を直接削減できることにより、CO₂実質排出量ゼロの“夢の固形燃料”と呼ばれている(9-18)。平成 28 年には文部科学省私立大学研究ブランディング事業に採択され、実用化・地域創生に向けた産官学共同事業のほか、文理融

合をめざし、デザイン分野との連携を進めている。

<大学発ベンチャー>

大学発のベンチャー企業としては、(株)アーマリン近大をはじめ、(株)ア・ファーマ近大、(株)ア・アトムテクノ近大、(株)自然産業研究所などがある(9-19)(9-20)。

平成16年に設立された(株)ア・ファーマ近大は、薬学部・農学部・生物理工学部・附属農場・東洋医学研究所が連携して進めている「かんきつ類薬用研究開発プロジェクトチーム」を母体として誕生した。薬学部を中心とするグループが、早摘みの青みかんにポリフェノールの一種「ヘスペリジン」が多量に含まれることを発見し、サプリメント「ブルーヘスペロンキンダイ」として製品化している。

(株)ア・アトムテクノ近大は、私立大学で唯一原子炉を保有する原子力研究所と放射線計測機器・医療機器等の開発と販売を行う株式会社千代田テクノと共同で平成17年に設立された。原子力・放射線の平和利用の推進を旨とし、各種試料の放射能、化学成分、細菌等の測定・分析業務や医療、健康、環境、エネルギー関連分野の調査やコンサルティングを行っている。

<産学連携商品>

本学では実学の成果として、産学連携によって商品化に成功した例があり、近年は多くの商品が販売されている。生物理工学部の「梅わかもち丸」、薬学部の「クロモンモイスチャーローション」「リーフトニック髪皇すぷらうと」「セル・シュシュ<保湿美容ミスト>」「クロモンモイスチャー石鹸」「愛されツヤ髪 うるプラ美人 ヘアウォーター」「美はお口から研究所シリーズ」「ピュエリーハンドケアエッセンス」「シルクで洗うシャンプー」「ルイキャラット美容液(RuiCarat)」、文芸学部の「wire COLOR (ワイヤーカラー)」「Postman (ポストマン) のパッケージ」「ダンボールテント” Twinkle tent”」「ビーズクッション柄” Peace Flower”」、農学部の「日本酒 平群」「ごはん革命 金賞健康米」「虫こない DAY 天然系虫よけスプレーピュアゾーンコパイバ・カセット」「メロンジェラート」「みんながほしいもん(ほし芋)」、近畿大学水産研究所の「近大マグロ使用 中骨だしの塩ラーメン」、工学部の「フラボノキューブ15/フラボノジャーキー5(犬用サプリメント/犬用おやつ)」「化粧水”le moist(レ・モイスト)”」、理工学部の「アロマトリエシリーズ」等が平成26年度および27年度中に発売となった。平成28年度には、近畿大学水産研究所の「スーパーカップ1.5倍 近大マグロ使用魚だしカレーうどん」、近畿大学附属農場の「ぷっちょ 近大マンゴー」、生物理工学部の「スポーツウェア”MAGURO GEAR”」、農学部の「芋ジェラート」、文芸学部の「minari(メモ付き手鏡)、omamori(名刺入)」、薬学部の「健康食品”純・酵(じゅん・もと)」、産学連携ラボ「KISS LABO」の「近大発めし(ハードグミキャンディ)」、アーマリン近大の「和風焼きカレーパン(近大マグロ中骨だし使用)」、大学法人の「PISCINE(ピサイン)(近大マグロの皮を使用した革製品)」が発売された(9-21)。

<地域の中小企業との連携>

本学の東大阪キャンパスは、我が国を代表するモノづくりの町、中小企業の町、東大阪市に位置するので、技術立国日本のモノづくりを支える優秀な技術を持った中小企業に貢献することに高い優先度を持たせている。これらの企業との教育・開発連携を目的とした大学院総合理工学研究科「東大阪モノづくり専攻」(9-22)や、東大阪の金型事業者との広範な技術分野での連携を目指す「大阪東部地域連携による先進的な金型技術の高度化研究(金型プロジェクト)」はそのような背景で企画された取り組みである。この金型プロジェクトは平成27年4月に「理工学部地域連携先端研究教育センター(通称:近大ものづくり工房)」へと発展した。近大ものづくり工房は、学生の加工実習を行ってきた機械工作実習工場に加え、地域の産業界等との連携・交流により技術開発、技術発展に貢献することを目的に、金型デザイン室や地域連携技術開発室を設置したもので、地域との連携をより強め、金型プロジェクトをより広く社会に発信し、ものづくり機能・基盤の統合化を図っていく(9-23)。

また、中小企業の取りまとめ組織である東大阪商工会議所とは定期的に会議を持ち、連携の質、量の向上に努めており、東大阪商工会議所の協力のもと地元中小企業対象に「近畿大学シーズ発表会」を開催した(9-24)。

<人文・社会科学の社会還元>

本学では、自然科学系の研究だけでなく、人文・社会科学系の研究における社会還元も積極的に行っている。例えば、法学部、経済学部、経営学部、総合社会学部の教員を中心に、国や地方公共団体の審議会等委員として貢献している(9-25)。また、文芸学部では、芸術が持つ「デザイン」や「企画力」を活かし、企業のパッケージやロゴマーク、サイン等のデザインを制作するなど社会還元を図っている(9-26)。さらに、まちづくりや地域活性化を研究分野とする総合社会学部、経営学部、建築学部では、地域の住民や商業者等と協働活動を展開している(9-27)。

<公開講座の開催>

地域社会への教育研究成果の還元や地域社会における生涯学習機会創出への協力という点では、公開講座の開催が重要な役割を担っている。本学では、学部・研究所等で企画・実施される公開講座も多く実施している(9-28)。東大阪キャンパスの他、奈良キャンパス、和歌山キャンパス、広島キャンパス、そのほか各地の学外会場で開催されている。また、これらの講座とは別に、WEB限定講座の動画を配信する取り組みも行われている(9-29)。経済学研究科では、大学本部が企画・運営する市民向けの公開講座や高校生向けの出張講義に、社会科学分野の幅広いテーマを設けて講師を積極的に派遣している。

<国際交流・国際貢献>

国際貢献の代表例として、農学部では、独立行政法人科学技術振興機構(JST)と独立行政

法人国際協力機構（JICA）が共同で実施している、地球規模課題解決のために日本と開発途上国の研究者が共同で実施するプログラムである「地球規模課題対応国際科学技術協力」（SATREPS）において、パナマ共和国の水産資源庁、全米熱帯マグロ類委員会・パナマとの連携協力がなされ、キハダの資源に関する技術開発協力を行った。また、ナミビア共和国のナミビア大学とは、大学間学術協定を結び、SATREPS プログラムを介した研究協力を進めている（9-30）。

また、本学では、平成 30 年 3 月末現在、世界 46 カ国・地域全 228 大学・機関との協定を持ち、教員・学生の留学交流や共同研究、学術的資料・情報の交換などを行っている（9-31）。平成 29 年には日露間の人的交流を促進するとともに、学生の留学・インターンシップ活動を支援する「近大プロジェクトモスクワ事務所」を豊田通商ロシア内に開設した（9-32）。

<大学施設の一般開放>

総合大学であるがゆえに所有するさまざまな施設や広大なキャンパス空間を住民に開放することを通じて、地域貢献を行っている。中央図書館では「近畿大学中央図書館一般公開規程」に従い、所蔵する学術資料および施設を近隣住民などに提供・公開している（9-33）。また、英語力の向上のため「遊びながら英語を楽しく学ぶ」というコンセプトで設置された「英語村 E³（イーキューブ）」は、夏休み、春休み期間に限って一般公開を行っている（9-34）。さらに、農学部キャンパス内には染井吉野・八重桜・枝垂れ桜を始めとする数百本の桜の木が植栽されているが、桜が満開になる時期に公開日を設け、一般開放を行っている（9-35）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学では教員評価に関する教員業績評価自己申告表によって教員の自己点検・評価を行っているが、その中で「社会活動」の項目を設け、本学の社会的知名度、評価水準の向上に寄与する社会活動の成果、公職、学外の委員会委員等の活動実績について、全教員が毎年自己点検・評価するシステムを構築している（9-36）。

組織としては「リエゾンセンター運営委員会」が点検・評価を行っており、また、学部・研究科ごとに行う自己点検・評価を集め「自己点検・評価運営委員会」で作成した「自己点検・評価報告書」にもとづいて「自己点検・評価委員会」が評価を行っている。

（2）長所・特色

<リエゾンセンターを拠点とした産・学・官連携>

本学の特色として、リエゾンセンターを拠点とした産・学・官連携の研究および実用化の取り組みがあげられる。大学の研究成果が産業で有効に機能するためには、知的所有権として明

確に保護されていなければならないが、特許出願・登録数（累積数）は関西圏の私立大学では第一位である（9-37）。さらに知的財産権実施による収入は毎年増加しており、成果を上げていることがわかる（図9-1）。また、民間企業からの受託研究実施件数は平成28年度では257件で全国1位であり（図9-2）、毎年全国の国公立大学の中でも常にトップクラスの実績がある。さらに、民間企業からの受託研究費受入額も平成28年度は約3億2千2百万円（図9-3）と全国の国公立大学の中で第6位となっている。（出典：文部科学省「平成28年度大学等における産学連携等実施状況について」）

こうした成果は、今までは近大マグロ、バイオコクスといった理系の研究成果が主であったが、折りたたみ式スチールラックやトイレットペーパーのデザインなど文系での研究成果も実用化されてきた。さらにサプリメントや化粧品では経営学部・文芸学部・薬学部の複数学部が協力して商品化へと結びつけた「美はお口から研究所シリーズ」は、本学の総合大学としてのポテンシャルを感じさせる成果である。

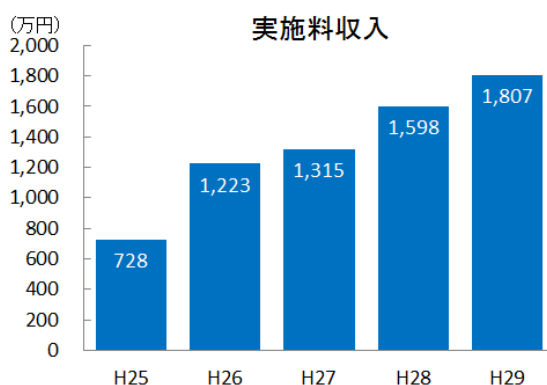


図9-1 近畿大学の知的財産権実施による収入（最近5ヵ年）



図9-2 近畿大学の受託研究実施件数と大学順位

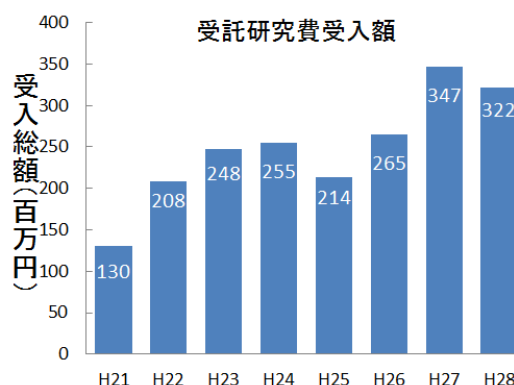


図9-3 近畿大学の受託研究受入額

今後とも、こうしたリエゾンセンターを核とした社会連携をより発展させるために、さらに

リエゾンセンターのコーディネート機能を充実させていく。優れた基礎研究成果を技術や製品にまでつなげるにはコーディネーターの役割は大きいですが、本学の産官学連携活動を日本のトップクラスまで引き上げるために努力してきたベテランコーディネーターが平成 27 年 3 月をもって退職し、平成 28 年度には入れ替わりが 1 名あった。さらに平成 29 年度にもコーディネーターが 1 名入れ替わった。新しく来たコーディネーターは弁理士資格保有者で、コーディネート活動の補強になることを期待されている。今後は新人コーディネーターを含む 5 人のコーディネーターがお互いに情報を共有し、組織としてのコーディネート能力を強化していく。また、センター所員にも「研究成果から技術を見抜く能力」を一層高めてもらうと共に、「技術の活用市場を見出す能力」を有する人材の養成・補強を図る。

<東日本大震災への対応>

東日本大震災の復興まちづくりは、今後も長期間続く社会的重要な課題であるが、本学は「東日本大震災復興支援室」を設置し、総合大学の利点を活かした支援活動を行ってきた。私立の総合大学で医学部を持つ大学は限られているが、本学はその利点を活かし震災発生直後から医療も含め総合的な支援を行ってきた。また、今回は原発事故も発生しており、原子炉を持つ原子力研究所を中心に、被曝対応や放射能の除染についても貢献している。特に福島県川俣町からは震災復興アドバイザーを委嘱されており、総合的な復興支援を全学挙げて取り組んできたところである。川俣町は内陸部に立地し、原発からの距離もあることで、被害状況をメディアが取り上げることが相対的に少なかった。そのため、町長みずから本学に支援を求めてきたものである。

平成 28 年度には当該支援室を発展的に改組した社会連携推進センターが開設され、支援室は当センター内に置くこととした。平成 28 年 4 月には川俣町にて「“オール近大”川俣町復興支援プロジェクト報告会」を実施し、今までの活動の振り返りとともに、今後の町の未来に向けた提案を行った。今後とも地域の復興に向け、川俣町を支援していくことを確認している。平成 29 年 9 月からは、福島県の委託を受けて「大学生の力を活用した集落復興支援事業」に取り組んでおり、平成 29 年 11 月には福島県川俣町において第 1 回現地調査が行われた(9-38)。

言うまでもなく震災復興には長時間を要する。そこで社会連携推進センター内の「東日本大震災復興支援室」を拠点として継続的な支援を行っていく。今までは、「除染」、「産業振興」、「心身ケア」の 3 分野に特化して支援していたが、今後は分野を広げ、より総合的な支援をめざすと共に、時間の経過と共に変化する地域課題に対応するため、地元の方々との協議によって支援内容の見直しも図っていく。また、目標として掲げている川俣町を復興モデル地域とした新たな地域社会の構築を実現させるべく活動を行う。

<モノづくりを支える中小企業との連携>

大学本部が位置する東大阪市は、全国有数の中小企業の町であり、その特長を活かした社会連携・社会貢献を行ってきた。大学院総合理工学研究科に設置された「東大阪モノづくり専攻」

を核とした地域連携は成果を上げている。

また、平成 27 年 4 月 1 日には理工学部地域連携先端研究教育センター（通称：近大ものづくり工房）」を設立した。これは、平成 24～26 年度に取り組んだ近大金型プロジェクトで構築した「大阪東部地域に向けたものづくり研究拠点」と、長年にわたり「学内のものづくり教育拠点」であった機械工作実習工場を統合した研究教育機関で、金型の設計から製造、評価まで可能な最新設備を持ち、学内外からの研究・調査、工作・試験の受託が可能である。ここは、企業・教員・学生の新たな「交流の場」としての一面を持ち合わせている。地域との産業界等との連携・交流により技術開発、技術発展に貢献するという、教育・研究の成果を産業に結びつける「実学教育」を柱とした本学ならではの機関といえる。

こうした連携を充実させ、東大阪商工会議所との連携によって 9000 社ある中小企業と実務レベルの連携を増やしていく。また、モノづくりの知識・ノウハウ等の現場の技術の維持、確保に資する人材を育成すると共に、モノづくり分野の革新につなげる高度な知識、および確かな技術を併せ持ち、モノづくり過程の全体を見渡し、技術の目利きをすることのできる人材の育成を継続的に行っていく。

（3）問題点

＜社会との連携・協力に関する方針の更なる明確化＞

現在は、「建学の精神」、「教育の目的」、「近畿大学 21 世紀第一次教育改革実施大綱」、「産官学連携ポリシー」で方針を謳っているが、これらをより明確にし、社会連携・社会貢献全般の方針とするため「近畿大学社会連携・社会貢献方針」を策定する必要がある。この点についてはすでに文案を用意した段階にあるが、いまだ策定には至っていない。早急に策定すると共に、方針策定後はその周知を図るため、学内報、ホームページ等のメディアによる広報に努める。

＜リエゾンセンターを発展させた社会連携推進体制の充実＞

平成 19 年度の自己点検評価報告書で記述した改善方策で「研究高度化推進機構の整備」を挙げたが、現在未だ実現されていない。この機構は、大学の産学連携と研究体制の整備を学術研究の支援を含めて行うセンターであり、リエゾンセンターと当時の研究助成課を統合発展させたものを構想していた。リエゾンセンターの得意とする産学連携に、社会連携センターが受け持つ地域連携や国際協力の更なる充実を含めて「知的財産部門」、「産学連携部門」、「地域連携部門」、「研究支援部門」から構成される社会連携・社会貢献を統括する新しい組織の早期実現のための具体的な検討を行う。

（4）全体のまとめ

以上述べたように、本学における「社会連携・社会貢献」は十分に効果が上がっていると評

価できる。特に、建学の精神である「未来志向の実学教育」を柱として展開してきた研究成果の実用化については、クロマグロの完全養殖による商用化をはじめとして社会でも注目を集める結果を出している。また、次世代の国産エネルギーとして注目されているバイオークスも実用化が進みつつある。産学連携商品は、平成 26 年度 9 件、平成 27 年度 11 件、平成 28 年度 7 件、平成 29 年度 8 件の商品化が進められた。今後は、「近畿大学社会連携・社会貢献方針」を策定することで方針をより明確化し、社会連携・社会貢献を統括する新しい組織を設置することでさらなる充実を図っていく。

【根拠資料】

- 9-1 近畿大学 HP 建学の精神 / 教育の目的
<https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/founding-principle/>
- 9-2 近畿大学 21 世紀第一次教育改革実施大綱（平成 19 年 3 月）
- 9-3 産官学連携ポリシー
<https://www.kindai.ac.jp/liaison/about/sankangakupolicy.html>
- 9-4 近畿大学 HP リエゾンセンター
<http://www.kindai.ac.jp/rd/collaboration/klc.html>
- 9-5 ものづくりビジネスセンター大阪 HP 近畿大学リエゾンセンター（KLC）
<http://www.m-osaka.com/jp/university/2209/>
- 9-6 リエゾンセンター東京オフィス HP
<https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/campus-guide/tokyo-office/liaison.html>
- 9-7 近畿大学 HP 研究所・センター等
<http://www.kindai.ac.jp/rd/research-center/index.html>
- 9-8 全学横断型研究プロジェクト
<https://www.kindai.ac.jp/rd/core/>
- 9-9 近畿大学 HP 国際交流室のご案内
<https://www.kindai.ac.jp/international-exchange/index.html>
- 9-10 近畿大学人権問題研究所 HP
<http://www.kindai.ac.jp/rd/research-center/human/>
- 9-11 近畿大学アンチエイジングセンター HP
<http://www.kindai.ac.jp/antiaging/>
- 9-12 近畿大学原子力研究所 HP
<http://www.kindai.ac.jp/rd/research-center/aeri/index.html>
- 9-13 近畿大学医学部附属病院 関連機関
<https://www.med.kindai.ac.jp/organization.html>
- 9-14 近畿大学 アカデミックシアター
<https://act.kindai.ac.jp>

- 9-15 近畿大学 HP 東日本大震災復興支援室
<https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/social-activity/earthquake-east-japan/>
- 9-16 アーマリン近大 HP
<http://www.a-marine.co.jp/>
- 9-17 近畿大学水産研究所
<http://kindaifish.com>
- 9-18 近畿大学バイオコークス・プロジェクト HP
<http://www.kindai.ac.jp/bio-coke/>
- 9-19 近畿大学リエゾンセンター HP 近畿大学発ベンチャー企業
<http://www.kindai.ac.jp/liaison/business/venture.html>
- 9-20 近畿大学 HP 大学発ベンチャー
<http://www.kindai.ac.jp/rd/collaboration/venture.html>
- 9-21 産官学連携商品
<https://www.kindai.ac.jp/liaison/example/index.html>
- 9-22 大学院総合理工学研究科東大阪モノづくり専攻 HP
<http://www.kindai.ac.jp/sci/mono/>
- 9-23 大学院総合理工学研究科大阪東部地域連携による先進的な金型技術の高度化研究プロジェクト HP
<http://www.mec.kindai.ac.jp/kanagata/>
- 9-24 リエゾンセンター・トピックス「近畿大学研究シーズ発表会」
<http://www.kindai.ac.jp/liaison/topics/150909.html>
- 9-25 学外兼職一覧
- 9-26 リエゾンセンターHP「事例紹介-産官学連携商品：ビーズクッション柄 Peace Flower」
<http://www.kindai.ac.jp/liaison/example/>
- 9-27 近畿大学 HP 教員・学生のまちづくり活動支援事例
<http://www.news2u.net/releases/157736>
<http://www.news2u.net/releases/153912>
- 9-28 公開講座
<https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/kouza/>
- 9-29 近畿大学公開講座 Web 講座
<http://kouza.kindai.ac.jp/>
- 9-30 近畿大学 SATREPS HP
<https://www.flku.jp/satreps/japanese/index.html>
- 9-31 近畿大学 HP 海外協定校および交流状況
<https://www.kindai.ac.jp/international-exchange/partner/index.html>
- 9-32 近大プロジェクトモスクワ事務所開設・ニュースリリース

- <http://www.news2u.net/releases/154163>
- 9-33 近畿大学 HP 中央図書館一般公開
<https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/social-activity/library.html>
- 9-34 近畿大学 HP 英語村 E [3 e-cube]
<https://www.kindai.ac.jp/e-cube/public/>
- 9-35 近畿大学農学部 HP 桜ゾーン一般公開
<https://www.kindai.ac.jp/agriculture/news/event/2018/03/011955.html>
- 9-36 教員業績評価自己申告表（大学・短大・高専等教員用）
- 9-37 Web サイト「J-PlatPat」
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>
- 9-38 福島県・大学生の力を活用した集落復興支援事業・ニュースリリース
<http://www.news2u.net/releases/156917>

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

近畿大学の大学運営は、以下の三本の柱からなっている。第一は、経営責任を担う意思決定機関である理事会並びに評議員会、第二は、大学全般の重要事項についての審議機関である大学協議会並びに教育研究に関する専門的な審議を行う機関である各学部と研究科の教授会、第三は、これらの二つの組織が行った決定を実現するうえで実務的責任を負う事務部門である。これらの機関は、「学校法人近畿大学寄附行為（10-1-1）」、「近畿大学学則（10-1-2）」、「近畿大学大学院学則（10-1-3）」、「学校法人近畿大学職制（10-1-4）」に明示され、事務部門では、事務部門における全学の方針を毎年度検討し策定、「平成29年度学校法人近畿大学事務部門全学の方針」（10-1-5）に明示されており、それぞれ運営されている。そのうち、「近畿大学学則」、「近畿大学大学院学則」は、いずれも近畿大学ホームページ上に公開されている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長・学部長・大学院部長・研究科長・学科長の権限と責任については、学則、職制および関係規程に定められている。

近畿大学学長は、「近畿大学職制第4条」に則り任命され、「大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する」と共に、「近畿大学学園の教学を掌理する」とされている。また、副学長は、職制第4条の2により、学長を補佐する役目を担っている。

学部長候補者の選挙は、「学部長候補者選挙規程」に則り、学長が教授会を招集して行う。教授会は選挙により選ばれた候補者を学長に報告し、学長は候補者の中から学部長を指名して、理事長が任命する。また、学科においては学科長が、職制第9条に則り学部長を補佐し、当該学科の教務を掌理することとなっている。学科長（コース主任を含む）候補者は各当該学部長が推薦し、学長の承認を経て理事長が任命する。

大学院の学務は大学院部長が総轄し、各研究科の学務は研究科長が処理する（「大学院学則」第31条）。研究科長の選考は、母体となる学部の学部長の推薦に基づき、学長の承認を経て理事長が任命する。学部長は当該学部の校務にあたり所属職員を監督すると規定されている（「学

校法人近畿大学職制」第6条)。

教授会等の組織の権限については、「学校法人近畿大学寄附行為」および「近畿大学学則」の規定に基づいて、理事会・評議員会・大学協議会・教授会等が開催され、その際の議題、議事進行、採決等に関しては民主的に行われている。なお、各学部の学部長が各学部共通の教学に関する事項を協議するための場として、学部長会議が置かれている。(学部長会議規程) また、事務部門においては、事務部長・事務長会議が定期的に行われており、この会議においては、理事長を筆頭に、法人内の全事務部門の所属長(事務部長・事務長)が、情報と意識の共有・部門間の連携を進めていくことと、大学の取組むべきテーマについて意見を述べる機会として機能している(事務部長会議規程)。

理事会は、平成29年5月1日現在役員として理事長を含む理事10名および監事2名から構成され、また評議員会は35名で構成される。理事、監事および評議員は、学校法人近畿大学寄附行為の規定に基づき適切に選任されている。理事長は、学校法人の運営全般について、リーダーシップを発揮しており、教学面に関しても、大学協議会に出席する等、学長、学部長等との連携を密にしつつ、重要案件については理事会に諮り審議することとしている。

教授会は学部や大学院の各種審議を行う機関であり、教授会における議題、議事進行、採決等は、「近畿大学学則」第9章第52条から第58条に定められ、民主的に行われている。

なお、「学校法人近畿大学寄附行為」および関係規程によって、法人組織(理事会)と教学組織(大学)の権限は明確に規定されている。(「学校法人近畿大学寄附行為」第5条から第40条、「学校法人近畿大学職制」4条、4条の2、6条、9条、10条、第11条)。

また、平成27年4月1日から、学校教育法の改正に伴い、各関係規程も改正し、教授会の権限と責任の明確化がより一層図られた。

近畿大学大学院学則も、教育基本法の本旨に則って制定されている。学則に本大学院に大学院委員会を置くことと定められており、大学院部長、各研究科長および各研究科委員会の委員若干名をもって組織され、学長がこれを招集してその議長となるとしているが、大学院部長は学長の命を受け、その都度議長を代行することができる。また、本大学院の各研究科には、研究科委員会(研究科教授会)が置かれており、各研究科の講義を担当する教授をもってこれを組織すること、必要があるときは講義を担当するその他の教員を加えることができると定められている。また、研究科委員会は当該研究科長が招集し、その議長となる(「近畿大学大学院学則」第26条から第30条)。

法科大学院については、近畿大学法科大学院学則に定められている。法科大学院の専任教授をもって教授会を構成し、法科大学院長が招集して、その議長となる。法科大学院教授会では、学長又は法科大学院長の求めに応じて意見を述べることができるとされている。(「近畿大学法科大学院学則(10-1-6)」第18条から第22条)。

これらの大学運営に関する組織は、関係法令に則り、本学の規程により適切に設置されており、合理的かつ適切に運用されている。

点検・評価項目③：予算編成および予算執行を適切に行っているか。

平成 24 年度予算から建物の新築と大規模な改修案件を除いて、別枠としていた事業予算を経常予算に統合し、法人共通の業務を設定し、「業務別予算管理」の導入を行った。一時的な臨時増額や配賦では賄えない案件の予算申請は、財務部が査定している。さらに、平成 27 年度から法人全体の経営方針に沿った、計画的でより有効な予算編成機関として、1 年間に 3 回、定期的に予算委員会を開催し、平成 28 年度予算から中長期シミュレーションと連動し、各会計単位における数値目標や法人総合の支出予算目標総額の設定を行い、長期展望に立った有効的な予算編成を行っている。

これらの申請等は法人関係所管が調整し、配賦予算と合わせて評議員会で意見を受け、理事会の議を経て、前年度の 3 月末までに当初予算として決定する。また、補正予算は当該年度の執行状況や計画変更等を受け、原則当初予算と同様の過程を経て、1 月末までに決定している。

予算執行にあたり、各担当所管が起案した支出決裁書の予算額、勘定科目、消費税、内訳等を各会計単位経理担当所管が、続いて法人関係所管および財務部が確認のうえ合議しており、最終的には決裁権限者による決裁完了後に出納処理している。

5 月に監事監査を行っており、監事には監査法人から監査における留意事項等の報告がなされている。監査法人による会計監査は、年度当初に策定した監査計画に基づく期中監査、固定資産実査、現金・預金等実査、決算期末監査などを行っている。

点検・評価項目④：法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

本学は、「学校法人近畿大学事務組織規程」(10-1-7)により、事務組織および事務分掌を定めている。東大阪キャンパスには、大学事務部局として、教学本部事務部、学務部、各学部事務部、入学センター、学生部、スポーツ振興センター、キャリアセンター、人権事務室、インターナショナルセンター、アカデミックシアター事務室等を設置している。アカデミックシアター事務室は、東大阪キャンパス整備事業において、多彩な書籍とカフェや自習室を併設し、文理の垣根を超えて社会の諸問題を解決へと導く学術拠点として建設されたアカデミックシアターの企画・立案・実施および運用を主管する事務組織であり、教育研究活動の支援にも取り組んでいる。また、建学史料室、社会連携推進センター、メディカルサポートセンター等は、大学事務部局と独立して設置している。

法人本部事務部局としては、秘書室、総務部、法務部、人事部、財務部、管理部、学術研究支援部を設置し、学校法人近畿大学の法人業務や学園全体の経営に関わる業務を担当している。総務部、法務部、人事部、財務部、管理部、学術研究支援部については、大学事務部局としての業務も所管して、効率的な運営を行っている。

監査室は、本学の業務全般の監査および法人倫理推進を担当する部署として、大学事務部局および法人本部事務部局から独立して設置している。

また、東大阪以外のキャンパス（医学部、農学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部）には、事務部を設置し、事務（部）長のもとに、庶務、管理、会計、教務、学生、就職、図書館等の業務を行い、必要に応じて課を置いている。

事務組織の各部署には、事務（部）長を置き、事務（部）長は理事長の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督している。特に、法人部門、教学部門の長として、それぞれ法人本部長、教学本部長を置き、全体的に法人の事務並びに教務を統括している。

人員配置については、業務の状況や超過勤務状況、各部署からの報告を踏まえ、4月および10月のみならず、適宜積極的に人事異動を行い、適正な人員配置に努めている。

また、常に組織の活性化・効率化を図る目的や社会からの要請に応えるため柔軟に変更や新しい部署の設置あるいは改組を行っている。

平成29年4月には法人全体を統括する総務部に広報部を統合し、さらなる発信力と危機管理体制強化を図った。また、財務基盤を統括する財務部と資金部を統合したことで、資産全体の最適化と資産運用面の強化、並びに業務の効率化を進めた。

新棟における部署の配置については、ワンフロアで連携が図れるような配置を進めた。

また、管理部に省エネ推進課を新設し、省エネに取り組み、2025年に創立100周年を迎えるにあたり、創立100周年記念事務局を新設するなど、寄付事業推進体制の構築も進めた。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員および教員の意欲および資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員が担う業務が多様化、複雑化する中で、以前は4月の定期異動のみで対応してきたが、変化する状況に柔軟に対応すべく、4月および10月の2回の定期異動と必要に応じてその都度柔軟に人事異動を行っている。

また、専門スキルを持った職員や即戦力となる職員等を確保するため、キャリア採用試験を行っている（10-1-8）。

有期雇用の職員がモチベーションを維持し、仕事に取り組み、戦力となる職員になってもらう仕組みとして、任用替試験制度を平成20年から実施している（10-1-9）。この任用替試験により、契約職員から嘱託職員、嘱託職員から専任職員へとステップアップしている。

また、超過勤務の削減は、事務機能の改善の大きな課題である（10-1-10）。

平成27年10月から週40時間のシフト制勤務を施行し、メリハリのある勤務を目指し推進している。この制度の活用により、部署毎に業務を調整し、週休2日となる週も増加している。また、平成19年度から資格制度を設け、職員の職務遂行内容および職務遂行能力を基準として、資格の格付けと運用基準を定めている。また、内規としてこの資格の昇格基準を定め、資格昇格を厳格に運用している（10-1-11）。

人材育成と学園の活性化を図ることを目的とする教・職員評価制度のもと、職員評価においては、これまでも運用してきた人事考課制度に加え、平成 19 年度から人事考課に行動評価を取り入れると共に目標管理制度を新たに導入した。

事務職員については、平成 19 年度から職員の成果・努力に見合った支給ができる新たな給与体系を導入した。各職員の成果・努力を評価する制度として人事考課および目標管理制度に基づく評価制度を導入し、その評価結果をもって、給与に反映することにした（10-1-12）（10-1-13）。

さらに、本学では、事務職員に対して、人事部が昭和 62 年度から毎年度夏期に職階ごとに研修を実施している。併せて、事務職員の自己啓発の制度として、平成 9 年度から通信教育講座を実施している（10-1-14）。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、本学の自己点検評価報告書の作成に合わせて、点検・評価を行っている。これまで平成 12 年度、平成 18 年度、平成 25 年度に大学全体の自己点検・評価を実施し、平成 26 年度の公益財団法人大学基準協会による大学評価および認証評価の受審以降は、毎年、大学全体の自己点検・評価報告書を作成している。さらに、平成 29 年 11 月に外部評価委員会による大学評価を受審している。毎年の自己点検・評価報告書は公開されるとともに、「近畿大学未来戦略機構」による大学の中長期的方針や計画の立案にも役立てられている。なお、本年度の本基準の点検・評価の結果は次の通りである。

- ① 大学運営方針の策定については、各種規程を定めるほか、運営の実情に則し内規を定め、適切に運用している。また、教学組織の権限と責任および法人組織の任務と権限は、明確に規定され、適切・公正に行われている。大学運営についても、関係規程の整備と適切な運用が行われ、本基準を十分に充たしている。
- ② 大学運営については、明文化された規程に基づいて合理的・適切に運営されている。
- ③ 予算編成および予算執行については適切に行っている。
- ④ 大学業務を支援する事務組織が設置されて、適正な人員配置に努めている。
- ⑤ 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策としては、職員の成果・努力を反映した給与となる仕組みになっている。

上記の通りとなっており、同基準を概ね充足している。

（2）長所・特色

法人の経営における理事長のリーダーシップ、教学面での学長のリーダーシップは、十分に発揮されている。また、学長・学部長の選任や意思決定など、管理運営における諸機関間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方については、各規程においてそれぞれ明示されてい

る。

人事異動を柔軟に行う体制を整えたことにより、さまざまな変化に柔軟に対応できるようになった。

また、任用替試験を行い、有期雇用職員のステップアップが可能となり、モチベーションの向上につながると共に、職員の戦力化につながっている。

1 ヶ月 45 時間を超える超過勤務を行った職員および直属の上司に報告書を提出させることにより、業務の見直しにつながり、業務の質の向上に寄与している。

目標管理制度の実施により、各職員の業務の目標が明確になり、業務の質の向上や上司と部下のコミュニケーションの変化が見られる。

(3) 問題点

中長期財務予測における戦略的事業計画ができていない。毎年度始めに示される事務部門の全学的方針の各項目が達成されるまで改善すべき事項があり、各事務部で毎年目標課題としてあがっている。

人員配置については、各部署の業務の状況や勤務実態等を踏まえ、各部署の適正人員を明確化する必要がある。

目標管理制度をはじめとする評価制度については、給与への反映につながる制度として、より適正な評価となるよう見直しを行う必要がある。

超過勤務削減については、ワークライフバランスの観点からも進めていく必要がある。職員研修については、受講人数を適正化し、研修効果を高める必要がある。また、研修テーマを増やし、それぞれのテーマの研修を受講すべき職員や受講を希望する職員に適確に行っていく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本法人は、教育基本法および学校教育法に従って学校教育を行い、建学の精神に沿って、教育理念である「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを目的としており、その達成を大学運営方針としている。

法人および大学の事務に関する事項を協議することを目的として、事務部長・事務長会議が定期的に開催されている。規程に則り、理事長および常務理事をはじめ、法人の全事務部門の所属長が一堂に集まり、理事長から示された方針や課題について、各種の協議や報告が行われている。

人事異動を必要な時期に適切に行っていくことにより、時代の流れや学園の方針に柔軟に対応できるような人材育成の仕組み作りをすると共に、任用替試験制度を適切に運用し、戦力化できる職員を育成し、その職員を適確に任用替し、各職員のモチベーションの向上を維持して

いる。

また、超過勤務については、時間と内容のバランスに目を向けた働き方改革を進めている。一方、人員配置については、各部署の業務内容を見直し、各部署の適正人員を策定する。評価制度については、各職員の努力に報いるよう、常に公正な評価を心掛けることが必要である。

目標管理制度については、制度の見直しを継続的に行い、より良い制度となるように努力する。

職員研修資料をデータ化し可視化することにより、職員が自分の時間に合わせていつでも知識を習得できるシステムを作り出す。

【根拠資料】

- 10-1-1 学校法人近畿大学寄附行為
- 10-1-2 近畿大学学則
- 10-1-3 近畿大学院学則
- 10-1-4 学校法人近畿大学職制
- 10-1-5 平成 29 年度 学校法人近畿大学 事務部門全学的方針
- 10-1-6 近畿大学法科大学院学則
- 10-1-7 学校法人近畿大学事務組織規程
- 10-1-8 平成 29 年度専任（嘱託）職員求人募集要項（キャリア採用）
- 10-1-9 事務職員任用替試験実施要項
- 10-1-10 時間外上限超過報告書
- 10-1-11 学校法人近畿大学職員資格規程
- 10-1-12 職員人事考課実施要項（人事部人事課・人事部労務課）（H24.12）
- 10-1-13 職員目標管理制度実施要項（人事部人事課・人事部労務課）（H24.4）
- 10-1-14 職員研修実施記録（管理者・夏期）

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

質の高い教育研究活動を継続し、社会からの多様なニーズへ対応するには、長期的且つ安定的な財政基盤は不可欠であり、財政計画の策定は重要となる。平成 23 年度から法人総合の収支を予測しながら、各会計単位から中長期施設設備計画等の情報を収集し、10ヶ年の財務中長期予測を作成している。毎年徹底して見直しを行い、単年度の予算編成と中長期財政計画を策定している。

さらに、平成 27 年度から法人全体の経営方針に沿った、計画的でより有効な予算編成機関として、1年間に3回、定期的に予算委員会を開催し、平成 28 年度予算から中長期シミュレーションと連動し、各会計単位における数値目標や法人総合の支出予算目標総額の設定を行い、長期展望に立った有効的な予算編成を行っている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

本法人収入の特徴として、平成 22 年度以降は医療収入が学生生徒等納付金を上回っている点が挙げられる。平成 24 年度 30.0%であった医療収支を除く教育研究経費比率は 32.4%（医療収支を含む場合 42.7%から 46.0%）と僅かながらも増加の傾向にある（10-2-1）。

平成 28 年度末の貸借対照表は、資産の部の合計 約 417,410 百万円、負債の部の合計 約 53,343 百万円、純資産の部の合計 約 364,066 百万円であり、総負債比率は約 12.8%である（10-2-2）。

平成 24 年度 43.1%であった人件費比率は、平成 28 年度 43.8%となり、学生数 1 万人以上の大規模大学平均（49.4%）よりも低水準で推移している。これは給与体系の見直し、業務委託の実施や様々な人事制度の導入による効果と考えている。

過去 5 ヶ年の基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の推移は、消費税増税等の外的要因もあるが、平成 24 年度 約 113 億円、平成 25 年度 約 106 億円、平成 26 年度 約 73 億円、平成 27 年度 約 83 億円、平成 28 年度 約 71 億円の収入超過で推移しており、本学の方針のひとつである財政基盤の安定化が実現している。

東大阪キャンパス整備事業（本部棟、図書館棟、3 学部の新校舎等の建設）費を執行するた

めに一部資産を切り崩しているが、平成 28 年度末の施設設備引当特定資産累計額 300 億円、退職給与引当特定預金累計額 100 億円、医学部・附属病院移転事業費等に充てる第 2 号基本金引当特定資産累計額 200 億円、アクティブ・ラーニングの充実のための学生参加型プロジェクト事業資金に充てる第 3 号基本金引当特定資産累計額 10 億円となり、継続的に資金を留保している。内部留保資産比率は、東大阪キャンパス整備事業に関連する多額の事業費が発生したことから運用資産の減少が伴い、平成 28 年度末 約 12.7%となっているが、運用資産にて総負債をすべて充当することができている (10-2-3)。

科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金は、年度によって採択件数は増減するが、次のとおりに一定件数を獲得している。

<科学研究費補助金直接経費>

平成 24 年度 362 件 約 541,596 千円、25 年度 382 件 約 550,617 千円、26 年度 388 件 約 580,169 千円、27 年度 420 件 約 597,500 千円、28 年度 435 件 約 575,200 千円 (10-2-4)

<科学研究費補助金間接経費>

平成 24 年度 約 158,308 千円、25 年度 約 160,322 千円、26 年度 約 170,107 千円、27 年度 約 177,750 千円、28 年度 約 170,730 千円 (10-2-4)

<文部科学省の国公私立大学を通じた大学教育改革支援 (GP) などの補助金事業>

平成 24 年度 5 件 9 課題、25 年度 4 件 7 課題、26 年度 3 件 8 課題、27 年度 3 件 8 課題、28 年度 3 件 7 課題 (10-2-5) (10-2-6)

<受託研究費・寄付研究費>

平成 24 年度 2,366,124 千円、25 年度 2,317,212 千円、26 年度 2,419,485 千円、27 年度 2,596,853 千円、28 年度 2,742,247 千円 (10-2-7)

(2) 長所・特色

<予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査>

平成 24 年度予算から建物の新築と大規模な改修案件を除いて、別枠としていた事業予算を経常予算に統合し、法人共通の業務を設定し、「業務別予算管理」の導入を行った。一時的な臨時増額や配賦では賄えない案件の予算申請は、財務部が査定している。

さらに、平成 27 年度から法人全体の経営方針に沿った、計画的でより有効な予算編成機関として、1 年間に 3 回、定期的に予算委員会を開催し、平成 28 年度予算から中長期シミュレーションと連動し、各会計単位における数値目標や法人総合の支出予算目標総額の設定を行い、長期展望に立った有効的な予算編成を行っている。

これらの申請等は法人関係所管が調整し、配賦予算と合わせて評議員会で意見を受け、理事会の議を経て、前年度の3月末までに当初予算として決定する。また、補正予算は当該年度の執行状況や計画変更等を受け、原則当初予算と同様の過程を経て、1月末までに決定している。予算執行にあたり、各担当所管が起案した支出決裁書の予算額、勘定科目、消費税、内訳等を各会計単位経理担当所管が、続いて法人関係所管および財務部が確認のうえ合議しており、最終的には決裁権限者による決裁完了後に出納処理している。

5月に監事監査を行っており、監事には監査法人から監査における留意事項等の報告がなされている。監査法人による会計監査は、年度当初に策定した監査計画に基づく期中監査、固定資産実査、現金・預金等実査、決算期末監査などを行っている。

<予算執行に伴う効果の分析・検証する仕組みの確立>

「業務別予算管理」の導入により、どのような案件にどれだけの予算が必要であり、どれだけ執行されたのかを把握できるようになった。継続的な申請案件では、予算の申請および執行状況が把握でき、予算査定時にも大いに役立っている。また、各会計単位による比較を可能とするので、突出する経費を抑制するための情報として活用している。

<事業活動収支計算関係比率および貸借対照表関係比率の適切性>

平成24年度30.0%であった医療収支を除く教育研究経費比率は32.4%（医療収支を含む場合42.7%から46.0%）と僅かながらも増加の傾向にある。

また、平成24年度43.1%であった人件費比率は、平成28年度43.8%となり、学生数1万人以上の大規模大学平均（49.4%）よりも低水準で推移している。これは給与体系の見直し、業務委託の実施や様々な人事制度の導入による効果と考えている。

なお、平成28年度末の貸借対照表は、資産の部の合計 約417,410百万円、負債の部の合計 約53,343百万円、純資産の部の合計 約364,066百万円であり、総負債比率は約12.8%と大規模大学平均（14.3%）よりも低水準が維持されている。

<高い産学連携等の実施>

受託研究費は堅調に推移しており、文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」によれば民間企業からの受託研究実施件数は、平成24年度 全国大学3位、25年度1位、26年度2位、27年度2位、28年度1位と常に上位を維持しており、研究や共同開発が盛んに行われていることを立証している（10-2-8）。

（3）問題点

平成27年度と比較して、平成28年度の医学部・三附属病院・看護専門学校は支出超過ながら、収支差額は改善している。更なる改善を実現するために、大学本部・医学部・附属三病院

間で医学部・附属三病院管理者会議を開催し、収支や人事等の諸案件を継続的に検討している。また、法人として進めている大型事業計画について、現在進行中の東大阪キャンパス整備事業が終了すると医学部・附属病院の移転建替事業が開始となる。この大型事業については、法人としての無借金方針のもと、現在、蓄積されている資金と今後の経営から生まれてくる資金をもって対応していく方針であり、更なる財政基盤の強化に努める必要がある。

(4) 全体のまとめ

法人全体と各会計単位の収支状況だけではなく、単年度・中長期事業計画における予算を審議・査定することで、投資の意思決定が実現し、経営層から示される方針に沿った予算編成が可能となっている。

各事業資金の積立により、学生の教育環境を整備し、教員の教育・研究の質の向上および大学ブランド力の強化を図っている。

平成 32 年度までの東大阪キャンパス整備事業は総事業費 約 502 億円、平成 31 年度からの医学部・附属病院移転事業は総事業費が未定であるが、手持ち資金で賄う方針のため、毎年一定額の資金を留保して増加させる他、事業費を抑制しなければならない。

更なる財政的基盤の強化に向けて、学生生徒等納付金、医療収入、補助金の他、資産運用や寄付募集の強化による増収策は重要である。一方、より統制の効いた予算制度における支出管理、企業に倣った費用対効果も検討が必要であろう。

【根拠資料】

- 10-2-1 「財務比率比較表（平成 24～28 年度）」
- 10-2-2 「貸借対照表（平成 24～28 年度）」
- 10-2-3 「内部留保資産比率算出表（平成 24～28 年度）」
- 10-2-4 「科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金 採択一覧（平成 24～28 年度）」
- 10-2-5 「COE・GP 年度推移表（H14～）」
- 10-2-6 「戦略的研究基盤支援事業 年度推移表」
- 10-2-7 「寄付研究費・受託研究費 集計表（平成 24～28 年度）」
- 10-2-8 「大学等における産学連携等実施状況について（平成 24～28 年度）」